令和７年度　第９回定例庁議　次第

日時：令和７年12月10日（水）午後１時15分～
場所：本館３階302会議室

１　開会

２　市長あいさつ

３　協議・報告事項
（1）令和８年度組織体制について（総合政策部）

（2）既存社会体育施設等を専門性の高い施設とするための基本的な考え方について
（総合政策部）

（3）笛吹市過疎地域持続的発展計画について（総合政策部）

（4）第２期笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略について（総合政策部）

（5）笛吹市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定について（保健福祉部）

（6）笛吹市部活動地域展開に関する基本方針の策定について（教育委員会）

４　その他
（1）　定例庁議予定日　１月８日（水）　午後１時15分～　本館３階302会議室

５　閉会

別記様式（第5条関係）

庁議付議事項概要書

<table>
<tr><td colspan="3">協議事項　・　報告事項</td><td colspan="2">令和7年12月10日提出</td></tr>
<tr><td colspan="2">件　名</td><td>令和8年度組織体制について（建設部）</td><td>部局名</td><td>総合政策部</td></tr>
<tr><td>概要</td><td colspan="4">　令和7年11月の定例庁議において、令和8年度の組織体制について報告したところ、副市長から、建設部土木課建設担当が決められた組織体制のとおりとなっておらず、担当内に、課独自に班を構成しているが、担当を統括する職員との連携不足などが見受けられるので、令和8年度の組織体制の見直しに追加して検討するよう指示があった。
　この指示を受け、土木課からのヒアリング及びその後に行った協議を踏まえ、組織体制が決定したので報告する。</td></tr>
<tr><td>経過</td><td colspan="4">令和7年11月　　　　土木課に対するヒアリング及び総務課との協議
令和7年12月5日　　市長懸案協議において決定</td></tr>
<tr><td>問題・課題</td><td colspan="4">　建設部土木課建設担当の職員は課長補佐以下9人と人数が多いため、課長補佐一人ではマネジメントが行き届かず、また、担当内の業務量も多いため全ての業務を把握することが困難な状況にある。そのため、主幹級の職員一人を課長補佐の補佐役とし、他の7人の職員は、市内を2つに区分した管轄エリアごとに班を構成し、その中で上位の職位者を班長とし業務を行っている。
　担当内に課長補佐が1人、課長補佐の補佐役の主幹が1人、班長が2人いる中で、指揮命令系統が複雑化しているため、責任の所在が曖昧になり、上司が業務内容を把握できていないことなどが散見され、業務遂行における連携不足や潜在的な問題発生リスクの増大に繋がっている。</td></tr>
<tr><td>対応策</td><td colspan="4">　担当を管理監督する職員の負担軽減と担当内の指揮命令系統を明確にし、責任の所在を明らかにするため、建設部土木課建設担当を北部建設担当と南部建設担当の2担当に分け、各担当に課長補佐またはリーダーを置く。
北部建設担当・・・石和、一宮、春日居地区の道路・河川を所掌
南部建設担当・・・御坂、八代、境川、芦川地区の道路・河川及び市内全域の橋梁を所掌</td></tr>
</table>

協議結果	

令和8年度 笛吹市行政組織図

市長部局

市長 ― 副市長

部	課	担当
総務部	総務課	総務担当 人事担当 給与担当
	R7.11月庁議で報告済み➡	
	防災危機管理課	防災担当 消防担当
	管財課	管理担当 契約担当 検査担当 営繕担当
	御坂支所	地域住民担当
	一宮支所	地域住民担当
	八代支所	地域住民担当
	境川支所	地域住民担当
	春日居支所	地域住民担当
	芦川支所	地域住民担当
総合政策部	政策課	秘書担当 政策推進担当 行政改革担当
	企画課	企画調整担当 広聴広報担当 ふるさと納税担当
	財政課	財政担当
	情報システム課	情報システム担当
市民生活部	市民活動支援課	市民活動支援担当 市民生活担当
	戸籍住民課	住民記録担当 戸籍担当 証明発行担当
	国民健康保険課	国保総務担当 高齢者医療・年金担当
	環境推進課	ごみ減量担当 環境担当
	税務課	市民税担当 資産税担当
	収納課	収納担当 管理担当
保健福祉部 福祉事務所	福祉総務課	福祉総務担当 地域福祉担当
	障害福祉課	障害福祉担当 障害給付担当 障害支援担当（障がい者基幹相談支援センター）
	生活援護課	生活保護担当 生活支援担当

	介護保険課	介護総務担当
		給付適正担当
		認定審査担当
	長寿支援課	長寿支援担当
		地域包括担当
	健康づくり課	健康企画担当
		成人保健担当
子供すこやか部	子育て支援課	子育て総務担当
		子供家庭支援担当（こども家庭センター）
福祉事務所		母子保健担当（こども家庭センター）
	保育課	保育総務担当
		保育所担当
産業観光部	農林振興課	農林経営担当
		農産推進担当
	観光商工課	観光担当
		商工労働担当
	農林土木課	農林土木担当
建設部	建設総務課	総務住宅担当
		管理担当
		地籍担当
	土木課	北部建設担当
		南部建設担当
		総務用地担当
	まちづくり整備課	計画指導担当
		都市整備担当
公営企業部	企業総務課	総務担当
		会計担当
	水道課	工務担当
		維持担当
	下水道課	管理担当
		施設担当
会計管理者	（会計室）会計課	出納担当
市議会	事務局	総務担当
		議事担当
監査委員	事務局	
公平委員会	事務局	
選挙管理委員会	事務局	
固定資産評価審査委員会		
農業委員会	事務局	総務担当

教育委員会

- 教育長
  - 事務局
    - 教育総務課
      - 総務担当
      - 施設管理担当
      - 学校給食担当
    - 学校教育課
      - 学務担当
    - 生涯学習課
      - 生涯学習担当
      - スポーツ推進担当
    - 文化財課
      - 文化財担当
      - 国分寺跡整備担当
    - 図書館
      - 図書担当

消防本部

- 消防本部
  - 管理課
    - 消防総務担当
  - 消防課
    - 消防担当
    - 防災救急担当
  - R7.11月庁議で報告済み➡ 指令課
    - 通信担当
  - 予防課
    - 予防担当
    - 危険物担当
  - 消防署
    - 第1部警防救助担当
    - 第1部救急担当
    - 第1部予防担当
    - 第2部警防救助担当
    - 第2部救急担当
    - 第2部予防担当
    - 第3部警防救助担当
    - 第3部救急担当
    - 第3部予防担当
    - 西部出張所第1部消防担当
    - 西部出張所第2部消防担当
    - 西部出張所第3部消防担当
    - 東部出張所第1部消防担当
    - 東部出張所第2部消防担当
    - 東部出張所第3部消防担当

別記様式(第5条関係)

庁議付議事項概要書

<table>
<tr><td colspan="3">協議事項 ・ 報告事項</td><td colspan="2">令和7年12月10日提出</td></tr>
<tr><td colspan="2">件　名</td><td>既存社会体育施設を専門性の高い施設とするための基本的な考え方について</td><td>部局名</td><td>総合政策部</td></tr>
<tr><td>概要</td><td colspan="4">市では、多くの競技団体からの要望や市民ニーズへの対応などに向け、令和5年2月「笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画」を策定し、整備に向けた取組を進めてきた。しかし、令和6年2月、反対する地権者の同意を得ることはできないとの判断から計画の見直しを決定し、既存社会体育施設の活用など、様々な可能性を考慮する中で検討することとした。
令和6年度からは、既存社会体育施設等を専門性の高い施設とするための基本的な考え方の整理に取り組んでおり、令和7年6月、笛吹市議会第2回定例会の市長閉会挨拶において、市スポーツ協会専門部などの意見を参考にした上で、令和7年12月に、市の基本的な考え方を示すことを表明した。
今回、市内の既存社会体育施設の利用状況調査や市スポーツ協会専門部への聴取結果を参考に、「既存社会体育施設を専門性の高い施設とするための基本的な考え方」を取りまとめたので、その内容について協議する。</td></tr>
<tr><td>経過</td><td colspan="4">令和5年2月　笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画を策定
令和6年2月　多目的芝生グラウンドの整備について見直しを決定
令和7年6月　12月に「既存社会体育施設等を専門性の高い施設とするための基本的な考え方」を示す旨を表明</td></tr>
<tr><td>問題・課題</td><td colspan="4">基本的な考え方や方向性を決定した後、優先順位を付けた上で、具体的な整備に向けた取組を進めていく必要がある。</td></tr>
<tr><td>対応策</td><td colspan="4">令和7年12月議会において、既存社会体育施設を専門性の高い施設とするための基本的な考え方、整備の方向性を明らかにする。
また、陸上競技における排水性の高いトラックや、サッカー、ラグビーにおける芝生など、競技の特性上必要とされている、あるいは、標準的な試合環境に準ずるような設備が市内に整っていない競技もある。こうした競技は、優先度が高いと考えられるため、それらの競技の専門性を高めることを想定している「御坂花鳥の里スポーツ広場」と「清流公園みどりの広場」について、まずは優先的に取り組む。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>協議結果</td><td></td></tr>
</table>

資料１

既存社会体育施設等を専門性の高い施設とするための基本的な考え方（案）

令和７年○月

１　目的

合併した本市では、グラウンド、テニスコート、体育館、柔･剣道場等、多くの社会体育施設を有しています。これらの施設は、旧町村において、それぞれの施設を様々なスポーツに利用できるよう整備してきたため、各施設とも幅広いスポーツに対応し、地域住民が気軽に利用することができます。

一方で、競技レベルの向上に資する施設の整備も求められており、市のスポーツ協会などからは、総合運動公園の整備も要望されているところです。

また、現在、国が教員の働き方改革の一環として、中学校における休日の部活動を学校単位から地域単位の取組とし、地域全体で子供たちの活動を支えていく、いわゆる「地域展開」について、可能な限り早期の実現を目指すとされており、これに対応可能なスポーツ環境の整備も必要となります。

このような状況を踏まえ、市では、市全体を一つの総合運動公園に見立て、既存社会体育施設を競技特性に応じた専門性の高い施設として整備することとし、これに必要となる基本的な考え方を示します。

２ 専門性の高い施設としての整備を検討する既存社会体育施設及び公園

既存社会体育施設のうち、主として利用が想定される競技で必要とされる規格を概ね満たす規模の「グラウンド」「テニスコート」「体育館（アリーナ）」「弓道場」「柔･剣道場」「相撲場」「水泳プール」を候補とし、その中から競技特性に応じた専門性の高い施設の整備について検討します。また、公園のうち、施設規模や立地などから競技利用が期待できる施設も検討の対象とします。

なお、スポーツ少年団や地域のスポーツ活動の拠点として利用されている小規模の施設については、スポーツに加え、地域の様々な活動に利用される多目的スペースとしての活用を考慮し、競技特性に応じた専門性の高い施設として整備する対象としては想定しないこととします。

【専門性の高い施設としての整備を検討する既存社会体育施設及び公園の名称と立地】

施設種別	番号	対象施設
グラウンド	①	石和農村スポーツ広場
	②	御坂花鳥の里スポーツ広場
	③	いちのみや桃の里スポーツ公園（グラウンド）
	④	八代中央スポーツ広場
	⑤	境川スポーツセンター（グラウンド）
	⑥	春日居スポーツ広場
	⑦	芦川スポーツ広場
テニスコート	⑧	石和中央テニスコート
体育館（アリーナ）	⑨	御坂体育館
	③	いちのみや桃の里スポーツ公園（体育館）
	⑩	若彦路ふれあいスポーツ館（体育館）
	⑤	境川スポーツセンター（体育館）

弓道場	⑪	石和清流館（弓道場）
柔剣道場	⑪	石和清流館（柔剣道場）
	③	いちのみや桃の里スポーツ公園（柔剣道場）
	⑩	若彦路ふれあいスポーツ館（柔剣道場）
相撲場	⑪	石和清流館（相撲場）
水泳プール	⑫	八代中央水泳プール
公園	⑬	清流公園みどりの広場

3 各施設の規模及び利用状況

令和２年度から令和６年度までの間における、既存社会体育施設の年間利用者の推移については次のとおりです。

施設名	施設種	利用者数（延べ）（単位：人）					
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	平均
石和農村スポーツ広場	グラウンド	16,260	15,877	19,238	17,985	17,210	17,314
花鳥の里スポーツ広場	グラウンド	15,802	16,847	17,468	24,255	27,455	20,365
いちのみや桃の里スポーツ公園	グラウンド	21,705	20,959	24,389	26,704	28,898	24,531
八代中央スポーツ広場	グラウンド	9,241	10,024	7,953	10,807	13,071	10,219
境川スポーツセンター	グラウンド	2,988	5,056	5,173	5,604	7,592	5,283
春日居スポーツ広場	グラウンド	8,560	9,770	10,761	10,735	10,735	10,112
芦川スポーツ広場	グラウンド	317	648	1,369	461	783	716
石和中央テニスコート	テニスコート	31,381	35,231	41,349	41,769	10,661	32,078
御坂体育館	体育館	41,738	44,368	50,564	56,102	57,305	50,015
いちのみや桃の里スポーツ公園	体育館	17,502	18,513	24,885	26,348	27,603	22,970
若彦路ふれあいスポーツ館	体育館	11,391	12,502	11,642	19,185	18,083	14,561
境川スポーツセンター	体育館	5,830	10,009	16,433	15,165	16,469	12,781
石和清流館	弓道場(遠)	30	344	19	468	633	299
石和清流館	弓道場(近)	8,883	7,736	9,453	9,738	9,316	9,025
石和清流館	柔道場	7,468	5,899	8,746	7,760	8,140	7,603
石和清流館	剣道場	9,291	9,641	12,238	11,565	10,403	10,628
いちのみや桃の里スポーツ公園	柔道場	3,359	2,533	3,439	3,432	2,872	3,127
いちのみや桃の里スポーツ公園	剣道場	3,658	2,896	3,207	2,673	2,515	2,990
若彦路ふれあいスポーツ館	柔道場	3,915	4,672	4,444	3,180	3,146	3,871
若彦路ふれあいスポーツ館	剣道場	4,374	4,842	4,765	3,833	3,242	4,211
石和清流館	相撲場	315	30	335	435	801	383
八代中央水泳プール	プール	0	0	449	1,354	1,674	695

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴い、令和２年３月 10 日から３月 31 日まで全ての施設の利用を中止しました。４月に一時的に利用を再開しましたが、屋内施設は同年４月８日から５月 31 日まで、屋外施設は４月 10 日から５月 27 日まで利用を中止しました。

既存社会体育施設においては、主として利用されている競技の傾向が施設ごとに異なり、例えばグラウンド施設では、八代中央スポーツ広場、境川スポーツセンターグラウンド、芦川スポーツ広場は野球、春日居スポーツ広場は野球やソフトボール、石和農村スポーツ広場や御坂花鳥の里スポーツ広場、いちのみや桃の里スポーツ公園グラウンドではサッカーなどでの利用が主となっています。また、体育館施設においては、いずれの施設もバスケットボールの利用が増えています。次いで、いちのみや桃の里スポーツ公園体育館ではバドミントン、若彦路ふれあいスポーツ館や境川スポーツセンター体育館ではバレーボールの利用が多くみられます。

（1）グラウンド施設

対象施設	面積（㎡）	施設概要（競技利用での目安）	年間の利用状況（令和６年度）	主な大会開催の実績
石和農村スポーツ広場	12,593	軟式野球１面、ソフトボール２面、マウンド１か所、バックネット、防球ネット	サッカー41%、野球26%、グラウンドゴルフ21%、ソフトボール11%、その他1%	全国石和温泉ソフトボール大会、笛吹市軟式野球大会など
御坂花鳥の里スポーツ広場	19,889	サッカー2面、軟式野球２面、ソフトボール4面、小マウンド１か所、バックネット、防球ネット、観客席（コンクリート）	グラウンドゴルフ25%、サッカー22%、ソフトボール17%、野球11%、陸上10%、ゲートボール2%、その他13%	全国ゲートボール大会、平成８年度インターハイ（女子ソフトボール・一宮と共同）、平成24年度関東大学ソフトボール大会
いちのみや桃の里スポーツ公園グラウンド	13,000	サッカー1面、ソフトボール２面、軟式野球１面、マウンド無し（プレートのみ１か所）、バックネット、防球ネット、観客席	サッカー32%、ソフトボール27%、グラウンドゴルフ17%、野球8%、陸上7%、その他9%	市桃の里マラソン大会、ふれあいゲートボール大会（平成15年度頃まで）、平成24年度関東大学ソフトボール大会、平成８年インターハイ（女子ソフトボール・御坂と共同）など
八代中央スポーツ広場	7,567	ソフトボール１面、マウンド１か所	野球56%、グラウンドゴルフ15%、ソフトボール12%、サッカー2%、その他15%	町民運動会など地元利用
境川スポーツセンターグラウンド	11,364	軟式野球１面（ライト短い）、ソフトボール２面	野球80%、グラウンドゴルフ8%、サッカー2%、ソフトボール1%、その他9%	少年軟式野球交流大会のほか、町民運動会など地元利用

春日居スポーツ広場	11,250	サッカー1面、ソフトボール2面、バックネット、防球ネット、観客席	野球41%、ソフトボール40%、グラウンドゴルフ13%、サッカー1%、その他5%	平成4年関東ソフトボール大会、少年軟式交流大会など
芦川スポーツ広場	6,038	ソフトボール1面 バックネット、防球ネット	野球36%、ソフトボール30%、グラウンドゴルフ8%、その他26%	町民運動会など地元利用が中心

(2) テニスコート

対象施設	面積（㎡）	施設概要（競技利用での目安）	年間の利用状況（令和6年度）	主な大会開催の実績
石和中央テニスコート	8,240	人工芝12面	ソフトテニス、硬式テニス100%	昭和61年かいじ国体（ソフトテニス）、平成24年東日本選手権大会、平成26年関東ブロック選抜大会（ソフトテニス）、平成27年関東高校ソフトテニス選手権大会、平成28年関東ソフトテニス選手権大会、平成8年度インターハイ（ソフトテニス）、平成24年度全国中学校選手権大会など

(3)体育館（アリーナ）

対象施設	面積（㎡）	施設概要（競技利用での目安）	年間の利用状況（令和6年度）	主な大会開催の実績
御坂体育館	1,096	バレーボール2面、ソフトバレーボール6面、バスケットボール2面、バドミントン6面	バスケットボール56%、卓球8%、ソフトバレーボール8%、バドミントン8%、体操8%、バレーボール4%、バウンドテニス1%、その他7%	昭和61年かいじ国体（ウエイトリフティング）、会長旗山梨小学生バレーボール大会、関東小学生バレーボール大会山梨県予選試合会場、全日本社会バスケットボール選手権大会山梨県予選など

いちのみや桃の里スポーツ公園体育館	2,202	バレーボール２面、ソフトバレーボール６面、バスケットボール２面、バドミントン６面	バスケットボール44%、バドミントン19%、ダンス・体操13%、バレーボール10%、ソフトバレーボール3%、卓球3%、その他8%	春高バレー県決勝戦、全国ソフトバレー・シルバーフェスティバル県予選、ブロンズ山梨ソフトバレーボール大会
若彦路ふれあいスポーツ館	1,280	バレーボール２面、ソフトバレーボール６面、バスケットボール２面、バドミントン６面	バスケットボール50%、バレーボール27%、ソフトバレーボール4%、バドミントン3%、その他16%	山梨県体育祭り(バスケットボール)、バスケットボール県強化合宿、令和４年度ビームライフル射撃関東大会
境川スポーツセンター体育館	924	バレーボール２面、ソフトバレーボール６面、バスケットボール２面、バドミントン６面	バスケットボール57%、バレーボール20%、ソフトバレーボール9%、バドミントン8%、その他6%	全日本小学生バレーボール大会山梨県予選会場、関東小学生バレーボール大会山梨県予選試合会場など

※ 若彦路ふれあいスポーツ館と境川スポーツセンター体育館は、災害時の指定避難所に指定されている。

(4) 武道施設（弓道場）

対象施設	面積（㎡）	施設概要（競技利用での目安）	年間の利用状況（令和６年度）	主な大会開催の実績
石和清流館弓道場	(射場・的場のみ)318 (射場・的場のみ)138	近的(8 立ち)、 遠的(2 立ち)	弓道 100%	清流杯(関東近県の高校生) ※財団主催で毎年開催

(5) 武道施設（柔剣道場）

対象施設	面積（㎡）	施設概要（競技利用での目安）	年間の利用状況（令和6年度）	主な大会開催の実績
石和清流館柔剣道場	1,102	柔道・剣道各2面	太極拳24%、柔道23%、剣道23%、空手17%、少林寺10%、その他3%	地域大会など地元利用が中心
いちのみや桃の里スポーツ公園柔剣道場	618	柔道・剣道各1面	空手41%、剣道27%、柔道23%、その他9%	地域大会など地元利用が中心
若彦路ふれあいスポーツ館柔剣道場	396	柔道・剣道各1面	柔道25%、剣道14%、空手13%、居合8%、その他40%（控室として利用26%）	地域大会など地元利用が中心

(6) 武道施設（相撲場）

対象施設	面積（㎡）	施設概要（競技利用での目安）	年間の利用状況（令和6年度）	主な大会開催の実績
石和清流館相撲場	77	相撲場1面	相撲100%	地域大会など地元利用が中心

(7) 水泳プール

対象施設	面積（㎡）	施設概要（競技利用での目安）	年間の利用状況（令和6年度）	主な大会開催の実績
八代中央水泳プール	2,282	25mプール7コース（深さ1.0～1.2m）子供用の12mプール	屋外プールのため、現在は、夏期に22日間程度開設	実績なし

(8) 公園施設

対象施設	面積（㎡）	施設概要（競技利用での目安）	年間の利用状況（令和6年度）	主な大会開催の実績
清流公園みどりの広場	10,700	芝生広場、野外ステージ、じゃぶじゃぶ池、水辺ゾーン	普段は、公園として利用 年に数回スポーツ大会を開催	グラウンドゴルフ、少年サッカーの地域大会など地元利用が中心

4　中学校部活動の地域展開と既存社会体育施設の役割について

部活動の地域展開とは、中学校や高等学校で学校教育活動の一環として行われている部活動の運営や指導を、段階的に地域のクラブや団体、外部指導者などに委ね、地域全体で支える仕組みに変えていく取組です。

国は、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブの在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和5年度から令和7年度の3年間を改革推進期間として、公立中学校の休日の運動部の部活動を優先し、段階的に地域展開を進める全国的な取組を推進しています。

また、令和7年11月、笛吹市教育委員会は「笛吹市部活動地域展開に関する基本方針」を策定しました。この方針では、少子化により学校部活動の維持が困難になってきている状況を踏まえ、「地域の子どもたちは地域で育てる」という考えの下、まずは、休日の部活動を地域クラブ活動へ段階的に移行することとしています。地域クラブ活動の主な活動場所は、中学校の体育館や運動場などの学校施設とし、複数校や市全域を対象とした活動を行う場合などは必要に応じて、社会体育施設や社会教育施設等も活動場所とすることとしています。

スポーツにおける中学校部活動の地域展開は、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチームのほか、保護者会、指導について学校の許可を得た教員など、様々な団体などが主体となって行われることが考えられ、活動の単位も、学校ごとの単独チームだけでなく、近隣校などによる合同チーム、市内の全学校などによる広域的合同チームといった多様な形態が予想されます。

体力や技量が高い競技志向の生徒がいる一方で、スポーツを楽しむことを重視するレクリエーション志向の生徒や運動が苦手な生徒などもいることから、生徒の志向や状況に応じたきめ細かい対応が求められます。

こうした状況に鑑みると、今後は、これまで以上に多くのスポーツ団体などが、既存社会体育施設や学校の体育施設を利用しながら、多様な活動を提供することになると見込まれます。

そのため、本市では、学校の体育施設については、地域クラブ活動の基盤となる施設として、体育の授業や学校行事などでも利用することを踏まえ、競技志向の生徒からレクリエーション志向の生徒、運動が苦手な生徒など、多様な生徒が幅広いスポーツを楽しめる環境を維持・向上していくこととします。

一方、既存社会体育施設については、複数校にまたがる広域的な地域クラブ活動や、学校施設では対応が難しい競技特性、より高いレベルの活動への対応が必要な場合などにおいても、利用ニーズを満たすことができるよう、競技の特性に応じた、質の高いスポーツ環境を整備していきます。

これらにより、地域全体で子供たちのスポーツ活動を支え、持続可能な活動機会を提供することができる体制を構築することを目指します。

■市内中学校における部活動加入の状況(令和７年度)

常設部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：人）

		石和中	御坂中	一宮中	浅川中	春日居中	合計
1	野球	23	17	13	10	11	74
2	サッカー	39	35	14	35	28	151
3	テニス男子	26	17	10	20	18	91
4	テニス女子	23	27	20	19	20	109
5	バスケ男子	29	14	18	10	25	96
6	バスケ女子	16	15	18	14	5	68
7	バレー男子	14	14	14	16	2	60
8	バレー女子	34	19	19	22	9	103
9	卓球男子	21	16	13	16	16	82
10	卓球女子	9	16	20	19	12	76
11	剣道	12		2	12	17	43
12	柔道	9			16		25
13	弓道	41					41
14	ソフトボール						
15	体操						
16	陸上	66					66
17	吹奏楽	36	25	22	25		108
18	美術・文化・音楽	22	23	13	19	15	92
19	パソコン	6				18	24
20	英語	5					5
21	家庭科				22		22

季節部・認定部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：人）

		石和中	御坂中	一宮中	浅川中	春日居中	合計
1	硬式テニス						
2	水泳			1		1	2
3	空手	2	2	1	2		7
4	相撲			4			4
5	新体操	1	4	3			8
6	体操						
7	ラグビー	1		18		26	45
8	弓道		3		2		5
9	剣道		2				2
10	太鼓					18	18
11	陸上・駅伝		20	2	10	4	36
12	柔道		1	1			2
13	バドミントン						
14	アイスホッケー						

5 専門性の高い施設整備について

本市は、第二次笛吹市総合計画において市の将来像を「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」と掲げ、その実現に向け施策の展開を図っています。スポーツ活動の推進については、市民が生涯にわたって、健康に生活できるよう、スポーツを楽しみ、心身ともに健康な生活を送ることができる環境の整備と機会の創出に取り組むこととしています。

また、本市のスポーツ活動の推進に向けた「笛吹市スポーツ推進計画」においては、基本目標の一つに「スポーツ施設の充実」を掲げ、市民が主体的にスポーツに参画し、安全で快適に施設を利用できるよう、スポーツ施設の環境整備に取り組むこととしています。

これらの計画を踏まえ、現在の利用状況などを勘案した中で、順次、既存社会体育施設の改修や機能向上などを行うとともに、利用ニーズの高度化や中学校部活動の地域展開に対応した拠点となり得る、専門性の高い施設の整備を目指すことが望ましいと考えます。

ここで言う「専門性の高い施設の整備」とは、それぞれの施設の主要な機能や強みを活かす中で、特定の競技における練習や試合環境の質の向上に向け、施設の設備や機能を強化する取組のことを想定しています。

一方で、各施設は従来から多様な競技や地域活動に用いられており、必ずしもそうした競技を排除することは想定していません。

市全体をひとつの総合運動公園と見立て、施設ごとに特定の競技における機能性を高めるとともに、様々な競技の競技力向上を目指し、質の高い練習やプレーができる環境を整えます。あわせて、だれもが利用しやすい環境を可能な限り維持し、多様なスポーツ活動を支えることを重視します。

6 専門性を高める施設整備の考え方と取組の方向性

(1) 施設整備の考え方

本市では、市町村合併以前から、地域それぞれにスポーツに親しむ文化が根付いており、地域によって、野球、サッカー、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球など地区行事としても練習や大会が行われ、その会場としても、既存社会体育施設が身近に利用されてきました。これは、市民がスポーツ活動を継続する上でも重要な基盤となっていると考えられます。

一方で、陸上競技における排水性の高いトラックや、サッカー、ラグビーにおける芝生など、競技の特性上必要とされている、あるいは、標準的な試合環境に準ずるような設備が整っていない競技もあります。

このため、市内でこれらの競技に取り組む場合、基礎的な練習は市内施設で行いながらも、大会や試合に向けた仕上げ練習は市外の施設を利用したり、既存社会体育施設を全く使用しなかったりといった状況も見受けられます。

こうした競技について、その特性に即した活動の場を市内に設けることにより、競技環境の質が大きく向上すると見込まれます。

しかし、持続可能な施設運営の観点から、すべての施設について同時に大規模な整備を行うことは困難であり、計画的な保全や改修、機能集約等を行う必要があります。

このため、利用状況やニーズ、施設の現状、国の中学校部活動の地域展開の方針等を踏まえ、施設ごとに専門性を高める競技種目を選定し、現時点で想定される整備の方向性をまとめました。

例えば、練習においては、大会に向けた終盤の調整や、公式試合に近い環境での仕上げ練習など、一定の質が必要となる利用の機会において「この競技なら〇〇施設へ行けば試合前の

練習がしっかりできる」といった形で、競技の専門性を高めた施設を利用し、基礎的な練習や多様な利用においては近隣の施設や学校体育施設を利用するなど、施設の役割分担を整理することにより、市全体として競技環境の質を高めながらも、効率的かつ持続可能な運営を目指します。

なお、各施設の専門性を高める場合も、その利用は特定の競技だけに限定せず、施設の形態に応じて、可能な限り多様な競技や地域スポーツ活動も引き続き受け入れ、多目的に利用できる環境の維持を目指します。

(2) 共通の方向性

ア 安全性の確保

利用者の安全を最優先とし、施設利用における危険要因を可能な限り排除するよう努め、活動に際し危険性がある設備等の除去やクッション材の設置など、ケガや事故発生のリスク軽減を図ります。また、近年の猛暑や異常気象に対応するため、利用者の熱中症対策や快適性向上に資する設備の導入についても検討します。

さらに、施設の老朽化や劣化の状況も考慮し、照明の照度確保、床面の維持管理（ワックス等)、機能が低下した設備や備品の計画的な修繕・更新など、適正な維持管理体制の強化に努めます。施設や備品の不具合や損傷等を見つけた際の報告体制の円滑化についても検討します。

イ 多様性への配慮と利便性の向上

誰もが利用しやすいよう、段差の解消などバリアフリー化を推進し、アクセスしやすい動線の確保を図ります。また、トイレ、ベンチ等の付帯設備の充実についても検討し、性別や年齢を問わず、様々な利用者層に配慮した快適な環境整備を図ります。

ウ 子供たちのスポーツ環境支援

中学校部活動の地域展開の取組を踏まえ、学校の体育施設との役割分担を図りながら、複数校や市全域を対象とした地域クラブ活動を行う場合や、市内の小中学校の大会等において活用できる施設を目指します。これにより、地域全体で子供たちのスポーツ活動を支える施設として充実を図ります。

エ 持続可能な機能向上

市の財政状況などを考慮し、施設運営の効率化を図るとともに過剰な設備投資は控え、限られた資源を有効活用する中で、各施設の専門性を高め、市民が快適かつ安全に利用できる環境を確保しながらも長期的に運営できる持続可能な機能向上を検討します。

(3) 施設の種類ごとの方向性

ア グラウンド施設

グラウンド施設については、令和３年度から多目的グラウンドの整備に向けた検討を行い、令和５年２月に「笛吹市多目的芝生グラウンド整備基本計画」を策定しましたが、令和６年２月に計画を見直すことを決定し、既存施設の活用など様々な可能性を検討することとしました。

清流公園みどりの広場を含め、既存のグラウンドで行われているサッカー、グラウンドゴルフ、野球、ソフトボール等の利用状況を踏まえ、施設ごとに、可能な限り多様な利用環境を維持できるよう配慮した中で、主として利用が想定される競技における質の高い競技環境を整備することを目指します。

イ 体育館（アリーナ）

体育館（アリーナ）については、各地域のスポーツ拠点としての機能も果たしていることから、施設の長寿命化を図るとともに、規模や設備などを踏まえ、バスケットボール、バレーボール、バドミントン等、主となる競技の規格に適応するコートのライン引きを含めた床面の改修や、競技に適した照明設備の更新等の機能向上により施設や設備の充実を図り、競技環境の質を高めていくことを目指します。

ウ テニスコート

テニスコートについては、石和中央テニスコートが、昭和 61 年の「かいじ国体」でソフトテニスの競技会場になった経過があり、市内のみならず県内でも有数の規模を誇る施設です。12 面のコートや管理棟の老朽化が著しいことなどから、令和６年度に改修工事を行い、競技環境や施設利用の利便性が向上し、利用者から好評を得ています。引き続き、適切な維持管理に努めていきます。

エ 武道施設（武道館、柔剣道場、弓道場、相撲場など）

武道施設については、複数の施設において老朽化がみられることから、個別施設計画（社会体育施設編）において、長期的には、柔道場や剣道場、弓道場、相撲場などを有する石和清流館に機能を集約することとしています。石和清流館は老朽化が著しいことから、大規模改修を行うこととし、令和７年度に実施設計を行い、令和８年度から令和９年度にかけて工事を行う予定であり、大会の開催にも対応できる施設として整備を進めています。

オ 水泳プール

現在本市が有している水泳プールは、八代中央水泳プールのみです。一般的な耐用年数とされる 30 年を経過し老朽化がみられます。屋外プールのため、開設は夏期に限られ、また天候によっても左右されることから、利用可能な日数は年間 22 日間程度に限られています。

さらに、昨今の夏の猛暑に伴う熱中症リスクから、猛暑日や暑さ指数などを踏まえた対応も求められています。これは、学校の水泳プールにおいても同様であることから、小中学校における民間プール活用等の状況も踏まえながら、年間を通して利用でき、小中学校の水泳授業でも活用できるよう、屋内プールの整備を検討します。

(4) 施設ごとの競技特性に応じた専門性を高める方向性

各施設の利用状況の調査や利用団体等の聞き取りにおいて、施設ごとあるいは競技種目ごとに必要とされる競技環境の質や規模、整備の方向性に違いが見受けられました。これらを参考にした中で、第(2)に掲げた共通の方針（安全性の確保、多様性への配慮と利便性の向上、子供たちのスポーツ環境支援、持続可能な機能向上）に留意しながら、競技特性に応じた専門性の高い施設とする対象施設、専門性を高める方向性を次のとおりとし、今後の検討の基本とします。

対象施設	専門性を高める方向性	具体的な取組の考え方
石和農村スポーツ広場	主に軟式野球での利用を想定し、専門性の高い施設を目指す。	主に１面での利用を想定し、グラウンドの土系舗装、マウンド、フィールドレイアウトなどの競技エリアの改修、グラウンド外への飛球防止対策の強化、ベンチやスコアボードなどの設備の更新などを検討する。
境川スポーツセンターグラウンド	主に軟式野球の練習や練習試合などでの利用を想定し、専門性の高い施設を目指す。	軟式野球の練習や練習試合における競技環境の質を高めることを想定し、グラウンド表層土の補修、備品や器具などの機能更新を中心に整備を検討する。
いちのみや桃の里スポーツ公園（グラウンド）	屋外球技、レクリエーション、マラソン大会など多様な目的で利用できる施設として、快適に利用できる施設を目指す。	多様な競技や目的で利用する環境として、汎用性を確保しながら、設備や備品の機能更新を中心に整備を検討する。
春日居スポーツ広場	主にソフトボールでの利用を想定し、専門性の高い施設を目指す。	主に２面までの利用を想定し、高さのある飛球防止ネットのほか、グラウンドの土質改善、移動式フェンスの導入、ベンチやクラブハウスの機能更新などを検討する。
御坂花鳥の里スポーツ広場	主に陸上競技の大会に向けた実践練習や、サッカー、ラグビー、グラウンドゴルフの練習や練習試合における利用を想定し、専門性の高い施設を目指す。	サッカーやラグビーの公式の規格に対応した人工芝のフィールド、陸上競技の質の高い練習環境を想定した全天候型舗装トラック、中学生の陸上競技会の種目について、実践的な練習が可能な競技環境の整備を検討する。
清流公園みどりの広場	主に、サッカー、ラグビー、グラウンドゴルフの練習や練習試合での利用を想定し、専門性の高い施設を目指す。	サッカーやラグビーの公式の規格に対応した人工芝の敷設、夜間照明や防球フェンスの設置のほか、質の高い競技環境として必要な設備の設置を検討する。

石和中央テニスコート	市民利用はもとより、様々な大会を開催できるテニスボール専用の施設として、令和 6 年度に施設の改修工事を行った。	質の高い競技環境が再構築されており、適切な維持管理によってこれを維持していく。
御坂体育館	バドミントン、卓球での利用を主とした専門性の高い施設を目指す。	床面など、設備の適切な維持管理のほか、遮光カーテン、老朽化した備品（ポール、ネット、卓球台等）の機能更新、公式の規格に即した利用しやすいコートラインの整備、LED 照明や熱中症対策として、競技特性を踏まえた空調などの計画的な改修を検討する。
いちのみや桃の里スポーツ公園 （体育館）	バスケットボールでの利用を主とした専門性の高い施設を目指す。	床面など、設備の適切な維持管理のほか、遮光カーテン、老朽化した備品（ポール、ネット等）の機能更新、公式の規格に即した利用しやすいコートラインの整備、LED 照明や熱中症対策としての空調などの計画的な改修を検討する。
若彦路ふれあいスポーツ館 （体育館）	バレーボール、ソフトバレーボールでの利用を主とした専門性の高い施設を目指す。	床面など設備の適切な維持管理のほか、遮光カーテン、老朽化した備品（ポール、ネット等）の機能更新、公式の規格に即した利用しやすいコートラインの整備、LED 照明や熱中症対策としての空調などの計画的な改修を検討する。
石和清流館 （柔剣道場、弓道場、相撲場）	施設の老朽化が著しいことから、大規模改修を行うこととし、令和７年度に実施設計を行い、令和８年度から令和９年度にかけて工事を行う予定。また、スポーツツーリズムにも対応した施設として整備する。	武道における市の中心的な施設として、大会の開催にも対応できる専門性の高い施設を想定し、整備を進める。
八代中央水泳プール	整備後 34 年が経過し老朽化がみられることや、熱中症、気候変動への対策の必要性を考慮し、小中学校の授業などにおいても活用可能な屋内プールの整備を検討する。 ※　小中学校における民間プール活用等の状況も踏まえ検討する。	日本水泳連盟の公認プールの規格への適合の可能性や、市民プールとしての利用との両立も視野に入れながら、施設の具体的な在り方について検討する。

別記様式(第5条関係)

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項			令和7年12月10日提出	
件　名	「笛吹市過疎地域持続的発展計画」(案)について		部局名	総合政策部
概要	市では、令和3年度、過疎地域持続的発展支援特別措置法に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする「笛吹市過疎地域持続的発展計画」(以下「過疎計画」という。)を策定し、過疎対策事業を通じ、芦川地域の持続的発展に向け取り組んできた。 今年度、現行計画が終期を迎えることから、新たに令和8年度を始期とする「笛吹市過疎地域持続的発展計画」の策定について、令和7年7月の第4回定例庁議に諮り、引き続き芦川町区域の持続的発展を目指すため、次期計画を策定することとなった。 今般、新たな過疎計画(案)をまとめたので、その内容を報告する。			
経過	7月 8日　芦川町区長会で、過疎計画の策定に伴う地域課題等に係る意見の提出を依頼 7月 9日　庁議で過疎計画の策定について説明 8月～11月　関係課に、過疎計画に位置付ける過疎対策事業についての調書作成を依頼、過疎計画(案)の取りまとめ 12月5日　芦川町区長会で、地域から提出のあった地域課題の次期計画(案)への反映結果等を説明			
問題・課題				
対応策	別添のとおり過疎計画(案)を取りまとめた。 今後のスケジュールについては、次のとおり。 1　12月12日から1月9日まで　パブリックコメントを実施 2　12月17日　市議会定例全員協議会で説明 3　1月　県との協議を実施 4　2月　令和8年笛吹市議会第1回定例会に議案提出 5　4月　国へ提出			

協議結果	

笛吹市過疎地域持続的発展計画
（案）

自　令和８年４月

至　令和13年３月

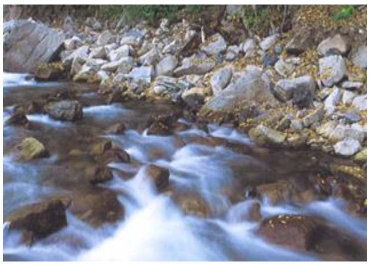

―　山梨県笛吹市　―

〈目　　　次〉

1　基本的な事項　頁
(1) 芦川町区域の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(2) 笛吹市の総人口の推移・芦川町区域の人口及び産業の推移と動向・・・・・・・ 2
(3) 芦川町区域の行財政の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
(4) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(5) 芦川町区域の持続的発展の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(6) 芦川町区域の持続的発展のための基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
(7) 計画の達成状況の評価に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
(8) 公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

2　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
(1) 芦川町区域の現況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
(2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
(3) 事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

3　産業の振興
(1) 芦川町区域の現況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
(2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
(3) 事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
(4) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容・・・・・・・・・・・・・・ 17
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

4　地域における情報化
(1) 芦川町区域の現況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
(2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

5　交通施設の整備、交通手段の確保
(1) 芦川町区域の現況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
(2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
(3) 事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

6　生活環境の整備
(1) 芦川町区域の現況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
(2) その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
(3) 事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
（1）芦川町区域の現況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
（2）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
（3）事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
（4）公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

8　医療の確保
（1）芦川町区域の現況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
（2）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
（3）事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
（4）公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

9　教育の振興
（1）芦川町区域の現況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
（2）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
（3）公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

10　集落の整備
（1）芦川町区域の現況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
（2）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
（3）公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

11　地域文化の振興等
（1）芦川町区域の現況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
（2）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
（3）公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

12　再生可能エネルギーの利用の推進
（1）芦川町区域の現況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
（2）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
（3）公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

13　その他地域の持続的発展に関し必要な事項
（1）芦川町区域の現況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
（2）その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
（3）事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
（4）公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

■　事業計画　過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）・・・・・・・・・・・・・・ 32

笛吹市過疎地域持続的発展計画

1　基本的な事項

(1) 芦川町区域の概況

ア　自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

当区域は、甲府盆地と富士山麓の中間、御坂山地のほぼ中央に位置し、黒岳（標高1,792m）に源を発する芦川の上流にあって、東西約11㎞、南北約4㎞、総面積37.15ｋ㎡の農山村区域で、西は甲府市上九一色地区に、南は富士河口湖町に接している。総面積の92%は森林（山林・原野）で占められ、上芦川、新井原、中芦川、鶯宿の4つの集落が芦川渓谷に沿って点在している。

気候は山間地特有で、冬の寒気は厳しく、11月から翌年3月までは各月とも最低気温は氷点下を記録する。また、急峻な地形であるため、集中豪雨による土砂災害に見舞われることも度々ある。

歴史は古く、縄文時代から中世にかけての遺跡をはじめ、鎌倉幕府の歴史書「吾妻鏡」に登場する古道・若彦路、寺社や信仰にまつわる石造物、養蚕の名残を残す兜造りの古民家群や傾斜地を有効活用するために先人たちが築いた石垣等が残されている。また、明治22年市制町村制の施行以来、上芦川村、中芦川村、鶯宿村と各々一村で存続してきたが、昭和16年8月1日に合併して芦川村となり、その後、平成18年8月1日に笛吹市に編入合併し笛吹市芦川町となった。

交通は、本市の医療機関や事業所などが多く集まる中心市街地までおよそ20㎞の位置にあり、県道笛吹市川三郷線を利用して25㎞ほどの位置にある県都甲府市も交流圏となっている。また、平成22年3月に住民の念願であった県道富士河口湖芦川線（若彦トンネル）が開通したことで、交流圏が富士北麓圏域にも広がっている。

地域経済の状況は、地域の基幹産業である農業が、葉物野菜（ほうれん草等）の生産を中心に営まれているが、平成27年の農林業センサスで、75戸であった農家数は、令和2年に41戸へと減少している。また、41戸のうち50万円以上の販売金額がある農家は15戸と、その多くは自給的農家である。

また、総面積の9割以上を森林が占める当区域の林業の状況についても、平成27年の農林業センサスで、44戸であった林家数は、令和2年に41戸へと減少している。さらに、保有する森林（3ha以上）で林業を行う林業経営体数も平成27年の4経営体から令和2年に0経営体となった。

イ　過疎の状況

昭和55年の国勢調査で934人であった当区域の人口は一貫して減少しており、令和2年の国勢調査では276人と昭和55年の3分の1程度まで減少し、また、高齢者比率についても23.0%から65.6%へと急速に進行している。

合併前から過疎対策立法に基づく過疎対策事業に取り組み、平成18年8月の合併後も農産物直売所等の整備による産業の振興、小学校屋内運動場の整備による教育の振興、農業体験ツアーなどによる地域交流の促進やAIデマンド交通による交通通信体系の整備等の過疎対策事業への取組により、他区域との格差是正に努めてきたものの、進学や就労等のタイミングでの若年層の流出は続いており、年齢構成の高齢化による地域社会の活力低下が危惧されている。

ウ　社会経済的発展の方向の概要

当区域の産業は、農業を基本として、こんにゃくを基幹作物とする産地化を進めてきたが、価格の変動や低迷、高齢化に伴う農作業への負担感から生産量は減少している。現在は、夏期の冷涼な気候を生かした、ほうれん草等の葉物野菜を主に生産しているが、産地間の価格競争、過疎化による農業従事者の高齢化や担い手不足等、課題は山積している。

商工業については、経営規模の小さい事業所が点在しているが、傾斜地が多く、平坦地が少ないという立地から、さらに企業が進出するための新たな土地活用は望めない状況にある。

今後の方向としては、引き続き地域住民にとって必要な生活基盤の整備等を推進するとともに、令和3年7月、新道峠に整備した展望台「FUJIYAMAツインテラス」や令和6年4月に開設した観光交流拠点「リリーベルヒュッテ」など新たな集客施設の活用を進め、本市へのインバウンド観光客の誘客や地域の魅力発信を通じた交流人口、移住定住者の増加による地域活性化の取組をこれまで以上に推進する必要がある。

(2) 笛吹市の総人口の推移、芦川町区域の人口及び産業の推移と動向

ア　笛吹市の総人口の推移と見通し

総人口は、昭和50年以降、年々増加傾向をみせていたが、平成17年の71,711人をピークに緩やかな減少傾向に転じ、令和2年では66,947人となっている。この減少傾向は今後も続き、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると令和42年の総人口は、44,856人と見込まれているが、笛吹市人口ビジョンでは合計特殊出生率の上昇と転入促進､転出抑制による人口維持により55,000人を目指すとしている。

表1－の1(1)　笛吹市の人口の推移（国勢調査）

区　分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実　数	実　数	増減率	実　数	増減率	実　数	増減率	実　数	増減率
総　数	人 55,950	人 62,322	% 11.4	人 71,711	% 15.1	人 69,599	% △3.0	人 66,947	% △3.8
0歳～14歳	12,338	11,191	△9.3	10,966	△2.0	8,720	△20.5	7,915	△9.2
15歳～64歳	35,737	40,536	13.4	45,389	12.0	40,010	△11.9	37,628	△6.0
うち15歳～29歳(a)	10,088	11,636	15.3	11,056	△5.0	9,297	△16.0	8,606	△7.4
65歳以上(b)	7,875	10,595	34.5	15,356	44.9	19,541	27.3	19,870	1.7
(a)／総数若年者比率	% 18.0	% 18.7	―	% 15.4	―	% 13.4	―	% 12.9	―
(b)／総数高齢者比率	% 14.1	% 17.0	―	% 21.4	―	% 28.1	―	% 29.7	―

※平成12年以前の国勢調査の数値は、合併前のそれぞれの町村の数値を合計し笛吹市の数値として扱っている。

※総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても一致しない場合がある。

イ　芦川町区域の人口及び産業の推移と動向

当区域の人口は、昭和 55 年から令和 2 年までの国勢調査によれば、昭和 55 年に 934 人であったが、平成 2 年には 742 人、平成 17 年には 521 人、平成 27 年には 361 人、令和 2 年には 276 人と、40 年間で 658 人、率にして 70.4%の減少となっている。また、高齢者比率についても昭和 55 年は 23.0%であったものが、令和 2 年には 65.6%と上昇が続いている。

産業についても、昭和 55 年の就業人口 512 人から令和 2 年には 135 人と、40 年間で 377 人、率にして 73.6%の減少と、人口の推移と同じ状況が続いている。また、直近の平成 27 年と令和 2 年の就業人口の内訳（注：総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても一致しない場合がある。）を比較すると、平成 27 年は 183 人の就業人口のうち、第 1 次産業が 60 人（32.8%）、第 2 次産業が 34 人（18.6%）、第 3 次産業が 89 人（48.6%）で、令和 2 年には 135 人の就業人口のうち、第 1 次産業が 32 人（23.7%）、第 2 次産業が 26 人（19.3%）、第 3 次産業が 76 人（56.3%）となっており、第 1 次産業の就業人口が 28 人の減少と顕著である。

表 1－1(2)　笛吹市芦川町区域（旧芦川村）の人口の推移（国勢調査）

区　分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実　数	実　数	増減率	実　数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総　数	人 934	人 742	% △20.6	人 521	% △29.8	人 361	% △30.7	人 276	% △23.5
0 歳～14 歳	148	90	△39.2	30	△66.7	18	△40.0	13	△27.8
15 歳～64 歳	571	397	△30.5	221	△44.3	135	△38.9	82	△39.3
うち 15 歳～29 歳(a)	122	62	△49.2	50	△19.4	19	△62.0	9	△52.6
65 歳以上 (b)	215	255	18.6	270	5.9	208	△23.0	181	△13.0
(a)／総数 若年者比率	% 13.1	% 8.4	—	% 9.6	—	% 5.3	—	% 3.3	—
(b)／総数 高齢者比率	% 23.0	% 34.4	—	% 51.8	—	% 57.6	—	% 65.6	—

表 1－1(3)　人口の見通し

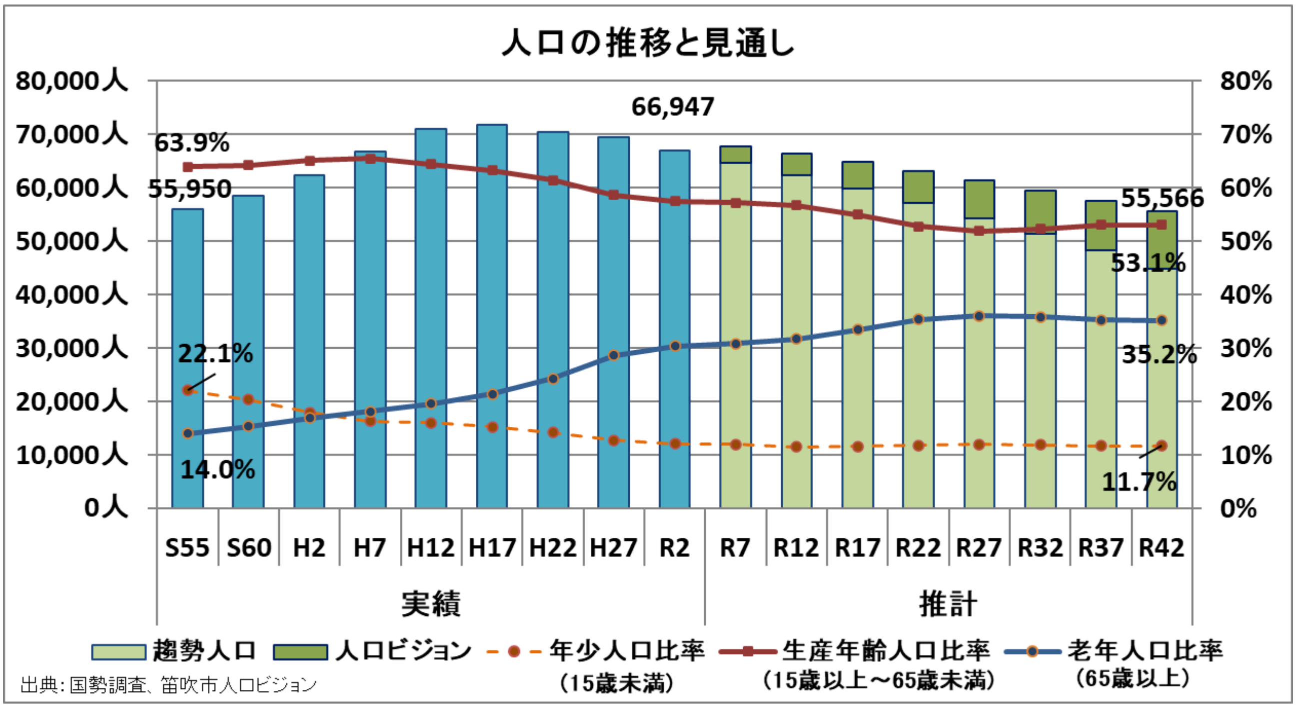

(3) 芦川町区域の行財政の状況

当区域における市役所の行政組織については、芦川支所があり、職員が８人で対応している。

芦川支所の業務は、地域の身近な行政窓口として、笛吹市役所本庁との連携を緊密にしながら、住民サービスを行っている。

常備消防については、笛吹市消防本部から、会計年度任用職員1人が毎日午前8時30分から午後5時15分までは常駐して、火災や救急の対応に備えている。

また、非常備消防としては、笛吹市消防団芦川分団が組織されているが、団員数は、市条例定数50人のところ、在籍数が35人（うち11人が機能別消防団員）、欠員が15人となっている。市全体の団員平均年齢が38.3歳であるのに対し、当区域の団員平均年齢は55.2歳で、若年層の流出により団員を確保できず、前回の計画策定時点（令和3年53.4歳）から、更に高齢化が進んでいる。

公共施設等の整備については、これまでも順次進めてきたところであるが、市道については、山間地特有の立地条件のため、道路法に基づく基準を満たす道路整備は困難であることから、改良率は低位の状況にある。また、芦川支所の庁舎の一部は未耐震のままである。

次に、財政状況については、合併前の平成 17 年度決算を見ると、地方税の構成比は、わずか 3.0％と低く、全国の類似団体と比較しても自主財源に乏しい自治体であり、地方交付税の占める割合が 54.3％と高く、このため財政力指数も 0.078 と極めて厳しい状況にあった。

こうした中、平成 18 年 8 月に当区域を編入合併した笛吹市は、健全な財政状況を維持しているものの、地域経済における景気の急速な改善が望めない状況や高齢社会の進展に伴う社会保障費等の増加など、今後も健全な財政運営に努める必要がある。

なお、そのような財政状況の中、前計画期間（令和 3 年度から令和 8 年度までの実績額）における過疎対策事業費は 5 億 9 千万円、うち過疎対策事業債は 4 億 9 千万円を活用しており、当区域の過疎対策を進める上で、過疎対策事業債は、重要な財源となっている。

表 1－2(1)　笛吹市の財政状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　(単位：千円・%)

区　　分	笛吹市		
	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳 入 総 額　A	33,506,815	39,377,042	42,547,726
一 般 財 源	19,616,275	20,301,337	19,074,122
国庫支出金	4,138,600	4,297,946	12,245,853
都道府県支出金	2,096,056	4,177,676	3,084,424
地　方　債	4,828,645	5,702,006	3,008,067
うち　過疎債	80,500	92,400	181,100
そ　の　他	2,827,239	4,898,077	5,135,260
歳 出 総 額　B	31,462,190	37,649,681	40,124,541
義務的経費	13,122,261	14,549,960	15,738,095
投資的経費	4,611,953	6,127,705	4,334,261
うち普通建設事業	4,611,953	6,127,705	4,308,187
そ　の　他	13,499,933	16,871,301	19,869,245
過疎対策事業費	228,043	100,715	182,940
歳入歳出差引額 C (A−B)	2,044,625	1,727,361	2,423,185
翌年度へ繰越すべき財源　D	651,605	215,492	188,695
実質収支　C－D	1,393,020	1,511,869	2,234,490
財 政 力 指 数	0.62	0.56	0.52
公債費負担比率	14.67	17.67	17.30
実質公債費比率	13.8	13.4	9.1
起債制限比率	8.29	7.88	6.81
経常収支比率	75.6	89.0	94.2
将来負担比率	88.4	77.6	24.9
地方債現在高	36,554,255	43,915,933	40,422,610

表1－2(2)　笛吹市の主要公共施設等の整備状況

区　　　分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市　道					
改　良　率　（%）	—	35.0	40.7	52.9	61.3
舗　装　率　（%）	—	75.2	86.6	90.1	91.9
農　道					
延　長　（m）	495,192	349,715	314,480	309,969	327,853
耕地1ha当たり農道延長（m）	—	82	85	88	—
林　道					
延　長　（m）	50,877	56,357	41,815	31,272	31,987
林野1ha当たり林道延長（m）	—	3	4	3	—
水　道　普　及　率　（%）	—	98.6	100	98.3	98.9
水　洗　化　率　（%）	—	－	60.5	97.9	94.8
人口千人当たり病院、 　　診療所の病床数　（床）	—	—	—	—	17.73

※平成12年度以前の数値は、合併前のそれぞれの町村の数値を合計し笛吹市の数値として扱っている。

(4) 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

(5) 芦川町区域の持続的発展の基本方針

当区域は、昭和 45 年に制定された過疎地域対策緊急措置法、昭和 55 年の過疎地域振興特別措置法、平成 2 年の過疎地域活性化特別措置法、平成 12 年の過疎地域自立促進特別措置法による指定を受け、社会資本整備（ハード事業）を中心とした対策とともに、平成 22 年の改正過疎法による地域医療や交通の確保等の新たな過疎対策（ソフト事業）にも取り組みながら、総合的な過疎対策事業を推進し、他区域との格差を是正してきた。

しかし、前掲の（1）概況や（2）人口及び産業の推移と動向の項目でも触れたように、依然、人口の減少及び若年層の流出は続いており、高齢者比率は 65.6％と著しく、こうしたことが、地域社会の活力低下につながることが危惧されている。

一方、コロナ禍を契機として、都市部在住者を中心に、地方移住や二地域居住への関心が高まり、都会とは異なる価値を持つ地方の存在や魅力が再認識された。

このような状況を踏まえ、第三次笛吹市総合計画や第 3 期笛吹市総合戦略と整合性を図りながら、山梨県が策定した山梨県過疎地域持続的発展方針に基づき、新たな課題を地域住民と共有し、地域の課題解決及び維持発展を図るため、引き続き地域住民の安全、安心な暮らしを支える必要な生活基盤の整備を推進する。あわせて、地域住民一人一人が持つ知恵や力を発揮、結集して、豊かな自然や魅力的な景観等の特色ある地域資源を磨きあげ、地域外へと発信し、当区域への興味や関心を抱かせ、訪れていただき、その魅力を認めてもらうことで、地域活性化を図るとともに、地域住民の誇りにつながるという好循環を創り出すことが、重要である。

また、こうした取組を加速させ、移住者の増加といった地域の課題の解決に資する動きを促進し、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の向上が実現するよう取り組むことが求められる。

以上から、本計画では、引き続き『地域資源を最大限に活かした持続可能な地域づくり』を持続的発展の基本方針とし、主要施策の方向を次のとおりとする。

ア　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

地域の魅力を積極的に情報発信していくことで、移住先や二地域居住の拠点として選ばれるようなまちづくりを推進していく。

イ　産業の振興

農業従事者の高齢化等が進む中、当区域の不整形で狭小な農地で農業経営を持続させるために、これまで以上に消費者へ訴求できるよう高付加価値化を行う等、地域で生産される野菜や山菜を活かした農業経営を促進し、農業の持続可能性を高めていく。

また、農産物直売所、すずらんの里、新道峠展望台、リリーベルヒュッテ等の交流拠点施設等の充実、豊かな自然、魅力的な景観等の地域資源を磨きあげる事業を推進し、観光客を含めた交流人

口の更なる増加を図る。

ウ　地域における情報化

進化、高度化が見込まれる情報インフラに関しては、地域間格差が生じることがないように必要な支援を行う。

エ　交通施設の整備、交通手段の確保

市道については、適切な維持管理に努め、長寿命化を図ることとし、新設や拡幅等については、その有効性等を検討しながら整備を推進する。

農林道については、農林業の生産活動の向上のみならず、地域の生活環境の改善や観光資源へのアクセス道路としての積極的な活用も視野に、今後も新設、拡幅、改良について、その有効性等を検討しながら整備を推進する。

交通については、移動手段を持たない、いわゆる交通弱者に対する移動サービスを確保するための AI デマンド交通の運行や、スクールバスの運営事業を継続していく。

オ　生活環境の整備

水道施設については、安全な飲料水を安定的に供給するため、簡易水道施設の適切な維持管理に努める。

農業集落排水施設については、快適な生活と衛生的な生活環境の確保及び美しい自然環境の保全のため、今後も計画的な維持管理に努め、安定した稼働を図る。

消防防災体制については、消防団の再編等、適正な見直しを行い、少数精鋭体制の確立、機械器具、消防水利や団員詰所等の整備を推進し、消防防災力の強化を図る。

カ　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

子育てについては、安心して子育てできる環境を維持するとともに、母子の健康づくりを推進する。

高齢者については、安心していきいきと、互いに支えながら生活できるよう、介護予防事業や保健事業等の更なる充実を図るとともに、配食サービスを継続し、住み慣れた家で安心して暮らすことができる環境を目指す。

キ　医療の確保

住民の医療不安を解消し、健康を守るための診療所の開設及び笛吹市消防本部による患者搬送体制を継続するとともに、ドクターヘリを活用した広域的救急医療体制の充実に取り組む。

ク　教育の振興

芦川小学校については、小規模特認校の良さを生かしながら、地域に根ざした教育の推進を図る。また、児童が安全に安心して学ぶことができる環境整備はもちろん、集会施設及び防災施設等として、複合的な利用拠点となることも念頭に活用を検討していく。

社会教育施設等については、地域住民等のニーズを的確に捉えて、住民同士のコミュニケーショ

ン、また、当区域を訪れる人々とのコミュニケーションを高める場所となるよう、老朽化対策を含めた計画的な環境整備に努める。

ケ　集落の整備

地域社会の活性化を図るために、住民の自主的、主体的な活動等の支援を継続するとともに、地域に新たな気付きや活力をもたらす地域外の人材を活用し、集落としての機能を維持する。

コ　地域文化の振興等

先人たちが築きあげてきた古民家群や石垣等を保存、継承することにより、地域住民の郷土意識をさらに醸成するとともに、観光面での活用を強化し、地域文化の振興を推進する。

サ　再生可能エネルギーの利用の推進

脱炭素型の地域づくりを推進するために、小水力発電施設の設置について、当区域内の河川や農業用水路において、水量や適地の研究を行い、施設設置の実現性について検討する。

シ　その他地域の持続的発展に関し必要な事項

芦川地区過疎地域活性化基金に、過疎地域持続的発展特別事業の実施のための積立を行う。

(6) 芦川町区域の持続的発展のための基本目標

本市では、笛吹市に暮らす誰もが幸せを実感し、心にゆとりを持ち、優しさあふれるまちになるという考えの下、令和8年4月に策定した第三次笛吹市総合計画において、市の将来像を「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」と掲げ、その実現に向け施策の展開を図っている。

一方、少子高齢化、多様な市民ニーズへの対応など、様々な課題が依然と存在しており、特に人口減少は最重要課題として捉えている。市では、人口減少に歯止めをかけるため、子育て世帯や若者に魅力的なまちを目指し、子育て支援の強化、教育環境の充実、産業の振興などに注力しているところである。

これらのことから本計画においても、子育て世代や若者の定着による流入に向けた取組を進めることとし、当区域の生産活動の担い手となり、持続的な発展を支える側である生産年齢人口(15歳以上64歳以下)の転入の促進及び転出の抑制を目標とし、その目標達成に向け、過疎対策事業を推進する。

(参考)住民基本台帳における当区域の人口等の推移

年　度	区域内人　口	うち生産年齢人口(15歳以上64歳以下)				
		人　口	区域内人口に対する生産年齢人口の割合	転入者数	転出者数	転入者数－転出者数
令和2年度	313人	99人	31.6%	2人	4人	△2人
令和3年度	293人	89人	30.4%	4人	0人	4人
令和4年度	267人	79人	29.6%	2人	4人	△2人

令和５年度	261 人	75 人	28.7%	4 人	0 人	4 人
令和６年度	254 人	73 人	28.7%	9 人	5 人	4 人
合　　計				21 人	13 人	8 人

※人口は当該年度の 3 月 31 日時点の数値であり、転入者数及び転出者数は当該年度の合計値である。

(7) 計画の達成状況の評価に関する事項

ア　評価時期

計画期間の満了後の翌年度（令和 13 年度）に達成状況を評価する。

イ　評価手法

笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議等における既存の検証手段を活用する中で、基本目標の達成状況の評価を行い、その結果を市ホームページに公表する。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市では、平成 29 年 2 月に笛吹市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の基本方針を次のとおり示した。本計画に記載した全ての公共施設等の整備は笛吹市公共施設等総合管理計画に整合する。

基本方針 1【施設保有量の適正化】

人口動態や社会ニーズの変化などを踏まえ、公共施設等の規模の適正化を推進し、特に更新時にあたっては統廃合、複合化の検討に取り組む。

基本方針 2【長寿命化の推進】

点検、診断の実施により予防保全を推進し、公共施設等の安全確保を図るとともに長寿命化に取り組む。また、特に大規模改修の際には、長寿命化に必要な構造や機能設備を備えた改修を実施し、ライフサイクルコストの縮減を図る。

基本方針 3【効率的な管理と有効活用】

民間活力の活用や広域的な連携を進めるなど、公共施設等の効率的な管理運営を進めるとともに資産活用による新たな財源の確保に取り組む。

(9)　SDGｓ（持続的開発目標）との関係

本市では、第二次笛吹市総合計画で掲げた市の将来像「ハートフルタウン笛吹～優しさあふれるまち～」の実現に向けて取り組むことが、SDGs 達成に資するものであるという考えの下、令和 4 年 3 月に「笛吹市 SDGs 推進方針」を定め取組を進めている。各個別計画においても SDGs 要素の反映に努めることとしており、本計画においても、将来にわたり過疎地域の持続的発展を目指すことにより、SDGs の推進を図る。

2　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1)　芦川町区域の現況と課題

当区域における移住施策については、合併以前から積極的に取り組んできた。

その 1 つとして山村留学制度がある。平成 8 年度から平成 18 年度までの間で延べ 35 世帯、児童生徒数は 54 人が当該制度を利用した。平成 15 年度のピーク時には 7 世帯、児童生徒数は 9 人と一定の成果をあげたが、事業の見直しにより平成 18 年度で廃止となった。

新型コロナウイルス感染拡大時期に、テレワーク等の働く場所を問わない働き方が全国的に増え、都市部から地方へ移住するニーズが高まったが、移住の過程において訪れたことがない場所を選択し、即座に移住することは稀である。

当区域の移住、定住促進への課題としては、移住者が希望する不動産物件が少ないこと、生活の利便性や人間関係の構築に対する不安などがある。

近年、空き家の相続により世代交代が進み、芦川町区域ではなく市外や県外に住む所有者が多くなった結果、地理的、また地縁的な問題から関わりが乏しくなり、相続後の活用が図られず、多くの住宅が放置状態となり、空き家に至る事例が散見される。

空き家の増加は、各集落における防災や衛生、景観等の生活上の課題となり得るため、所有者に対し、適正な管理を促進する必要がある。

平成 26 年度から、空き家の解消に向け、空き家バンク制度を開始したが、現時点においては、当区域に存在する空き家 100 件超に対し登録されている物件は 0 件となっている。

これは、所有者に対し、制度の情報が行き届かず、空き家バンク制度を知らない方が依然として多いことや、手続きに対する負担感があることなどが要因の一つと想定される。

空き家バンク制度について、より周知を図り、支援体制を充実することで、空き家増加の収束や、

解消への足掛かりとなる可能性がある。
こうしたことを踏まえ、令和6年度には、地域に身近な支所職員が空き家所有者と移住希望者の間に入って積極的な情報提供を行い、新たな定住につなげるなど、空き家バンク担当、移住定住担当、市営住宅担当、そして地域に身近な芦川支所が連携した取組を展開している。
地域間交流については、平成22年4月に地域の核となる芦川農産物直売所及び芦川活性化交流施設を整備し、当区域ならではの農村体験ツアーを実施することで、当区域を訪れる交流人口の増加に一定の成果をあげている。

(2) その対策

ア　移住、定住対策については、移住定住の所管課である企画課と芦川支所等の関連部署で連携を図りながら、地域の魅力を積極的に発信し移住先として選ばれ、定住してもらえるようなまちづくりを推進していく。

イ　空き家対策については、継続的に空き家の実態調査を進め、空き家バンクへの登録を推進していく。また、引き続き、地域に身近な芦川支所を中心としたマッチングや空き家バンク担当、移住定住担当、市営住宅担当、そして地域に身近な芦川支所が連携する中で、地域資源を活かしつつ、多角的な視点から移住定住の促進や空き家の解消に向けた取り組みを推進していく。

ウ　地域間交流については、引き続き積極的な情報発信を行い、より多くの人に周知し、農村体験ツアーなどを活用し市外から訪れてもらい、当区域への共感を生む交流事業を展開することで、移住へつなげていく。さらに、インターネットを活用し芦川町区域の魅力を広く情報発信し、交流人口や関係人口の更なる増加を図る。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住･定住･地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業	**・地域間交流促進事業** （具体的な事業内容） 都市住民等へ向けた体験ツアー、イベントの開催等、当区域への共感を生むような交流を促進する事業 （事業の必要性） 当区域の魅力を周知し、訪れてもらい、移住、定住に結び付けるため （見込まれる事業効果等） 移住、定住者の増	笛吹市	

(4)　公共施設等総合管理計画等との整合

笛吹市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら事業を実施する。

3　産業の振興

(1) 芦川町区域の現況と課題

農業については、夏季冷涼な気候を生かしながら、葉物野菜を中心に営まれているが、農業を取り巻く環境は、資材価格の高騰、異常気象、道路交通網の整備に伴う流通の拡大による産地間競争も激しさを増しており、依然厳しい状況にある。

また、当区域の耕地は、狭く急傾斜地帯にあり、機械化が困難なうえ、就業者の高齢化と後継者不足による耕作放棄地の拡大も課題となっている。

林業についても、就業者の高齢化と後継者不足等、依然厳しい状況にある。

商工業については、経営規模の小さい事業所が点在しているが、特殊な立地条件から、工業用地の確保等は極めて厳しく、新たな工場誘致は、期待できない状況である。

観光業については、山梨県の自然記念物にも指定されている日本すずらんなどの豊かな自然を保護し、富士山を望む新道峠展望台の整備を行うなど、地域資源を活かした事業を推進してきた。今後も当区域の特色を活かした観光施策を推進する必要がある。

当区域は、豊かな自然環境の中、多くの資源を有しているが、まだ有効に活用されていないものもある。

(2) その対策

ア　各種農業振興策を積極的に活用するとともに、生産している農産物に訴求力のある付加価値を付けて販売する等、地域で生産される野菜や山菜を活かした農業経営を促進し、農業の持続可能性を高める。

イ　農産物直売所等の各交流拠点施設では、地場産業品の販売、農産物の加工品製造への取組、地域資源を活かした体験事業等による交流を通じて、地域の魅力を広く発信する拠点としての運営を行う。

ウ　農地中間管理機構と連携して、意欲ある生産者への農地集約を図るとともに、交流事業における

農業体験の場としての活用を図るなどの取組により、遊休農地の解消に努める。

エ　笛吹市森林整備計画に基づいた水源涵養機能等、森林の有する公益的機能を維持確保しながら整備を図るとともに、不良木の除去等修景に努め、天然生林の更新補助や保育等の森林造成施業を推進する。

オ　観光業については、富士山を望む新道峠展望台及び周辺の整備、近年その群生が減少傾向にある日本すずらんの保護等、豊かな自然や魅力的な景観等の地域資源を磨きあげる事業を今後も推進していく。

　また、石和温泉郷等の宿泊地から当区域、その先の新道峠展望台までの送迎バスを運行させることで、観光客を含む交流人口の更なる増加を図る。

カ　恵まれた自然の中で緑に親しみ、心身ともに健やかな青少年の育成に寄与する憩いの場であった芦川グリーンロッジの改修を行い、自然環境を活かした里山遊びやスポーツ合宿、さらに体験活動を通じ、観光だけでなく移住定住の契機となるような拠点として活用し、地域の活性化を図る。

キ　豊かな自然環境に恵まれている芦川町区域の資源を活用した新たな特産品の生産に取り組む。

ク　産業振興施策の実施に当たっては、周辺市町村等との連携に努めていく。

(3) 事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
2　産業の振興	(4)地場産業の振興	・地域資源活用施設整備事業（仮称）	笛吹市	
	(9)観光又はレクリエーション	・新道峠展望台及び周辺整備事業 ・すずらんの里改修事業 ・芦川グリーンロッジ改修事業 ・すずらん群生地整備事業 ・兜造り茅葺古民家藤原邸改修事業		

	(10)過疎地域持続的発展特別事業	**・花木植栽事業** （具体的な事業内容） 地域住民の協力により、花木の植栽を行う事業 （事業の必要性） 景観の魅力を高め、観光振興を図るため （見込まれる事業効果等） 観光客の増加等 **・芦川農産物直売所等管理運営事業** （具体的な事業内容） 芦川農産物直売所等の運営 （事業の必要性） 地域産業の振興を図るため （見込まれる事業効果等） 地域住民の生産意欲の向上、地域の活性化等 **・日本すずらん保護事業** （具体的な事業内容） 植生の調査や育成試験等を実施する事業 （事業の必要性） 県の自然記念物にも指定されている日本すずらんの群生地を守り、観光資源としての活用を図るため （見込まれる事業効果等） 観光客の増加等 **・すずらんの里管理運営事業** （具体的な事業内容） すずらんの里の運営 （事業の必要性） 緑豊かな自然環境の活用を通じ、広く一般に保健と休		

		養を提供するとともに産業振興に寄与するため （見込まれる事業効果等） 観光客の増加等 **・兜造り茅葺古民家藤原邸管理運営事業** （具体的な事業内容） 兜造り茅葺古民家藤原邸の運営 （事業の必要性） 歴史文化的景観の保全と観光資源としての活用を図るため （見込まれる事業効果等） 観光客の増加等 **・新道峠送迎バス運行事業** （具体的な事業内容） 公共施設から展望台まで送迎バスを運行する事業 （事業の必要性） 展望台までのアクセス道路が悪いため、送迎バスを運行し、観光振興を図る （見込まれる事業効果等） 観光客の増加等 **・新道峠展望台活用事業** （具体的な事業内容） 新道峠展望台「FUJIYAMA ツインテラス」の運営 （事業の必要性） 観光資源としてより一層の活用を図るため （見込まれる事業効果等）		

		観光客の増加等 **・花桃植栽事業** （具体的な事業内容） 地域住民と協力し、花桃の植栽を行い美しい景観を形成する （事業の必要性） 美しい景観に磨きをかけ、地域の魅力向上を図る （見込まれる事業効果等） 観光客の増加等		

(4) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

（ⅰ）産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
芦川町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

（ⅱ）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「3 産業の振興」(2) その対策及び (3) 事業計画のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

観光施設については、予防保全の考えに基づく改修等を計画的に行いながら長寿命化を図る。
また、指定管理者制度を導入している施設については、民営化に向け、現在の指定管理者を中心に適切な後継者を選定する。
レクリエーション施設については、計画的に修繕を行う。

4　地域における情報化

(1)　芦川町区域の現況と課題

情報インフラについては、平成22年にケーブルテレビ事業者への支援を行い、CATVの受信による

地上デジタルテレビ放送への対応がされるとともに、高速インターネットの整備も完了し、当区域におけるデジタル・ディバイド（インターネット等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差）は解消されている。

また、令和 6 年度には、防災行政無線の高度化事業を実施し、防災アプリとの連携を図ることで、市民のスマートフォンに防災行政無線の放送内容を文字と音声で届けるほか、気象情報、L アラート情報、停電情報、避難情報などの防災情報を発信している。

今後も進化、高度化が見込まれる情報インフラに対しては、地域間格差が生じることがないように必要な支援を行う必要がある。

(2)　その対策

ア　地域の維持や活性化には、情報インフラの整備が必須であり、今後も進化、高度化が見込まれる情報インフラに対しては、地域間格差が生じることがないように必要な支援を行う。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

笛吹市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら事業を実施する。

5　交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 芦川町区域の現況と課題

当区域は、笛吹市の中心市街地までおよそ 20㎞の位置にある。幹線道路は、区域内を縦貫する県道笛吹市川三郷線、甲府圏域と富士北麓圏域を結ぶ県道富士河口湖芦川線（若彦トンネル）があり、住民の日常生活及び観光面等、地域活性化の基盤となっている。県道笛吹市川三郷線は、落石や土砂崩落の危険性が高いとされているため、大雨等による通行止めが度々あり、住民の日常生活にも支障を及ぼしている。

市道については、集落内を結ぶ生活の基盤となるものであるが、地形的制約により勾配がきつく、幅員も狭いため、大型車両が通行し難い箇所もある。また、住民生活に直結する県道及び市道については、特に冬季期間における降雪時の道路交通確保が重要であり、迅速な除雪対策が求められている。

農道については、これまでの県営中山間地域総合整備事業等により、農業生産基盤と農村生活環境基盤の整備が進められてきた。 今後も適切な維持管理と新設、拡幅等の必要な整備を推進する必要がある。

林道については、森林施業の合理化や土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供等、森林の多面的機能を活用するための整備をこれまでも進めてきた。

交通については、民間路線バスが鶯宿－石和温泉駅間を運行していたが、平成元年 9 月に廃止されたことを受け、同年 10 月から市営バスの運行を開始し、1 日 4 往復していた。令和 6 年 1 月から AI デマンド交通「のるーと笛吹」の運行を開始し、新たな公共交通を確保したことから、令和 6 年 3 月に市営バスを廃止した。

一方、県道富士河口湖芦川線（若彦トンネル）の開通に伴い、民間バス事業者によって上芦川－富士山駅間で運行が行われていたが、利用者数の減少により、当区域運行部分は令和３年４月に廃止されたが、令和６年３月から富士急行線河口湖駅－芦川農産物直売所間で１日４往復の運行が新たに開始された。

なお、当区域の中学校が統合されたことに伴い、スクールバスの運営事業を行っている。

(2) その対策

ア　当区域の幹線道路である県道については、富士河口湖芦川線（若彦トンネル）の開通が、地域活性化に大きく貢献している。一方、それに伴って交通量が増加した区域内を縦貫する笛吹市川三郷線については、急こう配でカーブが多く、大型バス等の通行が困難な箇所がある。今後も関係機関と緊密に連携し、八代町奈良原地区から当区域までを結ぶ新たなトンネルの整備等について、県に対して要望していく。

イ　当区域の集落内をつなぐ市道については、地形的制約により新設や拡幅等が容易ではないことから、今後も適切な維持管理に努め、長寿命化を図ることとし、新設や拡幅等については、その有効性等を十分に検討しながら、整備を推進する。また、防護柵、路面標示等の交通安全施設の整備についても検討を行い、身近な生活道路の充実を図る。

ウ　住民生活に直結する県道及び市道については、特に冬季期間の降雪時の道路交通確保が重要であるため、除雪体制を整え、関係機関及び地域住民と連携しながら迅速な除雪対応に努める。

エ　農林道については、農林業の生産活動の向上のみならず、地域の生活環境を改善する役割や観光振興にも大きな役割を果たしているため、今後も適切な維持管理に努め、新設や拡幅等についても、その有効性等を十分に検討しながら、整備を推進する。

オ　交通については、移動手段を持たない、いわゆる交通弱者に対する移動サービスを確保するための AI デマンド交通の運行や、スクールバスの運営事業を継続していく。

(3) 事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

持続的発展施策 区　　分	事　業　名 （施　設　名）	事　　業　　内　　容	事業主体	備　　考
4　交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道	**・市道 2-66 号線（道路改良事業）** L=1,200m　W=5.0m	笛吹市	

	(3)林道	**・市営林道水ケ沢線** 側溝改修 L=200m 法面改修 L=500m **・市営林道蕪入沢上芦川線** 側溝、法面改修、 幅員拡幅　L=1,000m 法面危険個所改修　L=500m **・市営林道大窪鶯宿線** 側溝、法面改修（維持管理） L=1,000m **・市営林道鶯宿中芦川線** 側溝 L=6,059m 法面 L=1,000m（崩落危険個所） 開設事業　L=883m		
	(9)過疎地域持続的発展特別事業	**・AI デマンド交通運行事業** （具体的な事業内容） AI デマンド交通「のるーと笛吹」を運行する事業 （事業の必要性） 移動手段を持たない交通弱者の移動手段を確保するため （見込まれる事業効果等） 移動手段の確保等 **・芦川スクールバス運営事業** （具体的な事業内容） 当区域から浅川中学校までスクールバスを運行する事業 （事業の必要性） 遠距離通学となる学生の移動手段を確保するため （見込まれる事業効果等） 安全に登下校できる移動手段の確保	笛吹市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

道路は、日常生活や経済活動を支える重要な生活基盤であることを踏まえ、計画的に道路改良や路面改修を実施する。

維持管理、修繕、更新の際には、長寿命化につながる予防保全に取り組むほか、新技術の採用を検討し、コスト削減を図る。

6 生活環境の整備

(1) 芦川町区域の現況と課題

生活環境については、当区域の快適で暮らしやすい生活環境づくりを推進するため、これまでも生活関連公共施設の整備を推進してきたところである。

生活用水については、簡易水道の整備により普及率が 100%の水準となっている。

また、生活排水については、平成 7 年度から農業集落排水事業に取り組み、平成 12 年度に完成、加入率も 100%と衛生的な生活環境の確保とともに、芦川の清流を守り、次代に引き継ぐことに努めている。今後は、経年劣化等による施設の老朽化対策が避けられない状況である。処理施設及び管渠施設の改修の必要性や時期等についての検討を行い、計画的な維持管理及び整備を行う必要がある。

ごみ処理については、甲府・峡東クリーンセンターで処理しており、今後も資源ごみ等の分別収集による減量化と再資源化をさらに推進する必要がある。また、美しい自然、景観を守るために不法投棄防止対策の強化も必要である。

災害対策については、当区域は急峻な地形のため土砂災害のおそれのある危険箇所も多く、これまで何度も災害に見舞われているため、これらの被害を最小限に防止する必要がある。

消防防災体制については、笛吹市消防本部による対応がなされているが、地域の消防防災力の中核を担う消防団については、若年層の流出の影響から団員の高齢化が進んでおり、団員の確保対策が急務となっている。現在、消防団の再編が行われ、4 部体制から 2 部に統合しているが、消防車両は統合前の 4 台を配備したままであり、詰所及び車庫施設は耐震性能が確保されていない老朽化した施設であるため、消防団施設及び車両の整備について、検討する必要がある。

市営住宅については、当区域に 3 か所整備されている。その中でも、平成 12 年建築の若者定住促進住宅については、移住、定住の受け皿としての役割を果たしているため、他の 2 か所とともに今後も安全性と良好な居住性を保ちつつ、計画的な維持管理を行っていく必要がある。

当区域は、古民家への宿泊体験、農作業体験による地域活性化など、地域振興と合わせた景観形成に関する取組が行われた環境もあり、貴重な農山村の景観を保全する必要がある。

(2) その対策

ア 簡易水道は、施設整備から数十年を経過している施設もあり、送配水管や配水池等の老朽化対策が必要であるため、計画的な維持管理及び整備に努め、安全な飲料水の安定供給を図る。

イ　農業集落排水施設は、衛生的な生活環境の確保及び芦川の清流を守り続けるためには必要不可欠な施設であるため、処理施設や管渠施設の機能診断を実施し、最適な整備構想を定める中で計画的な維持管理及び整備を行う。

ウ　ごみ処理は、分別収集による減量化と再資源化をさらに推進する。また、美しい自然、景観を守るため、不法投棄パトロール員によるパトロールを行い、不法投棄防止対策に努める。

エ　災害対策については、今後も県等の関係機関と緊密に連携し、自然災害防止対策の推進に努める。
　また、当区域は土砂災害等への対応が不可欠であるため、地域住民の生命や財産を災害から守るための災害防止施設等の整備を促進するとともに、令和5年度に芦川町区域の各行政区が策定した、地区防災計画に基づき住民同士の連携による土砂災害等を想定した避難訓練を実施する等、住民の自主防災意識の向上と共助力、地域防災力の強化を図る。

オ　消防防災体制については、消防団の再編等、適正な見直しを行い、少数精鋭体制の確立、機械器具、消防水利、団員詰所、消防車両等の整備を推進し、消防防災力の強化を図る。
　また、平成 25 年度に各世帯に整備した防災行政無線の戸別受信機により、悪天候でも情報を迅速かつ確実に伝達することが可能となった。
　加えて、令和6年度に防災アプリを導入し、市民のスマートフォンに防災情報を届けることが可能となった。今後も防災情報の伝達機能の維持、強化を図る。

カ　市営住宅については、現在、若者定住促進住宅1か所（8世帯分）、市営住宅2か所（各2世帯計4世帯分）が整備されているが、今後も移住、定住の受け皿としての役割を果たせるよう、計画的な維持管理を行っていく。

キ　事業者から大規模太陽光発電施設の設置の計画等があった場合には、県とともに関係法令に則って事業者に対して指導を行うなど、当区域の景観の保全に努める。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5　生活環境の整備	(5)消防施設	・消防施設等整備事業（消防団施設、消防車両）	笛吹市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

　上水道施設及び農業集落排水施設は、計画的な点検、清掃、補修を進めるとともに、予防保全型の維持管理に努め、施設の長寿命化とコスト削減を図る。
　消防施設は、災害時の救助及び復旧活動の拠点となることを踏まえ、予防保全の考えに基づく改修

等を計画的に行う。

市営住宅は経済情勢や住宅事情による需要の変化を踏まえながら、総量の適正化について検討を行う。

7　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 芦川町区域の現況と課題

当区域には、これまで学童保育施設が設置されていなかったことから、子育て環境の充実を図るため、芦川小学校屋内運動場の多目的室の改修工事を行い、新たに学童施設を整備した。

令和7年4月に開設した、芦川学童保育クラブは、令和7年9月30日現在、児童4人が利用している。

一方で、芦川へき地保育所については、過疎化の進行により入所児童がいなかったことから、令和6年4月から休園しており、今後、入所希望が生じた際は、芦川小学校の一部を利用して再開することとしている。その際は、地域の多世代交流の場としての活用等、小規模な保育所ならではの取組を検討する必要がある。

当区域の人口及び高齢者比率の推移は、平成27年の国勢調査で人口361人、高齢者比率57.6%から令和2年には人口276人、高齢者比率65.6%と、人口の減少と高齢化に歯止めがかかっていない状況であり、今後もこの傾向が続くことが予想される。

市が実施している配食サービス事業については、食の確保が困難な在宅の高齢者等に対して、安定した食の確保と同時に配達時の見守り、声掛け等の支援を行い、住み慣れた家で健康に安心して暮らせる環境を目指すものである。

地域の高齢者一人ひとりが自立し、住み慣れた地域において安心でいきいきと、互いに支え合いながら生活を送ることができるよう笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（ふえふきいきいきプラン）を推進し、介護、介護予防等のサービスが切れ目なく提供される環境を構築するとともに、生涯現役の観点から、積極的に社会参加できる環境を整備する必要がある。

障がい者については、市内の他区域と同様に笛吹市第4次障害者基本計画等に基づき、引き続き自立を支援する環境づくりを推進していく必要がある。

保健については、第3次笛吹市健康増進計画(ふえふき笑顔ヘルスプラン)を推進し、市民一人一人が生涯を通じて健康増進に努め、心身ともに健やかでこころ豊かに暮らせるまちとなるよう、健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指す必要がある。

(2) その対策

ア　子育て支援については、安心して子育てできる環境を維持するため、母子の健康管理と、個々の成長特性に応じた切れ目のない支援を引き続き推進する。

芦川へき地保育所については、入所申込みが生じた場合、芦川小学校の一部を利用して再開し、市内他区域における保育所との交流事業や芦川小学校に通う児童を含む地域の多世代との交流による地域ぐるみの子育てに取組み、子供たちが心豊かに育つよう努める。

イ　高齢者一人一人が自立し、住み慣れた地域において安心していきいきと、互いに支えながら生活できるよう、介護予防事業や保健事業等の更なる充実を図る。また、市が実施している配食サービス事業を継続し、安定した食の確保と同時に配達時の見守り、声掛け等の支援を行い、高齢者が住み慣れた家で安心して暮らしていける環境を目指す。また、ボランティア活動、生産活動、都市住民等との交流、生涯学習活動等、高齢者の活躍の場をつくり、積極的に社会参加できる環境整備を推進する。

ウ　障がい者については、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、笛吹市第4次障害者基本計画に示された相談支援機能の充実、就労及び雇用の支援、障がい者に対する市民の正しい理解の促進等、自立を支援する環境づくりを推進する。

エ　保健については、第3次笛吹市健康増進計画に基づき、がんの早期発見・早期治療、生活習慣病の対策、生活習慣の改善、歯・口腔の健康、筋力低下・骨折予防対策、こころの健康、個人の行動と健康状態の改善等に取り組む。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区　　　分	事　業　名 （施設名）	事　　業　　内　　容	事業主体	備　考
6　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設	**・芦川へき地保育所再開のための整備事業** （具体的な事業内容） 現在、閉園しているが入所希望があった場合は、芦川小学校の一部を利用し再開する （事業の必要性） 子育て環境の確保及び充実を図る必要がある （見込まれる事業効果等） 子育て環境が確保され、地域振興や子育て世帯の移住につながる	笛吹市	

	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	**・配食サービス事業** （具体的な事業内容） 食の確保が困難な在宅高齢者等に配食サービスを行う事業 （事業の必要性） 安定した食の確保と配達時の見守りのため （見込まれる事業効果等） 住み慣れた家で安心して暮らしていける環境を目指す **・集団健診送迎事業（仮称）** （具体的な事業内容） 近隣地区で合同実施する集団健診会場へ受診者の送迎を行う事業 （事業の必要性） 健診会場までの交通手段を確保する必要があるため （見込まれる事業効果等） 病気等の早期発見により健康で自分らしい生活が続けられる **・成年後見制度利用支援事業** （具体的な事業内容） 認知症等により判断能力が不十分な方へ成年後見人制度が利用できるよう支援する （事業の必要性） 制度の利用が必要とされる高齢者等の経済的な負担の軽減を図るため （見込まれる事業効果等） 安心して日常生活を過ごすことができる		

		・**高齢者外出事業** （具体的な事業内容） 交通手段の確保が難しい高齢者にタクシー券の提供を行う （事業の必要性） 在宅高齢者の交通手段を確保する必要がある （見込まれる事業効果等） 高齢者の社会参加や外出支援につながり、住み慣れた地域で継続して生活ができる		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

笛吹市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら事業を実施する。

8　医療の確保

(1) 芦川町区域の現況と課題

医療については、当区域の医療不安を解消し、健康を守るための笛吹市芦川国民健康保険診療所（内科、歯科）を「芦川ふれあいプラザ」内に、指定管理者の運営により開設している。住民が安心して生活できる地域として、身近に受診できる環境を維持する必要がある。

救急医療については、芦川支所に常駐している笛吹市消防本部の職員等が、初動対応（応急手当等）を行い、救急車による区域外の医療機関への搬送につなげている。また、重篤な患者が発生した場合等には、搬送時間の大幅な短縮が必要となり、ドクターヘリの利用が不可欠であることから、受け入れのための環境整備を行っている。

(2) その対策

ア　医療については、地域住民が身近な場所で安心して受けられるよう、笛吹市芦川国民健康保険診療所の開設を継続する。

イ　救急医療については、笛吹市消防本部による患者搬送体制を継続するとともに、重篤な患者が発生した場合等における搬送時間の大幅な短縮を図るため、県等の関係機関と連携して、ドクターヘリのヘリポート（離着陸施設）を整備し、救急医療体制の充実を図っている。

(3) 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展施策 区　　分	事　業　名 （施設名）	事　　業　　内　　容	事業主体	備　考
7　医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	**・芦川診療所運営事業** （具体的な事業内容） 「笛吹市芦川国民健康保険診療所」の運営事業 （事業の必要性） 無医地域である当区域の医療不安の解消を図るため （見込まれる事業効果等） 医療の確保	笛吹市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全に基づく改修等を計画的に行いながら、継続使用を考慮し長寿命化を図りつつ、築 60 年以上の施設利用を目指し維持管理を図る。

9　教育の振興

(1) 芦川町区域の現況と課題

学校教育については、小、中学校を各 1 校ずつ運営してきたが、平成 22 年 3 月末、中学校は隣接区域の浅川中学校と統合再編した。小学校については、令和元年度から「小規模特認校」として認定し、通学区域の指定にかかわりなく、市内在住の児童が入学、転学できる制度を導入した。令和 7 年 4 月の全校児童数は 15 人となっている。引き続き小規模特認校の良さを生かしながら、地域に根ざした教育の推進を図る必要がある。

学校教育施設の整備については、これまでも児童が安全で安心して学ぶことができる環境整備を行い、あわせて地域の集会所や災害時の避難所としての役割を果たす観点から、旧中学校校舎の跡地に、平成 27 年 2 月、新耐震基準に適合する屋内運動場を建造した。また、学校敷地全体の耐震化を図るため、周囲の擁壁及びグラウンドを現在の基準に合致した構造に改修する工事を実施した。

生涯学習等については、若年層の流出や高齢者人口の増加等により、地域社会の活力低下が危惧されているが、生涯学習等の機会を通じて、知識や技能の向上を目指す仲間が集まり、活動することで、新たな地域社会の核となることが期待されるため、ニーズを的確に捉えた講座メニュー等の提供や各社会教育施設等の老朽化対策を含めた整備を計画的に推進する必要がある。

(2) その対策

ア　学校教育については、市内他区域の学校や芦川へき地保育所に通う児童、地域の方々との交流に

より、地域への愛着や人との絆を深める教育を引き続き推進する。

イ　学校教育施設については、耐震化を図る改修は一通り実施されているが、教育環境の向上のみならず、社会教育施設、集会施設、防災施設等として、地域住民の複合的利用拠点となることも念頭に活用を検討していく。また、老朽化の目立つ給食施設については、調理機能を笛吹市南部学校給食センターに統合し、これまでの調理室は配膳室に改修する。

ウ　社会教育施設については、住民同士及び当区域を訪れる人々とのコミュニケーションを高める場所となるよう、老朽化対策等を含めた計画的な施設環境の整備に努め、新たな地域コミュニティの核となりうる仲間づくりを推進する。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

予防保全の考えに基づく改修等を計画的に行いながら、長寿命化を図り、築60年以上の施設利用を目指し維持管理を行う。

(3) 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8　教育振興	(1) 学校教育関連施設	**・芦川小学校校舎改修事業** （具体的な事業内容） 空調設備や配膳室の改修を行う （事業の必要性） 児童の健康と安全をより確保する必要がある （見込まれる事業効果等） 学校生活の安全安心の確保	笛吹市	

	(4) 集会施設、体育施設等	**・芦川ふるさと総合センター改修事業** （具体的な事業内容） 天井改修等を含めた予防保全工事を行う （事業の必要性） 利用者の安全と利便性の向上を図る必要がある （見込まれる事業効果等） 地域コミュニティの場となり地域の活性化の向上につながる		

10　集落の整備

(1) 芦川町区域の現況と課題

当区域は、上芦川、新井原、中芦川、鶯宿の 4 つの集落から形成されている。各集落の人口(住民基本台帳に基づく令和 7 年 3 月末日時点の統計)は 28 人から 91 人と、差はあるものの、若年層の流出と高齢化が進んでいる状況は共通している。

これまでも、芦川村において村営住宅の整備等、若者等の定住促進を図るための対策を進めてきたところではあるが、現在も人口の減少と高齢化に歯止めがかかっていない状況であり、地域におけるコミュニティ機能の低下が危惧されている。

このような中、地域活性化に地域住民が主体的に取り組んでいる状況もあることから、地域社会の維持、活性化を図るために、地域住民自らが考え、力を合わせて行動することへの支援を継続するとともに、地域に新たな気付きや活力をもたらす地域外の人材活用についても推進する必要がある。

(2) その対策

ア　集落としての機能の維持、強化を図るため、地域住民主体の地域活性化の取組を支援するとともに、地域おこし協力隊等の活用を検討し、積極的な活動を中心的に担う人材の育成や確保に努める。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

笛吹市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら事業を実施する。

11　地域文化の振興等

(1) 芦川町区域の現況と課題

当区域には、独特の風土の中で、先人たちが築き上げてきた兜造りの古民家群や石垣等があり、これまでも再生、保存し、その活用を図ってきたところである。

古民家群等を保存、継承していくことは、地域の個性を守ることであり、地域住民の郷土意識の更なる醸成にもつながるものである。また、観光振興の面でも大きな魅力の一つになりうるため、積極的な活用を図る必要がある。

(2) その対策

ア　地域の特色ある古民家群や石垣等を保存、継承し、地域住民の郷土意識の更なる醸成につなげるとともに、観光資源としての活用を図る。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

指定管理者制度を導入している施設については、民営化に向け、現在の指定管理者を中心に適切な後継者を選定する。

12　再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 芦川町区域の現況と課題

本市においては、令和32年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を令和2年7月に宣言しており、再生可能エネルギーの活用、緑地の保全等の自然資源の活用等、脱炭素型の地域づくりを推進している。その実現には、発電時に二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの活用は特に欠かせない取組である。

(2) その対策

ア　二酸化炭素排出量の実質ゼロを達成するための小水力発電施設の設置については、適切な水量の確保と環境保全において周辺に悪影響を与えない場所を施設設置場所として選定し、効率的な発電を行うことが求められることから、区域内の河川や農業用水路において、水量や適地の研究を行い、施設設置の実現性について検討していく。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

笛吹市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら事業を実施する。

13　その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 芦川町区域の現況と課題

当区域の人口減少と高齢化が進む中、地域の活性化を図るには、計画的な財政運営に努める必要がある。今後も計画的に過疎対策事業を推進するとともに、芦川地区過疎地域活性化基金の充実を図る必要がある。

(2) その対策

ア　笛吹市芦川地区過疎地域活性化基金において、過疎地域持続的発展特別事業の実施のための基金積立を行い、計画期間内及び計画期間終了後における事業実施に充てる。

(3) 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展施策区　　分	事　業　名 （　施設名　）	事　　業　　内　　容	事業主体	備　考
12　その他地域の持続的発展に関し必要な事項		・笛吹市芦川地区過疎地域活性化基金積立	笛吹市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

支所については、近隣の公共施設との複合化や集約、多目的利用、機能移転も含めた検討を行い規模の最適化を図る。

PPP/PFI の導入や民間事業者、地域住民との連携などの民間活力の活用を視野に入れながら、効率的な施設運営や行政サービスの維持及び向上を図る。

事業計画（令和８年度～令和 12 年度）

過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

区　　　分	事　業　名 （施設名）	事　　業　　内　　容	事業主体	備　　考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	**地域間交流促進事業** 　都市住民等へ向けた体験ツアーや季節を感じさせるイベントの開催等、当区域への共感を生むような交流事業を展開するとともに、その情報発信を積極的に行い、当区域をより多くの人に周知し、訪れてもらい、移住、定住に結びつける	笛吹市	当該施策の効果は将来に及ぶ
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	**花木植栽事業** 　地域住民の協力により、花木の植栽を行い、景観の魅力を高め、観光振興を図る	笛吹市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		芦川農産物直売所等管理運営事業 　指定管理者制度による農産物直売所及び活性化交流施設の運営事業。今後も継続して、地域住民の生産意欲の向上及び地域の活性化を図る。		
		日本すずらん保護事業 　本州随一を誇り、山梨県の自然記念物にも指定されている日本すずらんの群生地を守り、重要な観光資源としての活用を図るため、植生の調査や具体的な育成試験等を実施し、群生地の維持拡大を図る。		
		すずらんの里管理運営事業 　「すずらんの里」の運営事業。緑豊かな自然環境の活用を通じ、広く一般に保健と休養を提供するとともに産業振興を図る。		

		兜造り茅葺古民家藤原邸管理運営事業 「兜造り茅葺古民家藤原邸」の運営事業。景観の保全とともに観光資源としての活用を図る。		
		新道峠送迎バス運行事業 公共施設から新道峠展望台まで送迎バスを運行する事業。展望台までのアクセス道路が悪いため、送迎バスを運行し、観光振興を図る。		
		新道峠展望台活用事業 新道峠展望台「FUJIYAMA ツインテラス」を観光資源として、より活用し観光客の増加を図る		
		花桃植栽事業 美しい景観を形成することで、地域の魅力向上を図り、観光客の増加と地域経済の活性化につなげるため、地域住民と協力する中で、花桃の植栽を行う。		
4　交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業	**AI デマンド交通運行事業** AI デマンド交通「のるーと笛吹」を運行する事業。移動手段を持たない交通弱者の移動手段を確保する。	笛吹市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		芦川スクールバス運営事業 当区域から浅川中学校までスクールバスを運行する事業。遠距離通学となる学生の移動手段を確保する。		
6　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	**配食サービス事業** 食の確保が困難な在宅高齢者等に配食サービスを行う事業。安定した食の確保と同時に配達時の見守り、声掛け等の支援を行い、住み慣れた家で安心して暮らしていける環境を目指す	笛吹市	当該施策の効果は将来に及ぶ

		集団健診送迎事業（仮称） 近隣地区で合同実施される集団健診会場へ受診者の送迎を行い、受診を支援し病気等の早期発見につなげ健康で自分らしい生活が続けられることを目指す		
		成年後見制度利用支援事業 認知症等により判断能力が不十分な方が、安心して日常生活を過ごすことができるよう、成年後見人制度利用に伴う経済的負担を軽減する。		
		高齢者外出事業 交通手段の確保が難しい高齢者にタクシー券の提供を行い、在宅高齢者の社会参加や外出支援につなげ、住み慣れた地域で継続して生活ができることを目指す		
7　医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	**芦川診療所運営事業** 「笛吹市芦川国民健康保険診療所」の運営事業。無医地域である当区域の医療不安を解消するため、芦川ふれあいプラザ内に診療所を開設し、身近に受診できる環境を確保する。	笛吹市	当該施策の効果は将来に及ぶ
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		**笛吹市芦川地区過疎地域活性化基金積立** 笛吹市芦川地区過疎地域活性化基金において、過疎地域持続的発展特別事業の実施のための積立を行い、計画期間内及び計画期間終了後の事業実施に充てる	笛吹市	当該施策の効果は将来に及ぶ

別記様式(第5条関係)

庁議付議事項概要書

<table>
<tr><td colspan="2">協議事項 ・ 報告事項</td><td colspan="2">令和7年12月10日提出</td></tr>
<tr><td>件　名</td><td>第2期笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略について</td><td>部局名</td><td>総合政策部</td></tr>
<tr><td>概要</td><td colspan="3">本市では、これまで、子育て世代や若者に焦点をあてた第2期笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本市の最重要課題である人口減少の克服や地域活性化等を目的とした地方創生の取組を進めてきた。
また、取組の進捗度合いを測るため「重要業績成果目標(KPI)」を設定し、年度ごとに進捗状況を確認しながら、取組内容の改善を行ってきた。
計画最終年度に当たる令和7年度については、令和7年度の取組状況及び計画期間全体の振り返りを取りまとめたので、その内容を報告する。</td></tr>
<tr><td>経過</td><td colspan="3">平成27年10月　第1期笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略
(計画期間:平成27年度～31年度)策定
令和2年3月　第2期笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略
(計画期間令和2年度～6年度)策定
令和6年3月　第2期笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略 一部改訂
※ 法改正に伴い、デジタルを活用した施策を追加するとともに、第三次期笛吹市総合計画と一体的に策定するため、計画期間を1年延長し、第二次笛吹市総合計画の終期と合わせた。
令和7年度　第三次笛吹市総合計画と一体的に第3期総合戦略を策定中。</td></tr>
<tr><td>問題・課題</td><td colspan="3">今年度、第2期笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が終期を迎えることから、重要業績成果目標(KPI)の達成状況や取組内容を基に評価検証を行い、次期計画の取組へ反映していく必要がある。</td></tr>
<tr><td>対応策</td><td colspan="3">令和7年12月23日(火)に外部委員で構成する笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議を開催し、令和7年度の進捗状況、これまでの計画期間を通しての取組内容や担当課の所見等に対し意見をいただき、次期計画の取組に反映していく。</td></tr>
</table>

協議結果	

第2期笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略における取組の進捗状況一覧

テーマ	取組の方向性	シート	事業名	担当部署	重要業績成果目標　(KPI)	初期値(R1)	予定値（R7） ※R7.11.1時点	達成度 （予定値/目標値）	目標値（R7）
1 教育	1 自主学習の取組の推進（学校）	1-1-1	学力向上研究委員会	学校教育課	自分で計画を立てて学習する児童生徒の割合	65%	70%	100%	70%
	2 自主学習の環境の確保（家庭）	1-2-1	まちづくり推進事業	市民活動支援課	多様な主体との協働による学習支援	-	4回/年	100%	4回/年
		1-2-2	学力向上研究委員会	学校教育課	自分で計画を立てて学習する児童生徒の割合	65%	70%	100%	70%
	3 地域参加による教育の推進（地域）	1-3-1	市民講座事業・青少年育成事業・放課後子ども教室事業・学校等支援事業	生涯学習課	子ども向け体験講座の参加者数	1,800人/年	2,327人/年	101%	2,300人/年
		1-3-2	まちづくり推進事業・男女共同参画推進事業	市民活動支援課	イベント実施回数	3回/年	3回/年	100%	3回/年
2 移住	1 移住者同士のネットワーク構築	2-1-1	笛吹市移住者ネットワーク事業	企画課	移住者の交流人員（累計）	-	30人	60%	50人
	2 教育移住志向者へのPR	2-2-1	教育移住推進事業	企画課	子育て世代の移住件数	-	2世帯/年	10%	20世帯/年
	3 移住者に向けた就業支援	2-3-1	移住者就業マッチング事業	企画課	移住者の県内就業者数	-	1人/年	10%	10人/年
3 相談・交流	1 親同士の交流の場の創出	3-1-1	地域子育て支援センター事業	子育て支援課	子育て支援センター利用者数（7施設合計）	33,305人/年	35,000人/年	77%	45,435人/年
		3-1-2	図書館子育て支援事業	図書館	交流人員	1,128人/年	1,430人/年	124%	1,150人/年
	2 子育て情報の共有化	3-2-1	子育て包括支援センター事業	子育て支援課	子育て情報の提供数	-	12件/年	100%	12件/年
	3 遊びながら健やかな体を育む取組	3-3-1	児童館運営事業	子育て支援課	児童館でのイベント回数	77回/年	91.4回/年	111%	82回/年
		3-3-2	スポーツ振興事業	生涯学習課	アクティブ・チャイルド・プログラム普及講習会等参加者数	-	361人/年	124%	290人/年
4 仕事	1 多様な一時預かりの体制の構築	4-1-1	ファミリーサポートセンター事業	子育て支援課	協力会員数（累計）	204人	240人	96%	250人
	2 送迎のサポート	4-2-1			送迎件数	780件/年	1,296件/年	100%	1300件/年
	3 病児預かり体制の充実	4-3-1	病児・病後児保育事業	保育課	市内病児・病後児保育施設数	-	1か所	100%	1か所
5 防災・防犯	1 子育て世代に向けた防災情報の提供	5-1-1	自主防災組織活動支援事業	防災危機管理課	子育て世帯への防災資料配布率	-	98.7%	99%	100%
	2 子育て世代における災害時の不安解消	5-2-1			各避難所運営委員会への子育て世代の参加率（1人以上）	-	100%	100%	100%
	3 子どもに対する防犯体制の強化	5-3-1	防犯体制整備事業	防災危機管理課	防犯マップ公開に向けた作業進捗率	-	90%	90%	100%
		5-3-2	保育所運営事業	子育て支援課、保育課	防犯カメラ設置箇所数（累計）	5個	33個	100%	33個
6 基盤整備	1 子育て環境を補完する基盤整備	6-1-1	笛吹みんなの広場整備事業他	政策課	駅周辺の地域活性化施設整備数	1か所	2か所	67%	3か所
7 デジタルの活用	1 人にやさしいデジタル化の推進	7-1-1	窓口業務DX推進事業	政策課	「書かない窓口」利用者の満足度	-	98%	123%	80%

（黄色）達成度100%以上
（ピンク）達成度70%以上100%未満

1-1-1

PDCAシート

テーマ	1　教育	担当部署	学校教育課	KPI	
取組の方向性	1　自主学習の取組の推進（学校）			家で自分で計画を立てて学習する児童生徒の割合	
主な取組	1　家庭学習の習慣化に向けた指導を工夫し、主体的に学ぶ態度を育む。			現状値（R1）	65%
				目標値（R7）	70%

現状・課題	学力の定着を図るためには、家庭における学習習慣を身に付けさせることが重要である。	
具体的な取組内容	事業名：学力向上研究委員会	既存
	○学力向上研究委員会において、家庭における自主学習の事例研究を行い、市内小中学校に還元する。 ・家庭における自主学習のポイント（指針）の作成（児童用） ・授業や帰りの会と関連付けた家庭学習の課題の提示 ・効果的な課題及び自主学習ノート例の収集 ・家庭学習の習慣化に向けた実践例の収集 ・ICTを活用した宿題の提示	

	KPI		内容（詳細）
R2	68%	実績	・学力向上研究委員会において、各校の家庭学習の習慣化に向けた取組を共有し、家庭における自主学習のポイント（指針）について研究した。 ・小中学校の全児童生徒に対して、タブレット一人一台を整備した。
R3	74%	実績	・学力向上研究委員会において、家庭における自主学習のポイント（指針）を検討し、配布資料の作成を進めている。 ・主体的な学習の在り方や自主学習の振り返りにおけるタブレットの効果的な活用について研究を進めている。 ・タブレットの効果的な活用に向けた学習ソフトの導入について研究、検討し、R4年度に向けて予算措置を行った。
R4	65%	実績	・家庭における自主学習の留意点（リーフレット）をもとに、各校で家庭学習の習慣化に向けた取組を実践している。 ・主体的な学習の在り方や自主学習の振り返りにおけるタブレットの効果的な活用について、研究、検討を進め、実践につなげている。 ・タブレットを効果的に活用するための学習ソフトを導入し、活用方法の研究を進めている。
R5	66%	実績	・家庭における自主学習の留意点（指針）をもとに、各校で家庭学習の習慣化に向けた取組を実践している。 ・主体的な学習の在り方や自主学習の振り返りにおけるタブレットの効果的な活用について実践事例集を作成した。 ・タブレットを活用した家庭学習の取組を進めている。
R6	70%	実績	・家庭における自主学習の留意点（指針）、実践事例集等をもとに、各校で家庭学習の習慣化に向けた取組を実践する。 ・タブレット及び学習ソフトを活用した家庭学習の充実を図る。 ・学習ソフトの活用方法についてのフォローアップ研修を開催する。
R7	70%	予定	・家庭における自主学習の留意点（指針）、実践事例集等をもとに、各校で家庭学習の習慣化に向けた取組を実践する。 ・タブレット及び学習ソフトを活用した家庭学習の充実を図る。 ・学力向上研究委員会で家庭学習の推進を啓発する。

	担当　所見・展望　等	総合戦略委員等　意見・指摘	担当　回答
(R1)		①自主的に取り組みたくなるような課題と量を設定。 ②子どもたちが興味関心を持って自発的に学ぶことの出来る場づくり。 ③OBによる空き教室での宿題や今日のおさらいなどしてもらえると嬉しい。 ④自主学習したノートを教諭に見せ、シールをもらうとか自主学習リレーなど、「努力の見える化」が必要。	①家庭学習の量については、状況により個に応じた配慮をしている。 ②各校の教育課程には、自然を生かした学習や体験活動が位置付けられており、学校外の自然を生かした実践教育は、社会教育として実施していく。 ③現在、放課後を利用して、「NPO法人学びの広場ふえふき」による教職員OBを活用した学習教室を実施している。内容については、「学びの広場」や各校と検討していきたい。 ④シールやスタンプ、コメントの記述など、各担任が自主学習に対してそれぞれの方法で頑張りを認め励ます実践をしている。また、頑張っている子供のノートや学習方法を学級で紹介し、家庭学習の充実をはかっている。ただし、自主学習にかかわる取り組みに時間を割く余裕がない実態もあるため、各校の実態に応じた取り組みを進めていく必要がある。
R2	家庭学習の習慣化に向けた自主学習の取組は、すべての学校の経営方針に位置付け、各校の実態や発達段階に応じた取組を実施している。校長会・教頭会の代表と各校からの委員で構成する学力向上研究委員会において、研究を進めている。各校の効果的な取組を共有し、自主学習のポイント（指針）として集約したい。	①コロナに対してICTは有効と考える。 ②親への教育も大事であり、自分たちが子どもの時とは異なる学習スタイルがあることを知る必要がある。 ③ICTの活用が着目される一方で、他者との関わりの中で育まれる力もないがしろにはできない。 ④タブレットの効果的な使い方を研究して欲しい。	①新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業、分散登校などへの対応として、一人一台タブレットパソコンやオンライン学習の活用方法等、ICTの有効活用について研究を進めている。 ②自主学習の意義、取り組む上でのポイント等をまとめた保護者向けの資料を作成・配布することを通して、学校と連携した保護者への啓発を進めていく。 ③日々の授業の中で、子供同士が学び合う場を大切にし、「主体的、対話的、深い学び」の授業実践に取り組んでいる。 ④一人一台タブレットパソコンの環境が整い、各校で効果的な活用方法について校内研究、授業実践を通して研究を進め、市の研究組織等で共有している。
R3	自主学習の取組については、各校の児童生徒の実態に応じて、継続的に進めてきている。市内各校の取組における成果や課題を共有し、市全体で自主学習の推進を図るために、保護者向け資料の作成、配布による啓発を行う。また、各校の実態に応じた取組の推進に向けて、教職員向けの資料の作成、配布を通して共有を図りたい。	(委員からの参考意見) ・コロナ禍により学校の在り方も問われている。自宅でのタブレット学習は便利だが、学校に行き集団で生活する楽しさや良さを児童生徒に感じさせる対応を、学校現場でも考えていく必要があると思う。	
R4	自主学習の取組については、各校の児童生徒の実態に応じて、継続的に進めてきている。市内各校の取組における成果や課題を共有し、市全体で自主学習の推進を図るために、年度当初には保護者向けリーフレットの作成、配布による啓発を行った。さらなる啓発に向けて、ホームページを活用した取組についての検討、準備を進めていきたい。	①取組を強化しない限り、目標値を達成するのは難しいのではないか。 ②学力の定着だけを目的とするのではなく、探求学習や、地域で連携した体験型の取組を強化していくべき。 ③自主学習には、決まった課題をこなすことだけでなく、様々な体験を通して興味関心や探求心を深めることも含まれるということを強調していってほしい。	①今年度も、自主学習の推進に向けた「自主学習リーフレット」を作成し、小中学校全児童生徒に配布した。更に、HP上に自主学習のページも作成し、その活用に向け、リーフレットにQRコードを載せ、各家庭への啓発に努めてきた。今後も、各校の家庭学習への取組と連携しながら、推進を図っていきたい。 ②探究的な学習や体験学習などは重要であると考えているので、今後も各校において、子ども自身が主体的に思考し、判断し、表現する学習活動の場を設けていく。 ③自主学習リーフレットにあるメニューには、子ども自身が興味関心のある題材・課題を選択し、主体的に学びに向かえるよう意識したメニューも多数設定している。今後も、子ども自身が、自ら学ぶ姿勢を大切にした自主学習の取組を推進していきたい。
R5	各校の児童生徒の実態に応じて、継続的に進めてきているが、宿題などとは異なり、各家庭や子どもに取り組み方を任せているため、年度ごとに実績にばらつきが生じている。 市内各校の取組における成果や課題を共有し、市全体で自主学習の推進を図るために、保護者向けリーフレットを作成、配布し啓発するとともに、市ホームページに自主学習のページを作成し、リーフレットとの連携を図った取組も進めている。今後は、一人一台端末の自主学習への活用など、学びの意欲を高める取組を研究していく。	①自主学習の取組については子供によって捉え方や取り組み方に差があり、強制のように感じている子もいると思う。 ②タブレットだからこそできる学習方法があると思うが、まだ十分に活用しきれていないのではないか。各家庭の意見、要望とのすり合わせが必要。 ③タブレット学習に対する敷居が高い家庭もあるため、まずは保護者が慣れることができるような取組をしてはどうか。 ④(1-2-1に関する参考意見)市の若手職員による学習支援イベントを通じて、子供たちから「勉強が楽しかった」という意見が多く出た。子供たちは積極的に学習したい気持ちがあるものの、これまでそのような機会がなかったことを感じた。	①笛吹市HP内に「自主学習について」のページを作成し、啓発を行った。また、「保護者向けリーフレット【改訂版】」を各校で配布し、HPでも閲覧できるようにし、自主学習の取り組み方を共有してきた。強制とならないように、自主学習の大切さや楽しさを今後も啓発していきたい。 ②タブレットを活用した事例が増えてきている。それらの事例を市内の学校で共有していきたい。 ③長期休業や週末など少しずつタブレットを持ち帰る機会を増やしてきた。今後も学校だより等で保護者にタブレット学習の趣旨を伝えながら、理解を求めていきたい。 ④学校だけでなく他の機関とも連携し、子どもたちが意欲的に学習できる機会を模索していきたい。

R6	学力向上研究委員会では、教務主任に委員になってもらうことで、学校全体の取り組みとして家庭での自主学習に取り組んでいる。リーフレットや自学ノートの参考例をHPで閲覧できるようにして、啓発を行っている。ICT研修会の中で教職員とも家庭学習での活用方法を考え、実践できる環境をつくっていきたい。一人一台端末の持ち帰りを毎日する学校が7校あり、家庭でICTを活用した学習ができる環境が整い始めている。その他の学校も週末や長期休業を利用した持ち帰りを行い、タブレットを活用した実践が増えてきている。授業内容との連動を図り、効果的な活用方法の事例を集め、研究を進めていきたい。	①目標達成に向けては、市と各学校がさらに連携を深めて取組を推進していくことが大事である。ある学校では自学ノートを個人ではなく班の中でノートを回し、友達がどのような自主学習をしているかを見るというような取組をしている。このように少し工夫をすることで、子どもたちが意欲的に自主学習に取り組めるということを感じた。 ②来年度、市の事業でWi-Fi 環境の整備を検討していると聞いているので期待している。また、タブレットを使った学習であっても、Wi-Fi 環境がなくてもできる宿題を出す学校もあり、学校でも工夫をしている。今後、タブレット学習の活用については、地域の有志の方、学校や児童館などみんなで考えていけたらいいのではないかと思う。	①本年度も、児童生徒が主体的に学ぶため、市HPで「自主学習リーフレット」や「自主学習ノート事例」を閲覧できるようにし、各校を通して啓発を行った。自学ノートの取組の工夫について、学力向上研究委員会で情報共有をし、各校に還流するようにしている。今後も、各校での工夫を共有、還流することで、多様な自主学習への取組を推進していきたい。 ②個別最適に学びを行うため、ICT支援員を中心に教員と児童生徒が一人一台端末で積極的に活用できる教材やTeams等の情報共有アプリの利活用を積極的に進めている。また、家庭での主体的な学びを行うため、児童生徒が自宅や学校外へ配布端末を持ち帰り使用する取組を始めている。
R7	学力向上研究委員会では、ICT活用と家庭学習の充実のため、研究を進めた。ドリル的な学習だけでなく、授業の復習や予習をクラウド上で行えるようにするなど、ICTを活用した自律的な家庭学習の実践が増えてきている。また、ICT活用だけでなく、各校で自学ノートの取組も進めている。６年間を振り返ると、70%の目標値を達成することはできている。児童生徒に家庭学習が定着していることが示されている一方、残りの層への働きかけや学習の質的向上は課題である。今後も授業との連動を図り、自律的な家庭学習を推進していきたい。		

1-2-1

PDCAシート

テーマ	1　教育	担当部署	市民活動支援課	KPI
取組の方向性	2　自主学習の環境の確保（家庭）			多様な主体による学習支援
主な取組	1　身近な所で自主学習を行える場所を作る。			現状値（R1） －
				目標値（R7） 4回／年

現状・課題	NPO法人やボランティア団体が、夏休みや冬休み等のイベントに合わせ学習支援を行っているが、石和地区に集中しているので市内全域に広げていく必要がある。		
具体的な取組内容	事業名	まちづくり推進	既存
	よっちゃばる広場等を活用した学習の場の提供及びNPOや市民活動団体、市役所若手職員による学習支援。 また、若手職員の参加により、地域との協働による子育て支援の意識を、行政内部でも高めていく。		

	KPI		内容（詳細）
R2	0回	実績	市役所若手職員が市民活動団体・NPOが実際に学習支援を実施している場に行き、手伝いをしながらノウハウを学び、次年度以降に実施する学習支援活動につなげていく予定であった。 しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画どおりに実施ができなかった。
R3	0回	実績	市役所若手職員が市民活動団体・NPOが実際に学習支援を実施している場に行き、手伝いをしながらノウハウを学び、次年度以降に実施する学習支援活動につなげていく予定であった。 しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画どおりに実施ができなかった。
R4	1回	実績	市役所若手職員とボランティア（地域資源）とで市内1地区において冬休みの宿題への学習支援を実施した。
R5	2回	実績	前年度に立てた活動計画に基づき、市役所若手職員とボランティア（地域資源）とで、市内1地区にて夏休み・冬休みの宿題への学習支援を合計2回実施した。
R6	4回	実績	前年度に立てた活動計画に基づき、市役所若手職員とボランティア（地域資源）とで、市内2地区にて夏休み・冬休みの宿題への学習支援を合計4回実施した。
R7	4回	予定	前年度に立てた活動計画に基づき、市役所若手職員とボランティア（地域資源）とで、市内2地区にて夏休み・冬休みの宿題への学習支援を合計4回実施する。

	担当　所見・展望　等	総合戦略委員等　意見・指摘	担当　回答
(R1)			
R2	令和2年度はコロナウイルス感染症拡大の影響で、当てにしていた社会福祉協議会主導の子ども子育て関係者連絡会で夏休みに実施予定であった夏のたまり場プロジェクトが中止となった。また、冬休みに実施予定の冬のたまり場プロジェクトも中止の予定である。 今後も社会福祉協議会が主導する、子ども子育て関係者連絡会が主催するたまり場プロジェクトとの連携を考えており、実施の目途が立つタイミングで職員の依頼をしていく予定である。		
R3	今年度もたまり場プロジェクトではコロナウィルス感染防止の観点から学習支援は実施が出来なかった。 来年度以降、たまり場プロジェクト以外の場所でも（例えば学童保育など）支援できるか検討していく。		
R4	コロナ禍で実施が難しい状況が続いていたが、児童の冬休みに合わせて、市民団体と連携し、市役所若手職員による学習支援とレクを行うイベントを実施した。イベントに向けては、同様の事業を展開する団体へのヒアリングを通してニーズを研究し、市民活動支援としての適切な携わり方を協議し、準備を進めてきた。今後の継続的な実施に向けて、参加職員を対象に振り返りのワークショップを実施する予定である。	①市や団体がつながることで活動に広がりが出てくると思うので、そのような情報共有の場があれば良いと感じた。 ②大人と一緒にご飯を作るといったことを含め、学習支援について広く捉えると、様々な経験を通じた面白い取組ができるのではないか。	①児童の感想や施設職員の意見を基に、参加職員による振り返りワークショップ及び意見交換を行った。次年度の支援も、市単独ではなく団体との協働で行いたいとの意見が多かったため、実現できるよう計画していく。 ②参加した職員からも、自主学習の支援だけではなく、体験活動も取り入れたいとの意見が寄せられたため、ワークショップなどの活動を取り入れるよう計画していく。
R5	夏休み及び冬休み各1回の合計2回、NPO法人みんなの楽校あっぷるとの協働で、採用2・3年目の市職員が自主学習の支援を行った。前年度のワークショップで出された意見を生かし、自主学習の支援だけでなく、かるたやボッチャ、クイズ、SDGsに関するワークショップ、工作などの体験活動も行った。今後の継続的な実施に向けて、参加職員を対象に振り返りのワークショップを実施する予定である。	①学習支援イベントは子供たちが新しい経験に触れる良い機会となっており、職員や親よりも年齢の近い若手職員が参加することで、子供たちも張り切って勉強に取り組むことができていた。 ②子供たちの市への誇りや愛着を醸成することが、将来的な定住促進にもつながっていくと思う。そのような中長期的な視点の取組を行っていくことも重要だと感じる。	①子供たちからは「勉強が楽しかった」「また一緒に勉強をしたい」との声が、学童保育職員もからも「子供たちの新たな一面が見られる」との声が寄せられており、本取組への期待が感じられる。今後も参加する市職員は「子供たち一人ひとりと向き合うこと」を心がけ、学習支援を行っていきたい。 ②令和4年度から継続して実施してきたことにより、採用2・3年目の職員がこの取組の対象者であるという認識が広まりつつあると感じている。人材育成の観点からも中長期的に実施していけるよう計画していく。
R6	NPO法人みんなの楽校あっぷる及びシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社との協働で、夏休み及び冬休みに合計4回、採用2・3年目の市職員が自主学習の支援を行った。自主学習の支援だけでなく、工作やSDGsクイズ、SDGsカルタ、絵本の読み聞かせなど市職員が主体となる活動も行った。協働先及び参加市職員から、今後の継続を希望する声が寄せられているため、実現可能な支援回数や支援場所、支援内容などを引き続き検討していきたい。		
R7	学童保育クラブ及び児童センターを指定管理しているNPO法人みんなの楽校あっぷる及びシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社との協働により、採用2・3年目の若手市職員が学童や児童センターを利用している子供を対象に自主学習支援および簡単なレクリエーションを計4回実施予定である。子供たちの学習支援だけでなく、職員が主体となって交流や体験の場を提供できたことで、地域との連携が一層深まったと感じている。 また、計画期間の振り返りとして、本事業は回を重ねるごとに市職員の地域理解や協働スキルが向上し、参加者や関係者から継続を望む声が多く寄せられている。今後も、実現可能な支援回数や場所、内容について検討を続けながら、引き続き協働事業を推進していきたい。		

1-2-2

PDCAシート

テーマ	1　教育	担当部署	学校教育課	KPI	
取組の方向性	2　自主学習の環境の確保（家庭）			家で自分で計画を立てて学習する児童生徒の割合	
主な取組	2　学校と保護者が連携し、家庭学習の充実を図る。			現状値（R1）	65%
				目標値（R7）	70%

現状・課題	・保護者と学校が、家庭学習や自主学習の在り方を共有しながら、家庭における学習習慣を身に付けさせる必要がある。		
具体的な取組内容	事業名	学力向上研究委員会	既存
	○学力向上研究委員会において、家庭における自主学習の事例研究を行い、市内小中学校に還元する。 ・家庭における自主学習や環境づくりのポイントを作成 ・家庭学習振り返りシートを活用した環境づくり ・PTA総会、学年懇談会、次年度入学児童保護者説明会での啓発 ・ICTを活用した家庭学習の実践		

	KPI		内容（詳細）
R2	68%	実績	・保護者向け、家庭における自主学習や環境づくりのポイントの作成について研究する。 ・小中学校の全児童生徒に対して、タブレット一人一台を整備する。
R3	74%	実績	・保護者向け、家庭における自主学習や環境づくりのポイントを検討し、配布資料の作成を進めている。 ・タブレットの効果的な活用に向けた学習ソフトの導入について研究、検討し、R4年度に向けて予算措置を行った。
R4	65%	実績	・家庭における自主学習や環境づくりのポイントをリーフレットにより啓発し、学校と家庭とが連携しながら家庭学習の習慣化の取組を進めている。 ・タブレットを効果的に活用するための学習ソフトを導入し、家庭学習におけるタブレットの活用の有効性について研究を進めている。 ・自主学習の取組の啓発を更に進めるために、ホームページを活用した取組についての検討、準備を進めている。
R5	66%	実績	・家庭における自主学習や環境づくりのポイントにより、学校と家庭とが連携しながら家庭学習の習慣化に取り組んでいる。 ・タブレットを活用した家庭学習の取組みを進めている。
R6	70%	実績	・家庭における自主学習や環境づくりのポイントにより、学校と家庭とが連携しながら家庭学習の習慣化に取組む。 ・タブレット及び学習ソフトを活用した家庭学習の充実を図る。
R7	70%	予定	・家庭における自主学習や環境づくりのポイントにより、学校と家庭とが連携した家庭学習の習慣化の取組を継続する。 ・タブレット及び学習ソフトを活用した家庭学習の充実を図る。

	担当　所見・展望　等	総合戦略委員等　意見・指摘	担当　回答
（R1）		①自力でできる内容(授業の復習や簡単な予習程度)で、親はサポートや確認する程度が望ましい。 ②本や新聞を読み親子で感想を交換日記に書く。 ③家庭での励まし，声かけ，子どもが何をしていいか迷った時のアドバイスなどをしていただけるとありがたい。	①宿題については、授業内容を復習または予習するものや、個人で課題を決めて取り組むものがあり、児童生徒自ら取り組める課題を設定していく。ただ、共働きの現状を鑑みながらも、内容（調べ学習や親子読書等）によっては親の協力を得ながら取り組む課題も必要だと考える。 ②学校では、家族で同じ本を読み感想を書く｢親子読書｣の取り組みも実践し、親子による読書の機会を提供している。 ③PTAの懇談会や個別懇談、日常的な電話や連絡帳などで保護者と学校で密に連携を取り、相談に応じる。
R2	「自主学習の取組の推進」の取組と並行して研究を進めている。家庭での学習習慣を確立していくためには、保護者からの働きかけ等、学校と家庭が連携して取り組む必要がある。各校では、PTAの会議や懇談会等通じて周知し、家庭と連携した取組を進めている。	①コロナに対してICTは有効と考える。 ②親への教育も大事であり、自分たちが子どもの時とは異なる学習スタイルがあることを知る必要がある。 ③ICTの活用が着目される一方で、他者との関わりの中で育まれる力もないがしろにはできない。 ④タブレットの効果的な使い方を研究して欲しい。	①新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業、分散登校などへの対応として、一人一台タブレットパソコンやオンライン学習の活用方法等、ICTの有効活用について研究を進めている。 ②自主学習の意義、取り組む上でのポイント等をまとめた保護者向けの資料を作成・配布することを通して、保護者への啓発を進めていく。 ③日々の授業の中で、子供同士が学び合う場を大切にし、「主体的、対話的、深い学び」の授業実践に取り組んでいく必要がある。 ④一人一台タブレットパソコンの環境が整い、各校で効果的な活用方法について校内研究、授業実践を通して研究を進め、市の研究組織等で共有している。
R3	「自主学習の取組の推進」の取組と並行して研究を進めている。家庭での学習習慣を確立していくためには、保護者からの働きかけ等、学校と家庭が連携して取り組む必要がある。自主学習の意義、取り組む上でのポイント等を共有し、市全体で自主学習の推進を図るために、保護者向け資料の作成、配布による啓発を行う。	（委員からの参考意見） ・子どもの不登校で悩んでいる家庭に対して、アドバイスや気付きを与えられる勉強会等があれば良いと思う。	
R4	「自主学習の取組の推進」の取組と並行して研究を進めている。家庭での学習習慣を確立していくためには、保護者からの働きかけ等、学校と家庭が連携して取り組む必要がある。自主学習の意義、取り組む上でのポイント等を共有し、市全体で自主学習の推進を図るために、保護者向け資料の作成、配布を年度当初に行った。さらなる啓発に向けて、ホームページを活用した取組についての検討、準備を進めていきたい。	（1-1-1と同じ）	
R5	「自主学習の取組の推進」の取組と並行して研究を進めている。家庭での学習習慣を確立していくためには、保護者からの働きかけ等、学校と家庭が連携して取り組む必要がある。自主学習の意義、取り組む上でのポイント等を共有し、市全体で自主学習の推進を図るために、保護者向けリーフレットの作成、配布と共に、ホームページ内に自主学習のページを作成し、リーフレットとの連携を図った取組も進めてきた。今後はリーフレット、ホームページの活用状況等について研究・分析し、啓発に向けた取組を継続していきたい。	（1-1-1と同じ）	
R6	「自主学習の取組の推進」の取組と並行して研究を進めている。家庭での学習習慣を確立していくためには、保護者からの働きかけ等、学校と家庭が連携して取り組む必要がある。自主学習の意義、取り組む上でのポイント等を共有し、市全体で自主学習の推進を図るために、保護者向け資料を作成し、ホームページに掲載をして啓発を行った。さらなる啓発に向けて、ホームページの活用状況等を研究・分析し、取組を進めていきたい。	（1-1-1と同じ）	

R7	今年度も自主学習と家庭学習の充実を図るため、研究を進めてきた。6年間を振り返ると、本取組により、家庭で自ら学習計画を立てて学ぶ児童生徒の割合は、目標値である70%に達している。これは、多くの児童生徒に自律的な学習習慣が定着していることを示すと考える。一方、残りの層への働きかけや学習の質的向上は今後の課題である。今後も取組を継続し、ICTも活用しながら、学校と家庭が連携し、児童生徒がより主体的に学ぶ力を高められるように取り組んでいきたい。		

1-3-1

PDCAシート

テーマ	1　教育	担当部署	生涯学習課	KPI
取組の方向性	3　地域参加による教育の推進（地域）			子ども向け体験講座の参加者数
主な取組	1　地域で活動する団体と連携した体験学習等の実施による教育の推進			現状値（R1）　1,800人／年 目標値（R7）　2,300人／年

現状・課題	市民講座における子ども講座41講座、市青少年育成推進協議会の主催によりフッキー体験塾という子供向け体験教室を年3回開催している。 NPO法人への委託により、放課後子ども教室を2校、学校等支援事業を19校において実施し、子どもの学習等を支援している。		
具体的な取組内容	事業名	市民講座事業・青少年育成事業・放課後子ども教室事業・学校等支援事業	既存
	子ども講座では、食生活改善推進員、文化協会との連携による料理教室や将棋教室等を開催。フッキー体験塾では、育成会、子どもクラブと連携し、自然体験やスポーツ体験を行う。 教員の退職者と連携し、放課後の時間を活用した体験学習等を実施する。		

	KPI		内容(詳細)
R2	332人	実績	新型コロナウイルス感染防止のため、年度前期の各種体験教室等は中止となった。後期において、市民講座や市青少年育成推進協議会による体験教室等を開催した。 放課後こども教室は、新型コロナウイルス感染防止のため中止していた期間もあるが、長期休暇、休日等を利用した体験教室等は感染対策しながら実施した。
R3	364人	実績	R3から子ども講座は「市民講座事業」から「青少年育成事業」へと業務移管し、各地区青少年育成推進協議会において実施することとなった。 市及び各地区育成推進協議会（育成会及び子どもクラブ）と連携し、体験型子ども向け講座を実施。 また、放課後子ども教室については、NPO法人へ委託し、令和3年度から市内13校で感染対策しながら実施しているが、まん延防止等重点措置で中止していた期間もある。また、長期休暇、休日等を利用した体験教室等は実施できない時期もあった。
R4	1,021人	実績	各地区育成推進協議会（育成会及び子どもクラブ）と連携し、体験型子ども向け講座を実施。NPO法人に委託し、長期休暇、休日等を利用した体験教室等を実施。 放課後子ども教室については、NPO法人に委託し、市内小中学校の児童生徒を対象に実施している。 各講座や教室は感染対策を図りながら行い、感染者が増加している時期には中止した。
R5	2,150人	実績	市民講座において体験型子ども向け講座や各地区の育成会及び子どもクラブと連携し、「フッキー体験塾」を実施。また、NPO法人へ委託し、長期休暇、休日等を利用した体験教室等を実施している。 「放課後子ども教室」については、教員OBによるNPO法人 学びの広場ふえふきに委託し、市内小中学校の児童生徒を対象に学習支援などを実施している。
R6	2,079人	実績	各行政区の育成会及び子どもクラブと連携し、体験型子ども向け講座やフッキー体験塾を実施。 「放課後子ども教室」については、教員OBによるNPO法人 学びの広場ふえふきに委託し、市内小中学校の児童生徒を対象に学習支援や長期休暇、休日等を利用した体験教室等などを実施している。
R7	2,347人	予定	各地区育成推進協議会（育成会及び子どもクラブ）と連携し、体験型子ども向け講座やフッキー体験塾を実施。 「放課後子ども教室」については、教員OBによるNPO法人 学びの広場ふえふきに委託し、市内小中学校の児童生徒を対象に学習支援や長期休暇、休日等を利用した体験教室等などを実施する。

	担当　所見・展望　等	総合戦略委員等　意見・指摘	担当　回答
(R1)		①長期休みなど、地域の公民館などで近所の方々と触れ合い体験。 ②体験学習ができる場。NPOなどですでにとりくみも進められている。より広い方々への周知も大切。	①子どもフェスタや子どもまつりなど、地区青少年育成推進会議が行う事業を支援しており、地域内での交流を図っている。 ②子ども向けの体験講座等の募集は、小学校で児童へのチラシ配布により周知。
R2	年度前期の各種体験教室等は、新型コロナウイルスへの感染防止のため中止となったが、後期においては、施設利用のガイドライン等にそった感染防止対策を講じながら体験教室等を開催していく。		
R3	(放課後)R3年度から放課後子ども教室を13校へ拡大。まん延防止等で中止とした期間もあるが、感染対策を講じながら実施。 (青推協)R3年度より市民講座事業で行っていた子ども向け講座を各地区青推協で行うこととなった。コロナのため中止となったものもあるが、感染対策を講じながら実施している。	①コロナ禍において整備が進んだICT環境を活用し、体験講座等のオンライン開催の検討を。 ②コロナ禍で子どもたちの運動不足が懸念されるので、楽しく体を動かすことができるような取組のオンライン開催の検討を。	①体験講座では、普段できない様々な体験を通じて、豊かな人間性を育むことを重視しており、その際に直接人との触れ合いがあることも大切なことと考えて企画を実施している。オンラインの活用可能性についても今後検討する。 ②運動能力の向上だけではなく、子ども同士が直接触れ合い、交流することによって培われるコミュニケーション能力の向上も青少年育成において重要と考えている。令和3年度からはコロナ禍に対応した運動講座を企画し、工夫しながら実施しているので、オンラインの活用可能性についても今後検討していく。
R4	(放課後)市内小中学校児童生徒を対象とした土曜学びの広場教室を、感染対策を講じながら実施。今年度から土曜学びの広場教室の小学生教室を実施しており、学習支援の場が増えたことで保護者から好意的な意見をもらっている。今後もニーズに沿った教室の実施に努める。 (青推協)各コーディネーターの創意工夫により、コロナ禍に対応した講座を企画・実施できている。遠出をしない家庭が多い中、同じ生活圏の子どもたちを対象とした「子ども講座」は、数少ない楽しみとなっている参加者もいる。参加人数はコロナ前に近づいてきている。	①共働き世帯が増え、家庭学習の時間を確保するのが難しくなっている。各家庭では、学童や児童館で過ごす時間に宿題や自主学習ができることを期待していると思う。石和西小と富士見小で、放課後子供教室と学童を一体的に運営し、学習指導をしているということだが、ぜひ他の学童にも取組を広げてほしい。	石和西小及び富士見小以外の学校でも、学校内に併設されている学童については、連携して放課後子ども教室を開催している。今後、その他学童でも学習支援を実施できるように検討していく。 また、平日以外では、土曜日に社会教育施設を利用して学習支援を実施している。引き続きニーズに沿った取組をしていく。
R5	(放課後)平日教室に加え、市内小中学校児童生徒を対象とした土曜学びの広場教室を前年度に引き続き実施。大学生ボランティアの協力を得ながら教室内容の充実を図り、参加者が増加している。また長期休暇、休日等を利用した体験教室を昨年度より多く企画し、地域の協力を得ながら体験学習等の実施による教育の推進に努めた。 (青推協)青少年育成コーディネーターを中心として、創意工夫を凝らす中で、講座を企画、運営している。参加状況については、時期や地域によるばらつきが課題としてあるが、地域の特性に合わせた講座を企画し、地域に応じた社会教育を実践できており、参加者数も増加傾向にある。		

R6	(放課後)今年度は、長期休暇期間中に体験教室として親子で参加する工作教室を実施した。親子で参加できる教室を実施してほしいという参加者のニーズに沿って企画を行い、参加者にも好評であった。しかし、体験教室全体の参加者は昨年に比べて減少した。減少の原因は、これまで体験教室の参加申し込みの取りまとめを各学校に依頼していたが、学校側の負担を軽減するため、今年度は委託先のホームページを利用した申し込み方法に変更したことが影響したと考えられる。申込方法が浸透せず、その結果、参加者が少なくなり、KPIの数値が減少した。今後は、委託先と連携しながら、体験教室の申込方法や周知方法を見直し、より多くの方が参加できるよう努めていきたい。 (青推協)昨年度まで、あしがわ自然体験など、例年実施している講座や体験活動に加え、新たな講座を企画及び実施することで、参加者数が増加していた。今年度も同様に、青少年育成コーディネーターを中心に、創意工夫を凝らした講座を企画したが、毎年度実施しているフッキー体験塾「あしがわ自然体験」が雨天中止となったことやその他講座の開催日を土曜日としたことで参加者が少なくなり、KPI値が減少した。今後は、引き続き、子どもたちのニーズに合わせた講座を実施するとともに、日曜日に実施できるよう調整していきたい。	放課後や休日に行われる学習イベントなどの申込方法が、今年度からホームページを利用した方法へ変更となったことを多くの保護者が知らなかった。良い取組であるのに、利用する人が申込方法を知らずに参加できないということは、非常に残念であると感じた。申込方法の周知についてはぜひ、検討していただきたい。	学習イベントの開催が十分周知できるよう学校を通じて、児童にチラシを配布したり、保護者にも情報が伝わるよう学校や公共施設にポスターを掲示したりするなど、申込方法やイベント内容が伝わるよう取組を進める。
R7	(放課後)学校の協力を得ながら、学習イベントのチラシ配布やポスターを掲示したことにより、各種体験教室の参加人数が例年以上に増え、改善が見られた。引き続き、周知活動に取り組み、学びの広場ふえふきと連携を図る。 (青推協)昨年度、例年、抽選となるほど人気であるフッキー体験塾「あしがわ自然体験」が雨天中止となったことや、その他講座を土曜日開催としたことにより、参加者数が減少した。 参加者数の減少を改善するため、例年同様に青少年育成コーディネーターを中心に、創意工夫を凝らした講座を企画するとともに、今年度は、日曜日中心に講座を開催するなどした結果、令和5年度同様の実績値を達成する見込みである。引き続き、多くの児童・生徒に参加してもらえるよう日程や企画を協議会会員と協議し、事業を実施していきたい。 6年間を振り返ると、目標値の2,300人/年を達成することができる見込みである。社会教育事業として推進している放課後こども教室、フッキー体験塾及びこども講座が定着し、毎年度多様な講座を開催することで、多くの方に参加してもらえたと推測する。一方、参加者にはリピーターも多く、より幅広い層に参加してもらうため、今後も関係団体と連携しながら、市民ニーズの把握と周知を強化していきたい。		

1-3-2

PDCAシート

テーマ	1　**教育**	担当部署	市民活動支援課	KPI	
取組の方向性	3　**地域参加による教育の推進（地域）**			イベント実施回数	
主な取組	2　地域人材と連携しながらイベントを企画し、学びを育む場を創出する。			現状値（R1）	3回/年
				目標値（R7）	3回/年

現状・課題	男女共同参画推進委員による家族の料理教室や高齢者体験を通じた男女共同参画教育、市民活動団体等と協働で行う防災ワークショップなどを実施している。継続的に実施することで幅広い年代に広げていくことが必要。		
具体的な取組内容	事業名	まちづくり推進事業・男女共同参画推進事業	既存
	男女共同参画推進委員、市民活動団体、NPO法人等と協働し学びを育むイベント（防災キャンプなど）を企画し、継続的に実施する。		

	KPI		内容（詳細）
R2	0回	実績	男女共同参画推進委員による家族の料理教室、高齢者体験イベント及び市民活動団体・NPOと行う防災ワークショップの開催
R3	1回	実績	・市民活動団体による子ども向け防災ワークショップを開催。身の回りの物を活用して、災害時に使用できる食器やランタンづくりを行いながら、防災の必要性を学習した。 ・令和4年3月、男女共同参画推進委員による男女共同推進かるた会を実施する予定。
R4	3回	実績	・市民活動団体による子供向け防災ワークショップを開催。身の回りの物を活用して、災害時に使用できる食器や、美味しく食べられる非常食の作り方を学び、防災意識の向上を図った。 ・カミングアウト当事者を招いて講演会を開催。LGBTQを取り巻く課題と社会環境の整備の必要性を学んだ。 ・ふえふきマルシェにおいて日本語教室学習者の有志によるワークショップを行い、多文化共生の推進を図った。
R5	3回	実績	・11月、市民活動団体による子供向け防災デイキャンプを開催。日ごろ歩いている町の危険個所を確認するまち探検を実施し、家に常備しているもので作る防災クッキングを学び、防災意識の向上を図った（参加者12人）。 ・男女共同参画推進事業として、フォーラムを開催し、笛吹市の未来をテーマに意見交換を実施した。また、ボードゲーム等を通して、防災や災害時の対応を考える学習会を実施した。 ・市内企業（桔梗屋、JAふえふき）と「働き方改革」をテーマにしたワークショップを開催した。
R6	3回	実績	・11月、市民活動団体による子供向け防災デイキャンプを開催。日ごろ歩いている町の危険個所を確認するまち探検を実施し、家に常備しているもので作る防災クッキングを学び、防災意識の向上を図った。 ・男女共同参画推進事業として家族の防災食講座を開催し、被災時に性別的役割に関係なく家族で話し合い協力して調理できるように講座を開催した。 ・市内企業（サンライフ寿、飯田鉄工）と「働きやすいい職場についてみんなで考えよう」をテーマにしたワークショップを開催した。
R7	3回	予定	・男女共同参画推進委員によるフォーラムの開催、市民活動団体・NPO法人と行う防災ワークショップの開催、日本語教室学習者による多文化共生ワークショップの開催。

	担当　所見・展望　等	総合戦略委員等　意見・指摘	担当　回答
（R1）		体験学習ができる場。NPOなどで既に取組も進められている。より広い方々への周知も大切。	現在実施している活動のほとんどについては、小学生には学校を通じて全員に周知している、よっちゃばるネットのボラセン月１情報にも掲載している。予算等の課題もあるが、さらなる周知の方法について検討する。
R2	コロナウイルス感染症拡大の影響で、家族の料理教室及び高齢者体験イベントは中止となった。また、防災に関するワークショップも子どもを対象にしたものは接触等の3密になるリスクが高いため、大人を対象としたものに変更した。今年度は実施予定はない。来年度は市民活動団体やNPOとコロナ禍でも対応できるようなイベントの検討を行う。		
R3	コロナ禍で、多くの市民を集めてのイベントを計画することが困難となっている。また連携して行う団体の活動自体が少なくなってきているため、事業の内容を検討していく必要がある。		
R4	新型コロナウイルスの影響により、多くの市民を集めてのイベント開催は難しいが、男女共同参画等の意識の浸透に向けては、粘り強く事業を継続していく必要があると考える。オンラインを利用した推進活動の実施を検討するとともに、対面でこそ伝えられる情報もあるので、少人数に限定し感染対策を講じた上でのイベント開催も検討していく。		
R5	男女共同参画推進においては、4月にフォーラムを行い、市民や推進委員の参加により「笛吹市の未来について」ワークショップを行い、意見交換の場となった。防災デイキャンプを11月に行い、御坂地区の小学生が参加し、実際に地域を歩いたり、非常時食の調理体験も行った。今後も、地域と連携した多様な学びの場を設ける取組を継続していく。	①子供たちの市への誇りや愛着を醸成することが、将来的な定住促進にもつながっていくと思う。そのような中長期的な視点の取組を行っていくことも重要だと感じる。	防災デイキャンプの開催する学校を輪番制にし、様々な地域の子供たちに事業を実施できるよう校長会で説明しを毎年行っている。男女共同参画推進委員会で実施するフォーラムは子供から高齢者まで参加が可能なもので、将来に向けて話をする事業であり2年に1度テーマを変えながら実施している。
R6	男女共同参画推進委員会では、11月に市民を対象に職場についてみんなで考えるための意見交換会を開催した。また12月に家族の料理教室として防災食講座を行い、映像学習や調理を通して被災時に子供や大人性別に関係なく行動できるように講座を開催した。防災デイキャンプを11月に行い、一宮地区の小学生が参加し、実際に地域を歩いたり、非常時食の調理体験も行った。今後も、地域と連携した多様な学びの場を設ける取組を継続していく。		
R7	男女共同参画推進においては、4月にフォーラムを開催。市民や推進委員の参加により「防災」をテーマにしたワークショップを行い、意見交換の場となった。また、11月に防災デイキャンプを行い、八代・境川・芦川地区の小学生が参加し、非常時の食の調理体験等を行った。今後も、地域と連携した多様な学びの場を設ける取組を継続していく。 計画期間の振り返りとしては、R2からR4の期間は新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、大勢の人を集めてのイベント開催は難しかったが、感染症対策を講じる中で内容を工夫しながら実施することができた。R5からR7は、新型コロナウイルス感染症が終息してきたこともあり、通常の内容で実施することができた。今後も、イベント内容等を工夫しながら、引き続き市民との協働を推進していく。		

2-1-1

PDCAシート

テーマ	2　移住	担当部署	企画課	KPI	
取組の方向性	1　移住者同士のネットワーク構築			交流人員（累計）	
主な取組	1　1 移住者同士と地元民が気軽に交流できる場（サロン）づくり 2 交通手段取得補助の検討 3 SNSを利用したテーマ毎の移住者ネットワーク 4 移住者との交流会の開催			現状値（R1）	－
				目標値（R7）	50人

現状・課題	移住者の移住後の地域情報の不足や、近所付き合いなどの移住特有の不安を抱えている場合があり、情報共有の場や意見交換の場を望んでいる。 公共交通の利便性が低いため、移住検討者にはつよく車の所有を勧めるが、車、免許自体所持していないケースがある。		
具体的な取組内容	事業名	笛吹市移住者ネットーワーク事業	新規
	引き続き既存事業の移住相談会を行う中で、移住者を誘致し、定住につながるよう移住者や地元民を交えたネットーワークを構築するなどの移住後のサポート体制を整える。 交通手段として車のリースの補助や、免許取得のサポートを行う。		

	KPI	内容（詳細）	
R2	0人	実績	新型コロナウイルスの影響により交流の場を設ける機会が作れていない。 市のSNS「ふえふきさんぽ」を通じて若年層へ向けて本市の魅力をPRしている。
R3	0人	実績	新型コロナウイルスの影響により交流の場を設ける機会が作れていない。 市のSNS「ふえふきさんぽ」を通じて若年層へ向けて本市の魅力をPRしている。
R4	0人	実績	子育て支援センターにおいて、移住者同士又は移住者と地元住民とを交えた保護者の交流イベントの開催を予定している。 テレワークが普及し、都市部から地方へ移住しても安定した収入を得られる環境ができたため、都市部での対面相談会へ積極的に参加（6回）し、移住相談者が増加した（67人）。 引き続き、市のSNS「ふえふきさんぽ」を通じても若年層に向けた本市の魅力や移住情報等のPRを行っていく。
R5	10人	実績	・移住者同士の対話、交流の機会をソフト面でサポートする場（サロン）の設置を検討する。サロンでは、グループワークを通じて移住者同士の積極的な対話を促し、移住に係る課題や要望を吸い上げるとともに、地域参画を促す機能を持たせる。 ・引き続き、市の公式Instagram「ふえふきさんぽ（@fuefukicity）」、担当から発信する公式X（@fuefuki_city）を通じて若年層へ向けて本市の魅力や移住情報等のPRを行っている。 ・都市部での対面相談会へ積極的に参加（東京、名古屋　計6回、オンライン1回）し、移住相談者が増加した（139人）。
R6	41人	実績	対話、交流の機会をソフト面でサポートする場として、移住者交流会を実施し移住者と移住希望者の情報共有を行うことで、移住後も安心して暮らせる環境の整備を図った。 情報をわかりやすく的確に提供することで、市への移住を具体的に検討してもらうためのツールとして、移住相談会で使用していた複数のパンフレットの情報を、移住ガイドブック1冊に刷新（集約）した。 市のSNS「ふえふきさんぽ」を通じて、若年層へ向けて本市の魅力や移住情報を発信するほか、移住のホームページでも情報を追加し、オンライン上での情報提供を強化した。
R7	30人	予定	移住者同士のネットワークの拡大のため、農泊を視野に入れた移住者交流会を実施していく。 引き続き、若年層に向けて市のSNSでの情報発信を行う。

	担当　所見・展望　等	総合戦略委員等　意見・指摘	担当　回答
（R1）		①イベント等で、母親同士がコミュニケーションをとれるよう工夫が必要。 ②移住者同士が直接交流できるサロンを定期的に開催。 ③笛吹市が「副業限定公務員枠」を新設して企業の人材を募り、その人の人脈やノウハウを生かして情報発信力強化につなげる（首都圏で活躍している方がいいかと・・・）。	①SNSの仕様により、フォロワー同士での会話が可能であるので、意見交換の場としての活用も想定していく。図書館におけるイベントでは、親同士の会話のきっかけを作るなど、交流の視点を加えて企画を行っていく。 ②ネット上だけでなく、行く行くはハード面を整備することで、直接顔を合わせる場を設けたい。 ③民間人材の活用という点では、次年度から民間企業の人材を派遣してもらい、プロモーションの分野で仕事をしてもらう。
R2	新型コロナウイルスの影響により、交流の場を設けることができず、また地域住民からも首都圏からの移住者を積極的に受け入れる態勢になっていないことから対面の商談会等には出席できていない。 代わりに地域おこし企業人が若年層向けにSNSで積極的に発信しているため、今後も協力しながら本市の魅力を発信し、移住検討者へPRしていきたい。		
R3	前年度と同様に、交流会の開催、商談会等への出席はできていない。 新型コロナウイルスの収束後に向け、次年度以降は、本取組の核となるような移住者を選出することを検討している。		
R4	新型コロナウイルスの影響からテレワークが普及したことにより、首都圏からの移住者を受け入れやすい状況となったため、これを好機ととらえ、対面の相談会等に積極的に参加している。 さらに、地域活性化起業人が若年層向けにSNSで積極的に発信しているため、今後も協力しながら本市の魅力を発信し、移住検討者へPRしていきたい。 また、新型コロナウイルスの収束を見据え、次年度以降に移住者ネットワーク構築の核となるような移住者の選出を検討している。	【移住定住促進に係る参考意見】 ①山梨県の実証実験サポート事業に採択された「保育園留学」の取組が、甲府市、早川町、富士川町、身延町で行われている。暮らし体験を提供することで移住後の具体的なイメージを持ってもらうことが目的。笛吹市でもこういった制度の導入を検討してほしい。 ②空き家は多いが賃貸に出す方が少なく、移住希望者の住む家が見つからないという課題がある。移住希望者のニーズに応えるため、生活基盤を整える必要がある。 ③イベントを実施する際には、他市等の真似をするのではなく、笛吹市にとっての目的やターゲットを明確にし、イベントの内容や集客手段を検討する必要がある。 ④市HPが移住検討者にとって見やすいつくりになっていない。 ⑤交流人口へのアプローチは実施しているが、関係人口へのアプローチが行われていない。旅館や農家の人手不足を解決する「おてつだび」等のプラットフォームの活用など、関係人口を増やす取組を強化してほしい。 【空き家バンクに係る参考意見】 ⑥以前問い合わせをしたことがあるが、担当者が週2日しかいないため対応できないと言われた。常時問い合わせ対応ができる体制にしておくべきである。	①暮らし体験ができる施設が芦川町にあるが、芦川だけでなく、他地区にも数か所用意していきたい。加えて、お試し農業もしたいとの声が多数あるため、民泊のように宿泊でき、農地もあって簡単な農業の体験ができるような施設との提携も今後進めていきたい。 ②生活基盤を築くにあたっては、空き家だけでなく、希望に沿った賃貸物件が見つかる物件検索サイト等を紹介し、ご案内している。移住で失敗しないように、直ぐに物件を購入して住み始めるのではなく、先ずは試しに賃貸物件に住み、土地勘をつけ、市のことを知って好きになってもらうところから始めるよう、案内している。 ③笛吹市の認知度が低いため、先ずは市のことを知ってもらうところから始めていく必要があると考える。笛吹市にしかないもの（桃の花、蛍、景色等）をアピールしながら、体験型のイベントを企画していきたい。 ④移住検討者の間でも、各々が必要としている情報は異なるため、HPを見たときに知りたい情報をすぐにキャッチできるよう、意見を出し合い検討を重ねている。 ⑤SNSの発信、都内での移住相談会への出展により、関係人口へのアプローチにも取り組んでいる。費用対効果の面でも今後どのようなアプローチをしていくかは、慎重に検討していきたい。 ⑥現在は、いつ問合せがあっても対応できるよう、課内で情報共有を図っている。
R5	テレワークの普及により、首都圏からの移住者を受け入れやすい状況となっている。都心から近い地理的要因も、移住検討者にとってのメリットとなっているため、対面の相談会等に積極的に参加しアピールしている。 地域活性化起業人によるSNSを通じた若年層向けの情報発信を引き続き継続するとともに、VRとメタバース空間を活用して笛吹市の魅力をPR（市HPに市内景色等を掲載、窓口にVRを設置するなど）し、若い世代の関係人口を増やしていく取組も始めた。 また、移住検討者に具体的なイメージを持ってもらえるよう、移住者にインタビューを行い、実体験を「移住ガイドブック」としてまとめる予定である。	①お試し農泊の取組は非常に良いアイデアだと思う。畑を貸してくれる農家がいるのか、実際どのように作業を体験してもらうのかなど課題は多いが、期待したい。 ②ハード面が整っていなくても移住者が増えている自治体は、ソフト面が整っている。移住者が円滑に地域に馴染めるよう、移住者同士のコミュニティの存在は重要である。	①お試し農泊については、施設、設備等の準備ができず実施できなかったが、家庭菜園規模の畑で収穫体験ができる移住者交流会を開催した。農業に興味を持つ移住希望者にとって、移住にかかわる情報交換ができるだけでなく、農業体験も同時にできるイベントは大変好評であった。宿泊できれば、さらに笛吹市での生活の様子を実感できるので、農泊の実施に向けて、実施方法を検討していく。 ②上記の移住者交流会を実施し、すでに移住した者同士の情報共有もできた。移住者交流会に参加した移住者はそれぞれ地域になじんでおり、快適な生活を送っている様子を聞くことができた。ただ、移住者全員がそうであるとは限らないため、引き続き交流会等の移住者同士がつながる場所を作っていく。

R6	移住者交流会では、先輩移住者と移住希望者それぞれが、情報交換できた。交流会の開催は、「笛吹市への移住」のイメージがより具体的になり、移住を後押ししてくれるツールになった。今後も内容を検討しながら継続開催していきたい。 VRやメタバースを活用した市のPRは、コンテンツの充実、改修を行い、若い世代が訪れた時に楽しめるような市の空間を作っていく。メタバース空間上で移住相談窓口を開設したが、一旦別のアプリに繋いでからオンライン相談となるため、空間内の窓口でそのまま相談に進めるよう、改修していく。		
R7	県外で年７回開催される移住説明会や関東圏のJRの110駅に移住交流会のポスターを掲示しPRを行い、移住希望者へ移住者交流会への参加への啓発を行った。年４回開催する移住者交流会では、移住希望者が先輩移住者から移住情報を得ることができたと好評だった。 計画期間を振り返ると、新型コロナウイルス感染症の収束以降はテレワークの普及により移住への関心が高まり、SNSやVR、メタバースなどを活用した市の紹介や移住希望者への情報発信を行ってきた。 近年は、多くの自治体が人口減少の課題を抱えていることから移住希望者の獲得に力を入れており、獲得競争のような状態である。今後は、移住者を受け入れる側の地域住民を含めたネットワークづくりなどを行い、移住者希望者に移住先として笛吹市を選んもらえるように、引き続き取り組む必要がある。		

2-2-1

PDCAシート

テーマ	2 移住	担当部署	企画課	KPI	
取組の方向性	2 教育移住志向者へのPR			子育て世代の移住件数	
主な取組	1 1 移住後の子育てを想定して検討している移住者への情報発信 2 市内の教育現場の見学会 3 子育て中の移住者のインタビュー動画の作成			現状値（R1）	－
				目標値（R7）	20世帯/年

現状・課題	人口減少カーブは緩やかになったものの高齢者率が高くなる傾向にあり、子育て世代の移住定住促進を強く推進する必要がある。		
具体的な取組内容	事業名	教育移住推進事業	新規
	特に子育て中の若い世代に視点をあて、教育に適した豊かな自然環境に包まれた子育て環境、教育現場をアピールし、移住後の子育て、教育を期待する教育移住志向者に特化した移住促進に取り組む。		

	KPI		内容（詳細）
R2	5世帯	実績	子育て世代住宅取得補助金を活用し、本市を子育て世代の移住先として検討してもらえるようPRしている。
R3	1世帯	実績	保育士と園児の保護者との交流会の開催を検討していたが、新型コロナウイルス感染症の影響から、開催できていない。 子育て世代住宅取得補助金を活用し、本市を子育て世代の移住先として検討してもらえるようPRしている。
R4	2世帯	実績	新型コロナウイルス感染症が終息せず、市内保育士と、移住を検討している未就学児保護者との交流会を開催できていない。 一方で、都市部から子育て世代の移住を促進するため、都市部の子育て世代との座談会を開催した（出席者17人）。 子育て世代住宅取得補助金を活用し、本市が子育て世代に移住先として検討してもらえるようPRしている。
R5	9世帯	実績	移住相談会等のイベントでは、笛吹市で子育てすることに対して安心感を持ってもらえるよう、子育て世代住宅取得補助金をはじめとした子育て支援事業の充実をPRしている。 ※子育て世代住宅取得補助金（市）と移住支援金（国）の申請者のうち、直近住所地が県外の世帯数
R6	6世帯	実績	子育て中の先輩移住者のインタビューを実施し、動画を作成し、YouTubeや移住のHPで公開している。 感染症予防と生徒・児童の安全確保の観点から、教育現場の見学は実施できていないが、学校内の様子や登下校時の見守り等の様子を動画に収めたので、今後順次公開を予定している。
R7	2世帯	予定	移住を伴う子育てに関する情報（転校の手続き、受けられる補助やサポート等）をとりまとめ、SNSや移住のHPで情報を公開していく。 子育て世帯住宅取得補助金の情報を発信するときに、他の子育てサポートについても案内できるよう一覧にまとめ、セットで情報発信していくことで、市の子育て環境が充実していることをPRしていく。

	担当　所見・展望　等	総合戦略委員等　意見・指摘	担当　回答
(R1)		①「充実した教育」とあるが、具体的にはどのような教育か。笛吹市には他と差別化できるような教育があるのか。特徴ある教育を具体的に示さないとPRにならない。県外(都会)に向けて「豊かな自然環境」のアピールは良い。 ②まずは、PRを行うための具体的な取組づくりが重要。 ③県外の支援センターに通っている親子にPRする。 ④移住に関心のある家族らを笛吹市に招いた移住ツアー開催。インフルエンサーを通じて笛吹市の子育て支援をPR。	①②すぐには他市町村との差別化が難しいので、市の特徴でもある、教育に適した自然環境を前面に押し出しプロモーションして行く。地理的な環境や移住後の子育てのイメージを掴んでもらい、必要な仕事、住まい、地域行事の参加の一連のストーリーの組み立てをサポートする。 ③引き続き首都圏での移住セミナー、相談会を積極的に行い、シティプロモーションの強化を図る。 ④子育て世代を中心に移住体験ツアーなどを企画し、移住後のシミュレーションの手助けを行う。インフルエンサー等の発信手法も併せて研究していく。
R2	現在は、県内を中心に子育て世代住宅取得補助金についてはPRしているが、今後は県外に向けても発信していくことで若年層の移住を促進する。	①コロナ禍で地方での就労や移住への関心が高まっている。 ②移住の判断に関して、現在と同水準の給与を求める傾向があるとのことであるが、地方での支出が少なくて済む分、結果として移住前と同程度の可処分所得がある、といった組み立てでPRしてはどうか。	コロナ禍で地方での就労や移住への関心が高まっており、相談や問い合わせもあるが、定住に結び付いていない事例もあった。 今後は住居と仕事の両方が斡旋できるような仕組みづくりを検討していく。また、空き家を所有している市民への周知も合わせて検討していく。
R3	県外に居住する若年層の移住を促進するために、商談会等において、本市の移住情報等を発信していく予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響から、商談会等への出席ができていない。 今後は、地方移住を希望する方をサポートする「ふるさと回帰支援センター」等へ相談しながら、教育志向を持つ移住希望者に向けての移住促進の取組を進めていく。	①県外の子育て世代（20代、30代）の笛吹市認知度が約3割と低い。 ②市の認知度を高めるため、継続的に市の情報発信を続け、多くの人が市の情報に触れる機会を増やしていくことが必要である。	テレワークが普及したことにより、テレワーク目的での移住相談が増加した。20代・30代の若い世代の移住が増加し、移住支援金の申請が増加した。
R4	今年度は都市部での対面相談会に積極的に参加し、子育て世代住宅取得補助金制度についても周知している。 また、移住者の子育て体験を紹介する漫画の作成や、子育て世代向けの各種情報サイトに本市の特集ページを設けるなど、積極的な情報発信を今後も継続して行っていく。	コロナ前に、地元の親子、県外から移住した親子、東京からの参加者を募って市との共催で実施した移住ツアーを、また実施したいと考えている。	県主催の「やまなし移住相談会」において、「やまなしでの暮らし・教育」として、教育をテーマとしたイベント（セミナー）を県内自治体などと合同開催した。 コロナ収束の状況も鑑みて、今後参加者についてもターゲットを絞りながら効果的なイベントを開催していきたい。
R5	引き続き、都市部での移住相談会を実施し、子育て世帯の相談者に対しては、子育て支援の充実をアピールしている。 小中学生等、学校に通っている子を持つ世帯にとって移住のハードルは高い。比較的検討しやすい未就学児を持つ世帯に対する市のPR、情報発信を強化するとともに、今後、高校生を対象とした「地域留学」の機会の提供等、通学中の子に焦点を当てた取り組みも視野に入れ、企画を考えていく。	①移住促進をするに当たって、笛吹市はワイナリーが多い甲州市などと比べて目立ったアピールポイントがなく、中途半端な印象がある。 ②都心部からのアクセスの良さを生かして、2拠点居住やワーケーションの推進に重点を置いた取組の仕方はどうか。	①温泉があることは、ほかの自治体にはないアピールポイントとなっており、移住希望者にとっても、「東京から近く、温泉がある山梨のどこか」を探して笛吹市がヒットしたとの声を多くいただいている。農業をしたいという移住希望者も多いので、その点を活かしてPRを強化している。 ②コロナ禍以降はテレワークが普及したため、2拠点居住のPRを強化してきた。中央線の駅がある石和・春日居エリアは特に2拠点居住を検討している方にとって、移住をイメージしやすい。中央道も走っており、どこに行くにも便利である地理条件をアピールポイントとしている。

R6	移住相談では、手当や補助金等も含め、どのような子育てサポートが受けられるかという質問が多い。市外の人は、市の広報ではなく市のホームページから子育てに関する情報を収集している。現状、移住と子育ての情報はバラバラに掲載されており、情報収集に手間がかかっている。移住のホームページで子育てに関する情報もまとめ、1回ですべての情報が得られるように改修し、市の子育て環境をPRしていく。	①突出して気になるもの、目に留まるものがないと移住定住に結びつくことは難しいと思う。教育や子育て支援などを組合せて、魅力的なところであることをアピールしていくことが移住を考えている人にとっては、ポイントになると思う。 ②住まいや保育園、学校など子どもを連れて移住をするには不安が大きく、一歩を踏み出せない方が多くいると感じる。情報が一括で見られるようにすることや笛吹市の子育てアプリやホームページをもう少しわかりやすいものへ変更することや、インスタグラムと連動した情報発信をしていくことが、笛吹市の住みやすさや魅力を広く伝えることができ、移住者を増やす一つの手立てになると感じる。様々な媒体を上手に活用してほしいと思う。また、住まいについては空き家などを活用していくこともいい方法だと思う。	①②子育ての各種制度は、市ホームページの「笛吹市移住定住ガイド」のサイトに取りまとめている。 また、子育て支援課で、新たな母子手帳アプリを導入した。
R7	都市部での移住相談会実施の際は、子育て世帯の相談者に対して、子育て支援センター・学童保育など子育て支援の充実をアピールしている。 計画期間を振り返ると、子育て支援については、市HPにまとめるなどアピールができたが、教育移住志向者へは、教育に適した豊かな自然に恵まれた子育て環境であることをPRしたきたが、それだけでは移住定住に結びつくのは難しく、具体的な教育に関する取組のアピールが足りないように感じた。今後は、令和8年度から取り組む通む、児童生徒の英語力向上を図る英語力向上推進事業、小中学校や保育所等の給食費の恒久的な無償化などの、新たな取組もアピールポイントとしていく。		

2-3-1

PDCAシート

テーマ	2　移住	担当部署	企画課	KPI
取組の方向性	3　移住者に向けた就業支援			移住者の県内就業者数
主な取組	1　1　市内移住後の新規就業マッチングのサポート 2　移住セミナーにて市内、近郊の企業による就職ガイダンスの開催 3　移住支援金制度と連携する市内企業の発掘			現状値（R1）　－ 目標値（R7）　10人／年

現状・課題	移住者は地縁や企業とのつながりが薄いため、移住後の円滑な就職活動が難しい場合がある。		
具体的な取組内容	事業名	移住者就業マッチング事業	新規
	移住者の受け入れに積極的な企業の発掘、既存の移住支援金制度を活かして、県のマッチングサイト登録の推奨を行う。また、移住セミナーにおいて市内外の企業を招き、移住者向けの就職ガイダンスを開く。商工労働と連携しながら、移住者向けの就業サポートを推進する。農業希望の場合は、農業大学校や、農業生産法人への就職も選択肢の一つとして紹介する。		

	KPI		内容（詳細）
R2	0人	実績	ハローワークの情報を集約し、市内企業の一覧を市のHPを利用し情報発信する。
R3	2人	実績	山梨県移住支援・就業マッチングサイトを通じて就職することが移住支援金制度の受給要件の一つとされているため、移住支援金制度の活用を進めるために、商工労働担当と連携し、企業に対し、県マッチングサイトへの登録促進を行う。 長引く新型コロナウイルス感染症の影響から、移住支援金制度の対象にテレワークが加わったため、要綱の改正を行い、周知を図っている。
R4	5人	実績	移住者の受け入れに積極的な市内外の企業を発掘し、移住セミナー、相談会で企業説明会を開催し、移住者のスムーズな就業に向けて取り組んでいる。 観光商工課と連携し、移住支援金協賛事業所の登録を推進していく。
R5	2人	実績	移住コンシェルジュが、移住後の就業・就農や生活スタイルなどに関する移住者の不安に対して丁寧に相談に応じており、移住後のアフターフォローも行っている。 観光商工課と連携し、市内企業の就業マッチングサイトへの登録を移住支援金協賛事業所の登録を推進するとともに、引き続き移住希望者に対して親身な対応を行っていく。
R6	0人	実績	移住支援金制度と連携した就業マッチングサイトに登録されている市内企業は数が少ないが、笛吹市は県の中央に位置しており、県内企業へは通勤しやすい点をアピールしてきた。 就農を希望する移住者に対しては、移住相談後、農業委員会経由で就農が成功したケースもある。引き続き移住相談窓口で就業相談に対応していく。
R7	1人	予定	他課と連携を取りながら就業に関する情報を提供し、遠隔地にいる移住希望者も就業に関する相談ができる環境を整えていく。

	担当　所見・展望　等	総合戦略委員等　意見・指摘	担当　回答
(R1)		①サテライトオフィスを誘致し、雇用枠を確保。地方での暮らしになる分、収入は少なくなるかもしれないが支出も減ることを周知する。市内の企業と移住希望者との合同企業説明会の開催。	①サテライトオフィスは平成29年度から3年をめどに制度化周知してきたが実績がなかったので、見直す中で、規模を縮小したコワーキングスペースの導入の検討を行う。移住相談会と企業説明会など組み合わせも検討。
R2	ハローワークから定期的に情報提供があるため、市HP等で積極的に発信していく。 また、県と連携し、移住支援金についてもPRすることで首都圏からの移住定住を促進する。	①コロナ禍で地方での就労や移住への関心が高まっている。 ②移住の判断に関して、現在と同水準の給与を求める傾向があるとのことであるが、地方での支出が少なくて済む分、結果として移住前と同程度の可処分所得がある、といった組み立てでPRしてはどうか。	移住の相談や問い合わせもあるが、定住に結び付いていない事例もある。委員からの意見も参考に、今後は住居と仕事の両方が斡旋できるような仕組みづくりを検討していく。また、空き家を所有している市民への周知も合わせて検討していく。
R3	ハローワークから定期的に求人情報提供があるため、移住相談があった際には活用している。 また、移住支援金については、テレワークが対象となったことも踏まえ、県と連携してPRを行い、首都圏からの移住定住を更に促進する。		
R4	ハローワークから定期的に求人情報提供があるため、移住相談があった際には活用している。 また、移住支援金については、今年度からは子ども加算(18歳以下の子1人につき30万円)追加されたことも踏まえ、県と連携してPRを行い、首都圏からの移住定住を更に促進する。		
R5	就農に興味があり、詳しい情報提供を求める声も多いため、農林振興課、農業委員会とも連携を取り、就農に向けたプロセスや農業塾などの制度、補助金等の案内をしている。 移住支援金申請者のほとんどがテレワーク前提であるため、令和5年12月現在、移住後の就業についての相談はなかった。	①田舎暮らしを体験したいが交通面での不安があるリモートワーカーは多いと思う。生活の中で「のるーと笛吹」の活用が広がれば、リモートワークをする移住者や2拠点居住などの方にとっても利便性が高まり、大きなアピールポイントにもなると思う。 ②のるーと笛吹については、運行時間をもう少し早くから遅くまでにすることと、頻繁に利用する方の運賃負担を軽減するための回数券導入を検討してほしい。	①移住相談会や移住者交流会では必ず「のるーと笛吹」の周知を実施している。車を所持している移住希望者にとっても、好評を得ており、引き続き周知していく。 ②公共交通担当と連携をとり、就業時間を勘案した運行時間延長について、実施の可否を含め検討していく。
R6	ハローワークだけでなく、市で就業イベントを実施し、移住希望者に周知していく機会を作りたい。市のメタバース空間を活用し、他課と連携を取りながら市内の就業先を紹介することで、移住者がどこにいても就職イベントに参加できる環境を整える。	JRの早朝便が運行されることとなり、東京圏への通勤がより無理なくできるようになることから、ぜひ多くの方に活用してもらい増便につなげてもらいたいと思う。 移住へのアピールポイントとしてだけではなく、笛吹市を訪れる方も早朝便で訪れ、ゆっくり笛吹を満喫してもらい、児童館などの施設を利用してもらうことで住みやすさがアピールできればいいと思う。	多くの方に活用してもらい増便につなげてもらいたいことから、関東圏のJRの110の駅にポスターを掲示しPRを行った。 また、市民向けに広報ふえふきの回覧物で早朝特急の周知を図った

R7	県外で開催される移住説明会では、就農に関する情報提供を求める声も多いため、農林振興課、農業委員会とも連携を取り、就農に向けたプロセスや農業法人などの制度、補助金等の案内をしている。 移住者の多くは、テレワークや県マッチングサイト掲載の求人先へ就職している状況であり、市への就業相談の件数が少なかった。このことから、就業先を含めて、移住先を探している方や移住に興味を持つ方へ、市でも就業相談や支援の就職イベントに参加できる環境整備を進めていることなど、移住を考えている多くの人にアピールしていくことで、笛吹市への移住につなげていく。		

3-1-1

PDCAシート

テーマ	3　**相談・交流**	担当部署	子育て支援課
取組の方向性	1　**親同士の交流の場の創出**		
主な取組	1　就園前の乳幼児及び保護者が利用できる子育て支援センターの更なる周知方法の検討を行うとともに、センターへはイベント等の工夫を要請する。		

KPI	
子育て支援センター利用者数	
現状値（R1）	33,305人(延べ)/年
目標値（R7）	45,435人(延べ)/年

現状・課題	子どもの数は減少傾向にあるものの、支援センター利用者数（延べ）は、若干増加傾向にある。	
具体的な取組内容	事業名：地域子育て支援センター事業	既存
	引き続き妊娠届時や離乳食教室を利用して配布している子育てガイドブックを通じ、支援センターの周知徹底を図る。 併せて、支援センターには利用者の利便性の確保等について、より一層取り組むよう、要請・助言を行う。	

	KPI		内容（詳細）
R2	27,041人	実績	健康づくり課との連携を再確認する。 子育て支援センターに対し、運営状況等の確認を行うモニタリング時等に、新たな事業等の要請、事業を周知するための補助及び助言を行う。
R3	28,059人	実績	子育てガイドブックや子育て支援センターの職員が合同で作成したパンフレットを配布し、周知を行っている。 子育て支援センターに対し、運営状況等の確認を行うモニタリング時等に、新たな事業等の要請、事業を周知するための補助及び助言を行う。
R4	34,248人	実績	イベントや情報発信は積極的に行っており、新たな利用者の獲得も見受けられる。 11月実施のモニタリングにおいて、支援センターに対して事業等の振り返りを実践するよう要請するとともに、引き続き事業等の周知補助などについて助言を行った。
R5	35,418人	実績	5月に開催されたKOREN（支援センター委託7事業者の会議／月1回）に、子育て支援課職員も出席し、コロナ後の事業運営・取組について等の情報共有を行った。 モニタリング時等に、子育て支援センターに対し、保護者、地域住民に向けて施設利用を喚起するための周知方法等の助言を行った。
R6	33,028人	実績	市内の各支援センターが連携し共同でのイベント開催した。
R7	35,000人	予定	市内の各支援センターが連携し、今年10月に共同でのイベント開催を実施した。イベントに参加した市民に対し、子育て支援センターの周知や、行政による子育てに関する各種制度の情報を発信できた。

	担当　所見・展望　等	総合戦略委員等　意見・指摘	担当　回答
(R1)		①同じ年齢の子を持つ母親が集まれるイベントを市内のカフェ等で開催する。 ②市民団体など、民間の取組との連携を強化することや、それらの取組を支援する ③市町村ごと、子どもの月例ごと、などお母さんが必要としているサークルの立ち上げ。 ④子育て支援センターの利用促進。同じ地域の母親同士の交流会を開く。	①②③貴重な意見と捉えるが、実施部署の検討から必要。 ④既に取り組んでいるが、更なる内容の充実、周知の工夫を図る。
R2	小学校の休校に合わせた閉所期間はあったものの、6月以降、いずれの施設においても利用人数に制限等を設け開所している。イベント等の周知や工夫は、これまで以上に気遣いをするなかで実施されている。 また、モニタリングを通し、改めてコロナ感染症拡大防止策の徹底を依頼した。コロナが収束しない限り、現状の運営体系が継続すると考える。	インターネットに出てこない子育て情報は、子育て支援センターから発信されていて助かっている。	子育て支援課ではポータルサイト「ふえふき子育て広場」で支援センターのイベント情報や子育て支援課からのお知らせを発信しているが、各子育て支援センターにおいてもホームページ、ブログ、LINE等を活用し、タイムリーな情報発信を行っている。今後、更なる情報発信の充実、周知の工夫を図っていく。
R3	引き続き、新型コロナウイルス感染対策を徹底しながらの運営となる。利用人数の制限を設けていることから、令和元年度と比較し利用者数は減少しているが、オンラインでの支援を行うなど、工夫して支援やイベントを行った。 今後もオンライン支援を活用し、感染拡大防止と交流の場の創出の両立に努めるよう、子育て支援センターに指導していく。		
R4	新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、イベントを継続的に開催する工夫（利用人数の制限はあるものの、感染拡大時期には子育て支援イベントをオンライン開催に切り替えるなど）や積極的な情報発信を行っている。 コロナ禍であっても施設の利用希望は一定数あるため、引き続き感染対策を講じながら交流の場の創出に努めるよう、子育て支援センターに指導していく。		
R5	新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、今まで自粛していたイベント等も徐々に再開されてきている。各センターとも引き続き感染対策を行う中で、保護者や児童が安心して来館し、イベント等に参加できるよう工夫されている。 現状では完全に元通りとはいかないものの、新たな利用者を確保するため、運営の工夫や情報発信を行うよう、引き続き指導していく。	①子育て支援センターは、実家を離れて子育てをする保護者にとっては気軽に相談できる貴重な場所である。土曜に開所している支援センターは現状2か所だが、仕事をしている保護者が気軽に相談できる場所はもっと必要とされていると思う。 ②より具体的な相談を受けられる窓口を設けるとともに、親子ともに負担なく一時預かり事業を行えるよう、子育て支援センターにおける「利用者支援事業」実施を検討してほしい。	①令和7年度から供用開始される春日居子育て支援センターは、土曜日及び日曜日も開館する。今後も仕事をしている保護者の利便性を高められるよう、検討していく。 ②春日居子育て支援センターは、同一施設内で実施するファミリーサポートセンターでの預かりのため、一時預かり室を備えている。普段利用する子育て支援センター内での預かりとなるため、親子の負担軽減につながると考えられる。「利用者支援事業」については、現在子ども家庭センター型で実施しているが、子育て支援センターでの実施も検討していく。
R6	通常のイベントを再開するとともに、コロナ禍で培ったオンライン支援も引き続き取り入れ、利用者の利便性を高める工夫を行っている。 また、市内7箇所の子育て支援センターが連携して開催したイベントをきっかけに子育て支援センターを知り、通常の利用につながった例も複数あった。 今後も利用者の利便性、安全性を高める運営の工夫や、子育て支援センターを広く周知する情報発信が行えるよう指導していく。	月1回開催している7つの施設のセンター長会議では、子育て支援センターを利用したことのない方たちをどのように利用につなげていくか、他の支援センターでのイベント情報の共有などを図っている。また、4か月検診の会場に行き子育て支援センターの周知をするなど、地道な活動を行っている。目標値を利用者数ではなく、満足度などで質を評価するものへ変更を検討していただきたい。各支援センターでもアンケートを取っていることから、その結果を利用することもできると思う。 次の総合戦略の策定時にKPIをどのように設定していくかという話にもつながるものだと思う。量や数だけではなく、質の部分をどう見て評価していくかというところも、今後課題の一つになると考える。	子育て支援センターにおいては、妊婦や乳幼児がいる世帯の父母からの相談や育児の仕方等、当事者に寄り添いながら、きめ細かな支援を行っていただいている。今後は市としても利用者からの評価を重視し、安心して利用できるような支援に取り組めるよう検討していく。

R7	少子化や1歳前後で保育所に入所し、子育て支援センターを利用しなくてもよい保護者が増えていることから、目標値に達することが難しくなっている。 引き続き広報や市ホームページ、子育てハンドブックを通じて周知するとともに、今後はデジタルツールを活用する等して、支援センターの周知徹底を図っていく。 支援センターに対しては、利用者の利便性や安全性を配慮しながら今後も運営していただくよう指導していく。		

3-1-2

PDCAシート

テーマ	3　**相談・交流**	担当部署	図書館	KPI
取組の方向性	1　**親同士の交流の場の創出**			交流人員
主な取組	2　図書館を利用した親子の交流の場の創出や、子育てに関連する図書等の提供や情報発信に取り組む。			現状値(R1)　1,128人/年 目標値(R7)　1,150人/年

現状・課題	おはなし会で、子育てに関する図書等の情報を提供している。 イベント参加により、親同士が気軽に話しができ、交流できるようにする。		
具体的な取組内容	事業名	図書館子育て支援事業	既存
	各図書館での親子が参加できるイベントの開催、児童センターなどへの出前おはなし会の実施、季節に応じた企画コーナーでの子育てに関する本の紹介や情報の提供をする。 イベントの参加者同士が気軽に話ができるスペースを設ける。 図書館資料等の情報提供では解決できない問題などがあるときは、関係する部署等に繋げる。		

	KPI		内容(詳細)
R2	61人	実績	おはなし会は、新型コロナウイルスの影響により中止していた時期もあったが、令和2年11月からは、人数制限をして、予約申込制で再開した。
R3	309人	実績	現在は、新型コロナウイルス感染対策を講じた上でおはなし会やイベントを実施している。 感染状況を注視しながら、参加対象やイベント内容の見直しを行い、参加者を増やしていく。
R4	677人	実績	おはなし会の中に、参加者同士のコミュニケーションがとれる手遊びや参加型のプログラムを組み込む。 参加者のニーズを把握するため、アンケート調査を行う。
R5	1,021人	実績	おはなし会参加者へのアンケートを実施し、結果を反映した内容をおはなし会の中に取り入れた。 地域の子育て支援センターと連携し、乳幼児と一緒に参加できる親向けのおはなし会を実施した。
R6	1,137人	実績	参加者同士が談笑しながら楽しい時間を過ごすことができるように、乳幼児と一緒に参加できる親向けの講座等を実施している。
R7	1,430人	予定	地域の子育て支援センターと連携し、参加者のニーズに合ったおはなし会の実施や、子育てに関する本の紹介情報の提供を行っている。

	担当　所見・展望　等	総合戦略委員等　意見・指摘	担当　回答
（R1）			
R2	関係部署との連携を取り合い、子育て中の親御さんが参加したいと思える内容に加え、新型コロナウィルス感染予防の対策を取りながら、安心して参加してもらえるように定着させたい。		
R3	昨年度後半から申し込み制で少人数のおはなし会を再開した。新型コロナウィルス感染予防対策として、図書館の休館やおはなし会の休止した期間が長く、対象の親子に向けて周知する必要がある。		
R4	申し込み制が定着して、コロナ禍ではあるが、安心して参加している様子が伺える。笛吹市に誕生した赤ちゃんを対象とした「ブックプレゼント」の企画を再開し、直接おはなし会の紹介をしている。規模を大きくしたおはなし会も計画し、より参加しやすい環境を作りたいと考える。		
R5	コロナの5類移行を受け、通常のおはなし会は定員を増やして開催し、規模を大きくした特別感のあるイベントも開催することができた。 また、子育て支援課と連携し、乳幼児健診の時にブックプレゼント引換券とおすすめ絵本リストを配布していただくことで、親子で図書館へ足を運ぶ機会をつくることができている。今後は子育て中の保護者に向けて読書の大切さを啓発する講座を行いたい。	【交流場所に関する参考意見】 ①不妊の悩みは、子育ての悩みとも異なり、なかなか気軽に相談しにくい。不妊治療に取り組む方々が思いを吐き出せる場所が必要とされていると思う。	不妊にかかる悩みは、治療にかかる身体的・精神的不安や、家庭環境など、精神面でのフォローが必要と思う。保健師など、専門の知識を持った職員が対応できる、子育て支援課が主管となった交流の場の提供が望ましいと考える。
R6	今年度から、人数制限のないイベントについては、気軽に立ち寄れるように申し込み不要とした。ただし、参加人数の見込みが難しく、乳幼児期から保育所等に預ける家庭もあり、参加する子どもの年齢が低年齢化している。参加者確保のための周知方法の工夫が必要。 今年度から4か月健診の時にもブックプレゼントに係る周知を行っていただいたことで、図書館へ来館するきっかけとなっている。		
R7	令和7年度、市ホームページとのLINEの連携や、やまなしくらしネットのメルマガからもお知らせが届くように、周知方法を増やした。 計画期間中は、コロナウイルス感染症予防として、おはなし会の休止や少人数での開催などの期間があり、親子連れが図書館を訪れるきっかけや機会が少なくなった時があった。令和6年度からは、通常のおはなし会を申込み不要とするなど、気軽に参加できるようにしたことで、参加者が増えた。また、参加者同士の会話を楽しむ場面も度々見られるようになった。		

3-2-1

PDCAシート

テーマ	3　**相談・交流**	担当部署	子育て支援課	KPI
取組の方向性	2　**子育て情報の共有化**			子育て情報の提供数
主な取組	1　「子育て広場」アプリの「地域情報」などを利用し、子育て支援施設等に関する利用者の声を掲載する。			現状値（R1）：－ 目標値（R7）：12件／年

現状・課題	現在、実施していない。		
具体的な取組内容	事業名	子育て包括支援センター事業	既存
	子育て支援センター、病児病後児保育施設、ファミリーサポートセンター、児童館など、子育て支援サービスに関する利用者の声を集め、掲載する。		

	KPI		内容（詳細）
R2	－	実績	掲載に向けた準備と実施。
R3	－	実績	アプリの在り方については、部内において検討課題となっている。
R4	7件	実績	笛吹市に特化した子育て情報を提供し、市内の子育て支援施設等から利用者の声を募る。 ただし、アプリの在り方については部内において検討課題となっていることから、保健福祉部との協議を予定している。
R5	16件	実績	笛吹市に特化した子育て情報を提供するとともに、市内の子育て支援施設等から利用者の声を募っている。 子育てアプリについては、子育て世代の利用者にとってより利便性が高いものとなるよう、課内でデモンストレーションを行うなど新たなアプリの導入検討を行っている。母子健康手帳の機能、児童の予防接種の管理機能等を有したものの県町村会による共同調達も視野に入れながら、令和7年度の導入に向けて引き続き検討していく。
R6	12件	実績	母子健康手帳の機能、児童の予防接種の管理機能等を有した新たなアプリの導入を、令和8年度にできるよう検討を続ける。
R7	12件	予定	母子健康手帳、、児童の予防接種の管理機能等を有したアプリ「ふえふきっず」を12月から導入し、令和8年度から母子健康手帳予約及び申請書等をスマートフォンアプリを用いてデジタル化していく予定である。

	担当　所見・展望　等	総合戦略委員等　意見・指摘	担当　回答
R1		①普段出かける場所、お気に入りのスポットの紹介やこんなときどう対処している？等、様々な角度から情報を発信する。笛吹市在住の母親からの情報ということで親近感もわき、紹介された場所へも足を運べるのも良い。 ②健診の際などに母親から今知りたい、聞きたい情報を吸い上げる。 ③匿名でできる質疑応答のコーナーを設ける。	①②③子育てをする中で、よくある事例等を情報収集の上、発信していく。情報提供に関し、新たな手法を検討していく。ただし、様々な部署の協力が必要であるため、連携を図りながら検討を進める。
R2	アプリの取扱い等に関し、部内関連課において協議が開始されたことにより、掲げた主な取り組みのための準備には至っていない。 今後については、協議結果次第となる。	子育てアプリの廃止を検討しているとのことだが、子育て世帯という若い世代に対してはLINEが有効ではないか。ゆうゆうゆうのLINEアカウントを有償で利用するなどの上手い方法を考えたらどうか。	LINEの活用等の代替案も含め検討中である。
R3	アプリの在り方については、部内において検討課題となっている。 仮に、アプリが廃止となった場合であっても、情報発信等の機能(LINEなど)を有し、かつ、現状のアプリ機能を上回る利便性を兼ね備えた代替案の検討が必要と考える。	子育てアプリの代替案を考えていると説明があったが、子育てだけでなく、介護などを含め、多世代を包括的に支援できるような仕組みが必要。	幅広く福祉分野に係る活用となるよう、その仕組みについて十分に検討する。
R4	前回の指摘を踏まえ、保健福祉部（長寿支援課）と課題を共有した上で、アプリの在り方についての協議を予定している。現システムに替わるシステム等の導入を検討する。	【妊活に係る参考意見】 子育て中の方同士の交流の場は多いが、妊活をする方の支援や交流の場の必要性についても考えてほしい。妊活支援に力を入れていくことが、笛吹市の魅力の一つにもなる。	妊活する方に対し、どのような支援ができるか、市の課題として検討していく。 現在は、不妊治療費助成事業として、経済的支援を行っている。
R5	アプリの在り方については、子育て世代の利用者にとってより利便性が高いものとなるよう、母子健康手帳の機能、児童の予防接種の管理機能等を有した新たなアプリを、令和7年度から導入できるよう検討を続ける。	①不妊の悩みは、子育ての悩みとも異なり、なかなか気軽に相談しにくい。不妊治療に取り組む方々が思いを吐き出せる場所が必要とされていると思う。 ②不妊治療に対する助成制度については、回数の緩和など、子供を望む人にとってさらに利用しやすい制度になるよう、内容の見直しを行ってほしい。少子化が進む中、市には、不妊治療に取り組んでくれてありがとう、という姿勢で応援してほしい。	①不妊の悩みはデリケートなことであり、個々によって考え方が違うため、希望者には保健師等による個別相談を行っている。不妊治療に取り組んでいる方々のニーズを把握した上で、思いを吐きだせる場の提供等検討していく必要がある。 ②現在、不妊治療助成事業として経済的支援を行っているが、他市町村を確認の上制度の内容を検討していく。
R6	アプリの在り方については、子育て世代の利用者にとってより利便性が高いものとなるよう、母子健康手帳の機能、児童の予防接種の管理機能等を有した新たなアプリを、令和8年度から導入できるよう検討を続ける。		
R7	機能が少なく利便性の低い従来のアプリ「カナミック」に代わる様々なアプリや方法を検討してきたが、国の動向が定まらなかったため進めることができなかった。令和7年度になり、電子母子手帳と国のPMHシステムとの連携が方向づけられ、業者選定に至ったため12月から機能が充実した母子手帳アプリ「ふえふきっず」を導入することとなった。今までカナミックを利用されていた市民には、令和8年3月末までに今までの記録やデータを移行してもらえるよう移行期を設けている。また、令和8年度から、母子健康手帳交付日予約と申請書をデジタル化することで、利便性の向上と事務の効率化につながると考える。		

3-3-1

PDCAシート

テーマ	3　相談・交流	担当部署	子育て支援課	KPI	
取組の方向性	3　遊びながら健やかな体を育む取組			児童館でのイベント回数（6施設年平均）	
主な取組	1　市内6か所の児童館を活用し、これまで以上に子どもたちが興味をもって自主的に参加し、体を動かすことができるイベントを企画する。			現状値（R1）	77回/年
				目標値（R7）	82回/年

現状・課題	さまざまな年齢が対象となるため、イベント内容が限られがちとなる。	
具体的な取組内容	事業名：児童館運営事業	既存
	時間帯を分ける等の工夫で、イベント内容の充実が図れるか検討する。	

	KPI		内容（詳細）
R2	65回	実績	新たなイベント等の検討と実施。
R3	37.5回	実績	各児童館(子育て支援センター)において、感染防止対策を重視したイベントの検討を行い、工夫を重ねる中で実施した。
R4	37.8回	実績	コロナ禍にあって、感染対策を講じたイベントを検討し実施している。また、ICTを活用した新たなイベントを実践するなど、工夫が見られた（英語遊び、読み聞かせなど）。
R5	87.6回	実績	新型コロナウイルス感染症の5類移行を踏まえ、イベント内容を検討しながら積極的に実施している。
R6	90.5回	実績	前年度イベントの検証を踏まえ、各種イベントを実施した。
R7	91.4回	予定	新たなイベント等の検討と実施。 前年度イベントの検証を踏まえたイベントの実施。

	担当　所見・展望　等	総合戦略委員等　意見・指摘	担当　回答
（R1）			
R2	小学校の休校に合わせた閉所期間はあったものの、開所後は感染症対策を徹底し、昨年までとは異なる手法等を用いて工夫されたイベントが実施されている。		
R3	昨年度に引き続き、コロナ禍におけるイベント開催となるため、感染防止対策を重視し、間隔、換気等に十分考慮したイベントが実施されている。担当課としても、感染防止対策を講じた上でのイベント実施に努めていただけるよう指導する。また、感染拡大した際などに、現場で時間を要することなく平時からの切替に対応できるよう、併せて指導していく。		
R4	新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、各施設において工夫しながらイベントを実施しており、感染状況の変化に柔軟に対応できている状況が見受けられる。	運動をする子、しない子の二極化が進んでいる。運動に苦手意識を持つ子供を対象としたスポーツイベントを企画してほしい。優劣がつくというイメージを持たせず、楽しく体を動かす取組ができるとよい。	感染防止対策を講じる中で、グラウンドで遊ぶイベントを定期的に開催するなど、子どもが気軽に体を動かせるような企画を実施している。引続き、楽しく体を動かす取組を進めていきたい。
R5	新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられたことにより、中止していたイベントも徐々に再開してきており、参加者も昨年度より増加している状況である。 （イベント一例）　冬休み中、教員OBによる「わくわく教室」開催。習字の課題を見てもらい、保護者から好評だった。		
R6	令和5年度から新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられ、イベントに参加する人も、コロナ禍以前の状況まで戻ってきた。 イベントの内容や回数も各児童館とも以前よりも多く計画しており、開催回数も目標数値を超える状況となった。	地区ごとに支援センターがあることで、親同士のつながりを築く場となることもあるので、引き続きこのような活動は続けていってほしいと思う。	今後についても、それぞれの児童館の特色を生かしたイベントを実施していけるよう、事業所へも働きかけていく。
R7	各児童館が、工夫を凝らし、それぞれの特色を生かしたイベントを開催することできた。前年より多くイベントの開催ができ、参加者からの評判が良かった。 計画期間の振り返りとしては、各種イベントを通じて、子どもだけでなく、親同士の交流の場となることもあり、今後は、子育て家庭全体を支える地域の中核拠点となるよう、企画を促していく。また、多くの方に参加していただくよう指定管理者にイベントの周知を促していく。		

3-3-2

PDCAシート

テーマ	3　相談・交流	担当部署	生涯学習課	KPI	
取組の方向性	3　遊びながら健やかな体を育む取組			アクティブ・チャイルド・プログラム（ACP)普及講習会等参加者数	
主な取組	2　子どもたちが楽しみながら体を動かすことができる機会の提供			現状値（R1）	－
				目標値（R7）	290人／年

現状・課題	子どもの遊び方が変わり、家の中でテレビを見たりゲームをして遊ぶことが多くなり、子どもの体力が低下している。 子どものスポーツへの関心が低下、スポーツ少年団は減少傾向にある。		
具体的な取組内容	事業名	スポーツ振興事業	既存
	スポーツ少年団などのスポーツ関係団体や保育所など幼児、子どもが活動する場面、場所において、日本スポーツ協会が開発した、子どもが発達段階に応じて身に着けておくことが望ましい動きを習得する運動プログラムであるアクティブ・チャイルド・プログラム（ACP)の普及、活用を推進するための指導者の養成に取り組む。		

	KPI		内容（詳細）
R2	0人	実績	スポーツ少年団指導者、スポーツ推進委員、保育士などを対象とした指導者研修会を令和2年2月15日に開催して65人の参加があった。令和2年度は令和3年1月30日に、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底して研修会を計画したが、県の2月28までの感染拡大等の自粛要請により延期となり、令和3年度へ延期となった。
R3	47人	実績	市スポーツ関係者として、スポーツ協会、スポーツ少年団指導者・育成母集団、スポーツ推進委員、保育士、学校の教員などを対象とした指導者養成のための研修会を令和3年5月29日に開催し、47名の参加があった。
R4	382人	実績	スポーツ推進委員、スポーツ少年団指導者、教員などを対象とした指導者養成のためのアクティブ・チャイルド・プログラム（ACP)研修を12月4日（日）に開催。（41人） 市内小学校6校にVF甲府フィットネスダイレクターによる走り方教室「ランクリニック」を5月～6月の陸上記録会前に開催（212人） 子どもたちが好きなスポーツを見つけられるよう、多様なスポーツ種目の体験イベント「ボールゲームフェスタ」（79人）を10月15日（土）に開催。 現役または元プロスポーツ選手による「夢の教室」を1/12（木）一宮北小（24人）、2/2（木）石和南小（26人）に開催予定。
R5	256人	実績	スポーツ推進委員、スポーツ少年団指導者、教員などを対象とした指導者養成のためのアクティブ・チャイルド・プログラム（ACP)研修を2月25日（日）に開催。（19人） 5月～6月の陸上記録会前に、市内小学校5校でVF甲府フィットネスダイレクターによる走り方教室「ランクリニック」を開催（188人）。 2月1日（木）に一宮西小5年生2クラス（49人）を対象として、現役または元プロスポーツ選手による「夢の教室」を開催した。
R6	324人	実績	スポーツ推進委員、スポーツ少年団指導者、教員などを対象とした指導者養成のためのアクティブ・チャイルド・プログラム（ACP)指導者研修会を2月１日（土）に開催（50名参加）。 5～6月の陸上記録会前に、市内小学校5校でVF甲府フィットネスダイレクターによる走り方教室「ランクリニック」を開催（265人参加） 小学校1クラス対象を対象として、現役または元プロスポーツ選手による「夢の教室」を開催（9人参加）。
R7	361人	予定	スポーツ推進委員、スポーツ少年団指導者、教員などを対象とした指導者養成のためのアクティブ・チャイルド・プログラム（ACP)研修を市スポーツ少年団本部との協働事業として1月25日に開催予定（70人参加予定） 5～6月の陸上記録会前に、市内小学校6校でVF甲府フィットネスダイレクターによる走り方教室「ランクリニック」を開催(291人参加)。

	担当　所見・展望　等	総合戦略委員等　意見・指摘	担当　回答
(R1)		校庭や体育館、地域グラウンド等、安全な場の開放。スポーツ少年団等の活動に力を入れる。	スポーツ少年団の活動を支援するとともに、子どもが発達段階に応じて身に着けておくことが望ましい動きを習得する運動プログラムであるアクティブ・チャイルド・プログラムの普及を図る。
R2	今年度は年明け1月末に研修会を計画している。新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、参加人数や回数の簡素化を考慮するとともに、感染症対策を徹底し、参加者が安全に安心して参加できる研修会とする。		
R3	前年度から延期された、研修会について令和3年度はコロナ過であったが対策を徹底し、笛吹文化・スポーツ振興財団により実施され、これに参加していた教員がこの思考に賛同し、教員の研修として、同年7月に研修会を開催している。 令和4年度については、市の重点事業として実施すべく当初予算に計上し、スポーツ推進委員を中心とし、運動が苦手な小学生を中心に指導できるよう推進していく。		
R4	昨年度、ふえふき文化・スポーツ振興財団が実施したACP研修を、令和4年度は市の重点事業として実施する。今後も運動の苦手な小学生を中心に指導できるようACPを推進し、指導者の育成を行うとともに、子どもたちが体を動かすことの楽しさを感じることができるイベントも引き続き実施していく必要がある。また、VF甲府などのプロスポーツ選手による専門的な指導やトップレベルの技術にふれることでスポーツへの関心が高まるものと考えられるので今後も推進していく。	運動をする子、しない子の二極化が進んでいる。運動に苦手意識を持つ子供を対象としたスポーツイベントを企画してほしい。優劣がつくというイメージを持たせず、楽しく体を動かす取組ができるとよい。	運動に苦手意識をもつ子供でも楽しみながら、積極的に体を動かせるACPの指導方法を、スポーツ少年団指導者や教員などに学んでもらう研修や、VF甲府のフィットネスダイレクター等の指導により、子供たちが体の動かし方や早く走るコツを学び、実体験からスポーツを好きになってもらう「ランクリニック」などの開催に取り組んでいる。
R5	昨年度に引き続き、令和5年度も「スポーツ振興事業」を市の重点事業として取り組み、子供にACPを指導できる指導者を育成するためのACP研修を実施するとともに、子供たちが体を動かすことの楽しさを感じることができるイベントを企画、実施した。VF甲府などのプロスポーツ選手による専門的な指導やトップレベルの技術にふれることでスポーツへの関心が高まるものと考えられるので、今後も引き続き推進していく。		
R6	子どもたちが楽しみながら体を動かすことができるために、運動能力向上教室(ランクリニック)を一般社団法人ヴァンフォーレスポーツクラブに委託実施し、プロサッカークラブが有する専門的な指導を行い、子どもたちから高い評価を得ている。あわせて、ACPを子どもたちに指導する指導者を育成するためのACP指導者研修会を実施しているが、思うように参加者が確保できない状況である。ついては、研修会の参加者を確保するため、令和7年度は市スポーツ少年団本部との協働事業として実施し、スポーツ少年団の指導者を中心に参加者の確保を図るなど、　今後も引き続き事業を推進する。		

R7	令和7年度については、陸上記録会前（5～6月）に市内小学校（6校）にて、運動能力向上教室（ランクリニック）を一般社団法人ヴァンフォーレスポーツクラブに委託し実施した。特に、プロサッカークラブが有する専門的な知識や音楽を活用した指導は、子どもたちから高い評価を得ている。 　また、ACP指導者研修会について、令和8年1月25日（日）に今年度より市スポーツ少年団本部との協働事業として実施予定で、スポーツ少年団の指導者を中心に参加者の確保を図る。 　本計画期間当初は、新型コロナウイルス感染拡大により、教室等の実施が困難な状況だったが、令和4年度よりACP指導者研修会や一般社団法人ヴァンフォーレスポーツクラブに委託して走り方教室などの事業を実施し子どもたちが楽しみながら体を動かすことができる機会を提供した。 　結果、参加者数は、目標値（R7）290人に対して、令和6年度実績で324人、令和7年度予定で361人になり、目標値を達成した。 　あわせて、市スポーツ少年団への加入率は令和2年度の16.72％から令和6年度の20.60％に3.88％と増加し、子どもたちがスポーツに親しむ機会が増加している事が示された。 　今後も多様な主体と連携するなかで、子どもたちが楽しみながら体を動かすことができる機会を提供する。		

4-1-1

PDCAシート

テーマ	4　仕事	担当部署	子育て支援課	KPI	
取組の方向性	1　多様な一時預かりの体制の構築			協力会員数	
主な取組	1　ファミリーサポートセンターの協力会員の増加を図り事業を推進する。			現状値（R1）	204人（累計）
				目標値（R7）	250人（累計）

現状・課題	保育園での預かりは保育士不足等の問題により、体制の拡充が現実的に困難。 協力会員については、人材育成に係る養成講座が2年毎のため人材確保が課題。			
具体的な取組内容	事業名	ファミリーサポートセンター事業	既存	
	協力会員の確保に向け、HPへの事業案内等の周知回数を増加させる。 事業委託先と人材確保に係る協議を行う。			

	KPI		内容（詳細）
R2	210人	実績	需要に対応するための協力会員確保に向けた取り組みの実施。
R3	215人	実績	需要に対応するため、養成講座が毎年開催できるよう予算の確保に努めたことで、実際に開催することができた。 8人が講座を修了し、協力会員としての活動が可能となった。
R4	221人	実績	少しずつではあるが協力会員数は着実に増加しており、養成講座の成果が見受けられる。
R5	226人	実績	今年度は、7人が講座を修了し、新たに協力会員としての活動が可能となった。また、自家用車を利用して児童の送迎等を行う協力会員の事故等に備える保険に加入したことにより、協力会員がより安心して活動できるようになった。さらに、きょうだいなど複数の児童を同時に預ける利用者の経済的負担を軽減するため、利用料助成金を増額するよう要綱を改正したことにより、サービスの利用しやすさが向上した。今後も事業の周知、協力会員の確保に向けた取り組みを行う。
R6	230人	実績	需要に対応するための協力会員確保に向けた取り組みの実施。
R7	240人	予定	令和7年度からは春日居子育て支援センターの指定管理者が業務の一環としてファミリーサポートセンターの運営を行っている。指定管理料には毎年、協力会員の養成講座の実施に係る費用も含まれているため、講座を毎年実施し、需要に対応するための協力会員確保に向けた取り組みを強化する。

	担当　所見・展望　等	総合戦略委員等　意見・指摘	担当　回答
R1		①支援センターやファミリーサポートセンターを利用する第一歩として、利用券を配布。保育園等の先生へも研修を。 ②各支援センターで一時預かりをしてもらえると利用者は助かると思う。 ③同世代の親同志で子供を預けられるネットワークづくり。スマホで一目で確認でき、申請できる仕組みづくり。	①利用券の仕組みについては、利用者の利便性や負担軽減などにつながることが考えられるため、検討をしていく。職員の質のバラつきに関しては、職員や事業に携わる者のより一層の資質向上に取り組む。 ②現状の支援センターの事業要件にはないため、要件の拡大について検討が必要。 ③ネットワークづくりなどについては、アイディアとして検討の余地があると感じている。ただし、クリアすべき課題の整理が必要。スマホによる申請の仕組みについては、保育士不足によりそもそもの預かり体制自体が十分ではないため、まずその課題について検討していく必要がある。
R2	コロナによる自粛期間中、事業利用者が急激に増加することはなかったものの、利用者は年々増加傾向にある。 協力会員の確保には研修が必須となることから、継続的な予算の確保に向け取り組んでいる。	・協力会員の養成講座を毎年実施にしていただいたのは非常にありがたい。 ・小さい子どものいる親は、ファミサポを知っているが、他の年代にはあまり知られていない。時間やお金に余裕のある年配の世代への周知を強化するべき。	協力会員として活動するためには養成講座の受講が必須となる。今後も、協力会員の増加を図るために、養成講座が毎年開催できるよう予算の確保に取り組む。 ファミリーサポートセンター事業については、広報、ホームページ等で周知を行っているが、認知度が更に高まるよう、周知回数の増加や方法を検討していく。
R3	協力会員は増加しているが、複雑な環境にある家庭からの依頼が増加傾向にあり、実際に援助活動を行うことができる会員が限られてしまう依頼がある。 引き続き、養成講座を毎年開催できるよう努めるとともに、家庭相談員や保健師との連携を強化し、多様なニーズに対応できるよう取り組む。	共働き家庭に何が必要とされているのか、そのニーズを吸い上げて効果的な事業につなげていく取組が必要。	事業を利用する家庭の依頼内容等の傾向については、事業受託者と情報共有し、効果的な支援を実施することができるよう取組んでいる。
R4	協力会員数は増加しているが、前年同様、複雑な環境にある家庭からの依頼があり、実際に援助活動を行うことができる会員が限られてしまうため、人員確保に苦慮している。しかしながら、依頼を断ることもなく、人員調整をしながら対応しており、引き続きの取組を依頼した。	【参考意見】 実家の支援が受けられない移住者にとって、ファミリーサポートセンターや病児病後児保育の存在は非常に重要で、これがなければ今のようには働けていないと思う。	子育て世代の方を含め多くの市民や移住を検討している方に対し、事業を周知できるよう取り組んでいく。
R5	協力会員数は少しずつではあるが増加している。 前年同様、複雑な環境にある家庭からの依頼も多く、実際に援助活動を行うことができる会員が限られてしまうため、人員確保に苦慮しているが、依頼を断ることもなく、人員調整をしながら対応しており、引き続きの取組を依頼した。	①協力会員への報酬は県の最低賃金以下であり、低すぎると思う。今後も必要な人材をしっかりと確保できるように、まずは利用料を上げて十分な報酬額を確保し、利用者の負担は現状維持できるよう市の補助金で補填するなど、対策を講じる必要がある。	笛吹市のファミリーサポートセンター利用料は県内で最も高額（令和5年度末現在。同額の場合も有り）であり、市の利用料助成内容も充実している状況であるが、協力会員の確保のための方策として検討していく。
R6	協力会員数は少しずつではあるが増加している。 配慮が必要な子育て家庭からの依頼や、送迎が必要な依頼も多く、実際に援助活動を行うことができる会員が限られてしまうため、人員確保に苦慮しているが、依頼を断ることもなく、人員調整をしながら対応している。 引き続きの取組を行うとともに、養成講座を毎年開催し、協力会員の増加に努めるよう依頼した。		

R7	突発的な依頼や送迎の依頼が多く、実際に援助活動を行うことができる会員が限られてしまうため、人員確保に苦慮しているが、人員調整をしながら対応している。 引き続きの取組を行うとともに、養成講座を毎年開催し、協力会員の増加に努めるよう依頼していく。 協力会員養成講座（全6回）10名に新たに受講修了証交付。 令和7年10月末現在、依頼会員1096人、活動回数840回 主な活動：保育園、学童保育終了後の迎え及び預かり（223回）、子どもの習い事の送迎（296回）、保護者の外出の場合の送迎（130回）など 令和元年度末から依頼会員は408人、協力会員は34人増加した。年間の活動回数は、市の乳幼児健診時にも周知をしているものの、2,291回から減少している（840回/10月末現在）。 全体の振り返りとして、協力会員の人員確保として、協力会員の養成講座を毎年開催できるようになり、会員数を増やすことができた。また、ファミリーサポートセンター事業について、市の広報紙、市ホームページや乳幼児健診時に周知を行うことで、多くの方の利用につながった。		

4-2-1

PDCAシート

テーマ	4 **仕事**	担当部署	子育て支援課
取組の方向性	2 **送迎のサポート**		
主な取組	1 ファミリーサポートセンターの協力会員の増加を図り事業を推進する。		

KPI	
送迎件数	
現状値(R1)	780件/年
目標値(R7)	1300件/年

現状・課題	送迎に関する事業についてはすでに実施している。ただし、利用希望日の当日受付には対応できない。人材育成に係る養成講座が2年毎のため人材確保が課題となる。 委託事業であるため、委託料の増加が見込まれる。また、送迎には自動車が主に使われるため事故リスクの増加が懸念される。		
具体的な取組内容	事業名	ファミリーサポートセンター事業	既存
	事業充実のための方策を委託先と協議する。		

	KPI		内容(詳細)
R2	1,243件	実績	人材確保に努めるとともに、事業周知を図る。 運営支援を行う。
R3	1,514件	実績	人材確保のため事業周知に努めた。また、養成講座が毎年開催できるよう予算の確保に努めたことで実際に開催することができた。 活動に伴う事故によるリスク軽減が図れるよう、自動車保険の加入に向けて検討している。
R4	1,568件	実績	養成講座の成果が会員数にみられる。 活動内容からも自動車保険加入の必要性は高く、次年度における予算確保が必要と判断した。
R5	1,330件	実績	今年度は、自家用車を利用し児童の送迎等を行う協力会員の事故等に備えるための保険に加入し、協力会員がより安心して活動できるようになった。 今後も協力会員の確保に向けた取組、周知を行っていく。 ※送迎件数には、送迎+預かりも含む。預かりのみの利用は513件
R6	873件	実績	人材確保に努めるとともに、事業周知を図っている。 運営支援を行う。
R7	1,296件	予定	令和7年度からは春日居子育て支援センターの指定管理者が業務の一環としてファミリーサポートセンターの運営を行っている。指定管理料には毎年、協力会員の養成講座の実施に係る費用も含まれているため、講座を毎年実施し人材確保に努めるとともに、事業周知を図る。

様式1

	担当　所見・展望　等	総合戦略委員等　意見・指摘	担当　回答
（R1）			
R2	コロナによる自粛期間中、事業利用者が急激に増加することはなかったものの、利用者は年々増加傾向にある。 協力会員の確保には研修が必須となることから、継続的な予算の確保に向け取り組んでいる。		
R3	養成講座が毎年開催できるよう、継続的な予算の確保に取り組む。 また、協力会員の安心、安全のため、援助活動をする際の交通事故によるリスクの軽減が図れるよう、自動車保険の加入について検討を行う。	協力会員の養成講座については、これまで2年毎の開催だったが、令和3年度からは毎年開催できるようになった一方、広報紙やチラシで周知しているものの、受講者があまり増えていないことが課題。	養成講座の開催を毎年としたことによる成果は会員数の増加に現れているが、御指摘のとおり、微増に留まっている。 効果的な周知等について検討する。
R4	コロナ禍以降、送迎に関する依頼は減少している。 国において新型コロナウイルス感染症の取扱いが変更となることを見据え、コロナ禍以前の依頼件数を想定した事前準備が必要と考える。		
R5	今年度は、自家用車を利用し児童の送迎等を行う協力会員の事故等に備えるための保険に加入し、協力会員がより安心して活動できるようになった。 引き続き、会員の確保に向けた取組、事業の周知を行う。	①ファミサポを利用した保育園の送迎などを、本当に必要な時にもっと気軽に使えるような体制が整備されてほしい。安心して子育てできる環境の充実にもつながる。	利用には事前の会員登録が必要となるため、必要な時にすぐ依頼ができるよう、事前登録を促していく。 自動車保険への加入により、協力会員がより安心して活動できるようになったため、更なる会員の確保に向けた取組、事業の周知を行う。
R6	令和7年度から、指定管理者の業務として養成講座を毎年開催できるようにすることができた。 引き続き、会員の確保に向けた取組、事業の周知を行う。	共働きの方も多いと思うので、このファミリーサポート事業は多くの子育て世帯にとって、大事なものだと感じた。周知の方法を工夫しながら進めていければいいと思う。 事業を知らない、市内企業に勤める市民はたくさんいると思う。例えば、市から市内の企業に対して、この事業を活用してくださいというような従業員への周知をしてもらうことで、事業を知らずに利用していなかった市民への周知、利用者の増加につながると思う。	現状としては、協力会員のなり手不足や、現在の協力会員の高齢化が課題となっており、事業継続のためには協力会員の確保に努めることが重要である。そのためには、正しい事業の内容を周知したうえで、会員を募集する必要があり、今後も周知方法を工夫して取り組んでいきたい。 市内企業への周知については、観光商工課、笛吹市商工会等へ協力依頼を検討している。

R7	市内子育て支援センターや子育て支援課窓口でのチラシの配布、市乳幼児健診時に周知を行っている。 引き続き、会員の確保に向けた取組、事業の周知を行う。今後はデジタルツール等も活用した周知も検討していく。 計画期間の振り返りとして、自家用車を利用し児童の送迎等を行う協力会員の事故等に備えるため、自動車保険への加入することで、協力会員がより安心して活動できるようになった。 現在、協力会員のなり手不足や高齢化などの課題はあるが、依頼者が安心して利用でき、また、協力会員が安全に活動ができるように、取り組んでいく。		

4-3-1

PDCAシート

テーマ	4　仕事	担当部署	保育課	KPI	
取組の方向性	3　病児預かり体制の充実			市内病児・病後児保育施設数	
主な取組	1　市内への病児・病後児保育の導入を検討していく。			現状値（R1）	－
				目標値（R7）	1か所

現状・課題	平成30年度から施設の利用の広域化が始まった。市内への施設設置については、適当な設置場所がなく、また運営費の面で折り合いがつかない状況。 全国的には継続することが困難である。		
具体的な取組内容	事業名	病児・病後児保育事業	新規
	導入に向け、市内の病院や保育園などに働きかけるとともに補助制度を活用する。		

	KPI		内容（詳細）
R2	0か所	実績	導入に向け、開設に前向きな市内の病院と協議を進めている。
R3	1か所	実績	・協議を進めてきた一宮温泉病院とともに開設準備を進め、令和3年5月6日に市内初となる病児・病後児保育施設が開所した。 ・施設名称：病児・病後児保育所「そらいろ」 ・開所から11月までの延べ利用児童数108人 【年間延べ利用児童数　145人】
R4	1か所	実績	病児・病後児保育施設「そらいろ」の運営支援を行っている。 4月～11月までの延べ利用児童数　96人 【年間延べ利用児童数　146人】
R5	1か所	実績	病児・病後児保育施設[そらいろ」の運営支援を行っている。 4月～11月までの延べ利用児童数　137人 【年間延べ利用児童数　164人】
R6	1か所	実績	病児・病後児保育施設[そらいろ」の運営支援を行っている。 4月～11月までの延べ利用児童数　97人 【年間延べ利用児童見込み数　137人】 令和6年10月から保護者が負担する施設利用料を軽減する補助事業を開始した。（軽減額　一回につき1,000円）
R7	1か所	予定	市内に開設した病児・病後児保育施設の運営支援 保護者が負担する施設利用料の軽減による家計支援　R7.4月～10月までの利用児童数27人【年間延べ利用児童見込み数　60人】 自治体ごとに様式が異なっていた「医師連絡票」について県から統一様式が示されたため、切り替えを行った。

	担当 所見・展望 等	総合戦略委員等 意見・指摘	担当 回答
R1		①笛吹市内には病児病児、病後児に対応している施設がないようなので、これは早急に確保すべきだと考える。 ②院内保育、病院内保育があれば使いたい人は沢山いると思う。現在の病児病後児の県内広域システムは正直使いにくい。 ③市内のいずれかの園で病児病後児保育ができるようにする。	①②③市内への設置に向けて情報収集、検討を進める。
R2	運営費や人員確保等のクリアすべき課題はあるが、早期実現に向けた取り組みを進めている。		
R3	今後も安心して子育てができる環境づくりのために、国・県の補助制度を活用し、市内に開設した病児・病後児保育施設の運営を支援していく。	・県外出身者(移住者)などは近くに頼れる家族がいないことが多く、このようなサポート環境の整備はとても重要なことである。 ・「そらいろ」については定員が4人であり、預けたいときに受入れができないという状況がある。子育て家庭の安心感向上のため、今後定員を増やしていくことを検討してほしい。	令和3年度実績で開所日の1日平均利用者数は0.7人、令和4年度は8月末までで0.4人となっている。状況によっては4人定員を超えてしまい利用ができないケースもあるかもしれないが、現状では定員を超えた事例は見受けられない。施設運営に係る費用対効果を鑑み、今後も現在の定員を維持していけるよう努める。
R4	今後も安心して子育てができる環境づくりのために、国・県の補助制度を活用し、病児・病後児保育施設「そらいろ」の運営を支援していく。	①以前、「そらいろ」の利用予約をしていた時、前日夕方になって預かれなくなったという断りの電話があった。慌てて甲府の「バンビ」に連絡し、預けることはできたが、この2施設では必要書類が異なっており、県内の施設を自由に利用できるようになってはいても、細かい部分の連携が取れていないと感じた。 ②「そらいろ」の利用を断られた日も、HPではずっと空きありと表示されていた。HPを確認して預けられると考える家庭もあると思うので、リアルタイムに更新してほしい。	①様式の統一化は利用者の利便性向上につながることから、県に要望していく。 ②満員となったら速やかにHPに反映するように指導していく。
R5	今後も安心して子育てができる環境づくりのために、国・県の補助制度を活用し、病児・病後児保育施設「そらいろ」の運営を支援していく。		
R6	今後も安心して子育てができる環境づくりのために、国・県の補助制度を活用し、病児・病後児保育施設「そらいろ」の運営を支援していく。 また、県の補助制度を活用し、保護者が負担する施設利用料の一部を軽減し、子育て世帯の家計支援を行っていく。		
R7	「やまなし子育てネット」システムにおいて、空き状況を掲載しているが、通常は空きありに設定しており、電話を受けた後に保育士派遣を依頼するため、依頼の結果、派遣が難しいと断ることがある。このため、システムと連動させることが難しいので、掲載を取りやめることも検討していく。 ICT化については、利用者が少ない中、初期構築費用、申請状況の確認など、実利用との比較において運用コストが過大となってしまい、従来の電話対応で足りてしまうことから導入はしていない。 今後も保護者が仕事と育児を両立できる環境づくりのためには、急な発熱や体調不良児にも安心して預けられる体制の維持が必要となるため、病児・病後児保育施設「そらいろ」の運営を支援していく。		

5-1-1

PDCAシート

<table>
<tr><td>テーマ</td><td>5</td><td>防災・防犯</td><td>担当部署</td><td>防災危機管理課</td><td colspan="2">KPI</td></tr>
<tr><td>取組の方向性</td><td>1</td><td colspan="3">子育て世代に向けた防災情報の提供</td><td colspan="2" rowspan="2">子育て世帯への防災資料配布率</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主な取組</td><td rowspan="3">1</td><td colspan="3" rowspan="3">1 既存の情報媒体へ、子育て世代に焦点を当てた防災コンテンツを設ける
2 市民全体に向けた防災情報に加え、子育て世代に特化した防災・防犯情報を発信できるように、既存アプリケーション（観光・防災アプリ）の抜本的な機能改善・強化を行う。
3 子育て家庭に特化した防災資料を、乳幼児健診等の際に配布することで、防災情報を発信する。</td></tr>
<tr><td>現状値（R4）</td><td>97.05%</td></tr>
<tr><td>目標値（R7）</td><td>100%</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="3">現状・課題</td><td colspan="3">現在の防災啓発事業は、参加者全員、全年齢を対象とした内容で行っている。そのため、子育て世代が特に気にする、乳幼児に関する防災情報等については事業全体の中で、一部でしか触れることができない。また、講習の実施時間についても夜間になってしまうこと、乳幼児を連れての参加が難しいことなどから、防災に対して気になっていても参加できない状況となっている。</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">具体的な取組内容</td><td>事業名</td><td>自主防災組織活動支援事業</td><td>既存</td></tr>
<tr><td colspan="3">現在、年度内に数回、指定避難所運営にかかる説明会、防災リーダー養成にかかる研修、その他防災情報の啓発にかかる講演や出前講座を実施している。上記の「現状・課題」を鑑み、今年度は初めて平日日中に、子育て世代を対象として、乳幼児同伴可能で聞くことができる防災講座を実施したところ、予定の定員を超える申し込みがあった。（市内在住者で43人）このことは、子育て世帯が災害時の対策に不安を感じており、防災情報の提供を必要としていることを示していると考えられるため、ニーズに対応できるよう取り組んでいく。</td></tr>
<tr><td></td><td>KPI</td><td colspan="4">内容（詳細）</td></tr>
<tr><td>R2</td><td>－</td><td>実績</td><td colspan="3">・例年開催している防災啓発講習に加えて、開催時間を平日日中にした、子育て世代向けの防災講座を年1回以上開催する。
・ふえふき子育て広場（アプリ）に防災関連のコンテンツの追加を行う。</td></tr>
<tr><td>R3</td><td>－</td><td>実績</td><td colspan="3">・乳幼児等にかかる健康診査（4か月健康診査、10か月健康診査、1歳6か月健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査、5歳児健康診査、就学時健康診断等）の開催とあわせた防災講座の開催を、上記検診の中でいくつかを対象に順次実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染防止のため、検診の際に防災講座を開催することができなかった。</td></tr>
<tr><td>R4</td><td>97.05%</td><td>実績</td><td colspan="3">コロナ禍において、子育て世代の市民に対し、防災に係る講座等を通して啓発活動を展開することが困難である。より多くの子育て家庭に確実に防災情報を届けられる方法を検討した結果、今後は、子育て家庭に特化した防災資料を準備し、多くの乳幼児が受診する乳幼児健診等の機会に配布することで、防災情報を発信していくこととした。</td></tr>
<tr><td>R5</td><td>100.00%</td><td>実績</td><td colspan="3">子育て世代に特化した防災資料を準備し、多くの乳幼児が受診する乳幼児健診等の機会を利用して配布することで、より多くの子育て家庭に確実に防災情報を発信することができた。</td></tr>
<tr><td>R6</td><td>99%</td><td>実績</td><td colspan="3">子育て世代に特化した防災資料を準備し、乳幼児健診等の機会に資料を配布することで、防災情報を発信する。</td></tr>
<tr><td>R7</td><td>98.70%</td><td>予定</td><td colspan="3">子育て世代に特化した防災資料を準備し、乳幼児健診等の機会に資料を配布することで、防災情報を発信した。</td></tr>
</table>

	担当　所見・展望　等	総合戦略委員等　意見・指摘	担当　回答
(R1)		①情報発信や情報収集にSNSを活用する。 ②「防災情報」というくくりにするか、あるいは「子育て情報」の中に防災情報を入れるのが良いか検討が必要。 ③支援センターで防災訓練、防災学習。	①SNSでの発信については今後対応予定。 ②「子育て情報」の中に防災情報を含める方向で検討。 ③御坂児童センターで、乳幼児の保護者を対象として防災学習を行い反響があったため、同様の講習を拡大実施していく。
R2	ふえふき子育て広場（アプリ）へのコンテンツ追加に向けた、アプリ管理課との打合せを早急に実施する必要がある。 子育て世代向けの防災講座については、コロナ禍で防災講座自体が未実施のため、今年度は実現が難しいが、R1年度に一度実施しているため、講座内容を再検討し、今後の実施に向けた準備を進める。		
R3	防災アプリの導入について検討しており、防災に関する情報を集約し、子育て世代向けのコンテンツをあわせて検討する。 子育て世代向けの防災講座については、コロナ禍で防災講座自体が未実施である。今後もコロナウイルス感染者数によっては、開催自体が困難となることから、子育て世代に特化した資料を配布するなど別の周知、啓発方法について検討を行う。	①防災情報は紙ベースでの配布が多く、必要な時に見つからず確認できないことがあるので、防災アプリの導入によりスマホで確認できるようになれば大変便利だと思う。 ②乳幼児健診は待ち時間が長いため、健診の後に講座を受けることは難しいと思う。	①防災アプリの導入について、検討を行っている。導入の際は、スマホで資料を閲覧できる機能の導入について検討する。 ②R4年度からは、子育て世代に特化した資料等を乳幼児健診の際に配布できるよう準備を行った。
R4	R5年度の防災アプリ導入に向けて、協議を行っている。 また、子育て世代向けの防災講座については、乳幼児健診時に開催するのは難しいことから、健診時に「子育て家庭のための防災ハンドブック」を配布し、子育ての合間に災害時への備えや地震発生時・発生後の対応等について学び、準備ができるよう、実施方法を変更した。	防災アプリについて ①災害時には、道路の通行止めや施設の閉鎖などあらゆる情報がどんどん更新されていくので、アプリの更新に手間がかかるなど情報にタイムラグが生じることがないようにしてほしい。 ②SNSで誰でも最新情報を確認できるのが一般的になっている中で、アプリをどのように生かしていくのかがポイントだと思う。	防災行政無線システムの更新及び防災アプリの導入は、令和5年度末までに完了する予定であったが、システムの製造販売元の納期遅延により、令和6年度に繰り越すこととなった。 アプリでは、防災行政無線の放送内容をプッシュ型配信するほか、避難所の開設状況、混雑状況、地図情報と連携して避難所までの行き方などを配信する予定である。
R5	健診時の「子育て家庭のための防災ハンドブック」の配布を継続する。 防災アプリは、導入に合わせて、操作方法を説明するパンフレットを作成し、配布する。		
R6	健診時の「子育て家庭のための防災ハンドブック」の配布を継続する。 防災アプリは、令和7年2月の導入に合わせて、ダウンロードの方法を説明するパンフレットを作成し、全戸配布する。 また、乳幼児検診時に、子育て家庭に防災アプリのパンフレットを配布する。	防災アプリの周知方法については、広報と一緒に全戸チラシを配布したとのことだが、定期的に例えば台風のシーズン前や防災の日の前などに定期的に広報に載せるなどの周知を継続してほしいと思う。	令和7年度笛吹市総合防災訓練の実施の際、区役員への説明資料や市民向けに広報に掲載した訓練資料に防災アプリの登録方法を掲載し、周知を図った。 また、行政区を対象に進めている地区防災計画作成のためのワークショップや防災に関する出前学習会などの際に参加者に防災アプリの活用を周知している。 今後も防災アプリの利用者を増やすため、周知のための取組を継続する。

R7	健診時に「子育て家庭のための防災ハンドブック」の配布を継続する。 また、乳幼児検診時に、子育て家庭に防災アプリのパンフレットを配布する。 この6年間で、コロナ禍を経て子育て世帯への情報発信の方法が大きく変化した。当初は、乳幼児等の健康診査の際に、防災講座を開催することで、子育て世代を対象とした防災啓発を行う計画であったが、コロナ禍にあって、直接的に情報を伝えることが難しくなり、防災ハンドブックを配布する方法に改めた。今後は、防災アプリを中心に効率的に情報が発信できるよう検討し、防災情報を発信する。□		

5-2-1

PDCAシート

テーマ	5　防災・防犯	担当部署	防災危機管理課	KPI	
取組の方向性	2　子育て世代における災害時の不安解消			各避難所運営委員会への子育て世代の参加率（1人以上）	
主な取組	1　1 乳幼児等を意識した物資や備品の選定、確保、保健師等への相談体制も明確化し、子育て家庭へ配慮した避難所運営及び体制の整備を行う。 2 公共施設はもとより民間施設を含めた中で、避難所数の拡充、機能の強化を行い、子育て家庭へ配慮した避難所運営及び体制の整備を行う。 3 既存の避難所運営に関する検討体制に、子育て世代の参加・意見のくみ上げを行える体制を整備する。			現状値（R1）	－
				目標値（R7）	100%

現状・課題	災害時の支援（公助）については、指定避難所をはじめとして利用者を分けてはおらず、乳幼児等特別の配慮を要する方たちへの支援は、各指定避難所ごとの避難所運営委員会内で決定している。しかし、子育て家庭などは平日夜間に開催される避難所運営委員会に意見・要望を出すことが困難なため、特に配慮を必要とする人ほど声を届けにくい状況である。 また、公的備蓄についても何が、どこに、いくつあるのか等、知らない状況である。		
具体的な取組内容	事業名	自主防災組織活動支援事業	既存
	子育て家庭等からの意見・要望をくみ上げるためには、現在の笛吹市の防災体制について知ってもらうことが肝要である。そのため、各指定避難所の設備（機能）、公的備蓄品についてまとめた一覧表の作成や、平日夜間以外での防災講座の開催など、今までの方法では情報が届きにくかった方々に向けた情報発信を行い、併せて意見・要望をくみ上げる体制の構築につとめる。 また、公的備蓄についても購入から流用までのサイクルを確立し、特に災害時に手に入りにくいが消費されやすい生活用品の備蓄増加につとめる。		

	KPI		内容（詳細）
R2	－	実績	・各指定避難所の設備（機能）一覧等、市民向け防災関連資料の作成及び公表 ・今まで開催していた防災講座に加えて、別の時間・場所で防災講座を実施 ・上記事業時に意見・要望のくみ上げを行う
R3	－	実績	・令和3年7月末に、市民向けに「災害発生時の避難方法について」の資料を見直し、全戸に配布した。 ・既存の避難所運営に子育て世代の意見をくみ上げるため、行政区から選出される避難所運営委員3人のうち1人以上を子育て世代の委員としてもらうよう、各行政区に働きかけを行った。 ・防災講座の実施については、新型コロナウイルス感染防止のため、実施することができなかった。
R4	100%	実績	・コロナの影響により避難所運営委員会の開催見送りが続いたが、各避難所運営委員会には、職員を含め1人以上の子育て世代が参加する体制を整えることができた。今後再開していく予定の運営委員会において、避難所運営体制への子育て世代からの意見のくみ上げを図っていく。また、各行政区から選出される3人の委員のうち1人以上を子育て世代の方にしてもらえるよう、各行政区への働きかけを続けていく。 ・指定避難所に乳幼児向け備蓄品の整備を進めている（ミルク、おむつ、哺乳瓶、パーティションなど）。
R5	100%	実績	・各行政区から選出される避難所運営委員のうち1人以上を子育て世代とした。 避難所運営委員会を開催し、実際の災害時を想定しながら、子育て世帯、高齢者世帯など様々なニーズを踏まえて、各避難所の更衣室、授乳室などのレイアウトを検討した。
R6	100%	実績	・各行政区から選出される避難所運営委員のうち1人以上を子育て世代とした。 ・笛吹市総合防災訓練において、令和5年度に作成した各指定避難所の配置計画を図面を基に、避難所運営委員全員で確認する計画であったが、台風接近に伴う対応のため、訓練が中止となった。
R7	100%	予定	・各行政区から選出される避難所運営委員のうち1人以上が子育て世代となるよう各行政区に依頼し、体制を維持した。 ・笛吹市総合防災訓練において、令和5年度に作成した各指定避難所の配置計画を図面を基に、避難所運営委員全員で確認した。

	担当　所見・展望　等	総合戦略委員等　意見・指摘	担当　回答
(R1)		①SNSから情報をタイムリーに取得できると良い。 ②市内の支援センターのイベントで、自然災害時どんな風に行動すればよいか？の講座をする。 ③災害に備えオムツや粉ミルクなどを地域の公民館に備蓄する。防災訓練の際に地域交流の場を設ける（近所の人たちとのつながりをつくる）	①住民が能動的に情報を取りに行ける手段（HP、SNS等）についても、更なる強化を検討。 ②防災学習の機会を今後拡大していく予定。また、乳幼児にかかる健康診査後に、短時間の防災講習を行うことも検討。 ③公的備蓄については、拡充の検討とあわせて、地域や個人での備蓄が広がるよう、啓発活動に努める。
R2	市の公的備蓄品の一覧の作成は完了しているため、今後の公表に向けた準備は整っている。公的備蓄品の公表にあたっては、他市町村の公表状況を踏まえ、開示する情報の精査を行う必要がある。 防災講座については、コロナ禍で実施できていないため、今後の実施に向け、効果的に意見・要望のくみ上げができるよう準備を行う。		
R3	市の公的備蓄品の一覧の作成は完了しているが、今年度から指定避難所に備蓄倉庫を整備しており、令和6年度までに備蓄品を含め整備を完了する予定である。今後は、整備中の公的備蓄品を含め、他市町村の公表状況を踏まえ、開示する情報の精査を行い公表する。 防災講座については、コロナ禍で実施できていないため、今後の実施に向け、効果的に意見・要望のくみ上げができるよう準備を行う。	オンライン等を活用し、防災意識を高める機会をつくる取組ができると良い。	県が実施した「令和3年度　峡東地区防災リーダー養成講座」のDVDを、各行政区でも視聴できるよう貸出しを行った。 また、防災講座については、出前講座の依頼を受け、6回実施した。
R4	市の公的備蓄品の一覧の作成は完了しているが、令和3年度から指定避難所に備蓄倉庫を整備しており、令和6年度までに備蓄品を含め整備を完了する予定である。令和5年度に笛吹市地域防災計画を改訂し、その際にタイミングを合わせて備品一覧も公表する。 防災講座については、随時、出前講座を活用して実施する。		
R5	令和5年度末までに全ての指定避難所の防災備蓄倉庫の設置を完了し、倉庫内の備蓄品を令和6年度中に整備する。 防災講座については、随時、学校や施設などで出前講座を実施する。		
R6	倉庫内の備蓄品の整備が令和6年度末までに完了した。 防災備蓄品について、市HPにおいて備蓄品リストを公開する。 防災講座については、随時、学校や施設などで出前講座を実施する。	①実際に災害が起きた際、若者や高校生が防災の知識を持つことは即戦力につながると思う。そういった方が防災士の資格を取得できるように、企業の協力を得ながら取組ができれば、災害時に大きな戦力となると思う。 ②避難所生活では、多くの避難者に食料の配布時間や内容などお知らせするのに掲示板が必要になると思うが備蓄品に含まれていないので、備蓄品に追加していただけるよう検討してほしい。細かい流れを含めたシュミレーションができるような、防災訓練を毎年ではなくても実施を検討していただけるようお願いしたい。	①各行政区を通じて「甲斐の国防災リーダー養成講座」や「峡東地域防災リーダー養成講座」の参加者を募り、防災士又は防災リーダーの養成を行った。 ②避難所開設物品として掲示用の模造紙を配備している。防災備蓄倉庫のスペースに限りがあるため、指定避難所の既設の掲示板等を利用し掲示することとし、備蓄品として配備はしていないが、今後、備蓄品の拡充の際に併せて検討する。 また、避難所開設、運営の細かい流れを含めたシュミレーションができるような防災訓練については、避難所運営委員会において、HUG（ハグ）などを用いた訓練の実施について検討する。

R7	これまで、子育て世帯や女性を含む避難所運営委員会の体制整備を行い、各指定避難所等の配置案の検討を行った。今後、指定避難所等の開設、運営訓練の実施を検討する。□ 　令和7年度は、令和6年度に引き続き、子育て世帯や女性を含む避難所運営委員会の体制づくりを行った。また、笛吹市総合防災訓練において、令和5年度に作成した各指定避難所の配置計画を図面を基に、避難所運営委員全員で確認した。 　避難所運営委員会に子育て世代や女性が参画することで、避難所の配置を検討する過程において、子育ての目線、女性の目線で、要配慮者スペース、更衣室、授乳室、物干し場等をはじめ、指定避難所全体の配置を検討することができた。		

、

5-3-1

PDCAシート

テーマ	5　防災・防犯	担当部署	防災危機管理課	KPI
取組の方向性	3　子育て世代に対する防犯体制・意識の強化			防犯マップ公開に向けた作業進捗率
主な取組	1　1　親子で参加できる防犯グッズの試用会、練習会を実施し、家庭での防犯意識の向上を目指す。 2　PTA、学校、自治会、地域組織、警察及び市の連携強化について、他自治体の取り組み等を参考に向上を目指す。			現状値（R4）　10%
				目標値（R7）　100%

現状・課題	青色パトロール事業終了後、公用車へのドライブレコーダー整備により防犯体制の維持を行っているが、啓発活動には着手していない状況である。 市内の防犯強化を目的とした連携については、笛吹警察署との協定締結を令和元年度に行ったため、笛吹警察署と笛吹市が事務局となり、PTAや学校、自治会といった地域との連携強化に努める必要がある。		
具体的な取組内容	事業名	防災体制整備事業	既存
	小学校毎に、笛吹警察署、PTA、学校、自治会、市で連携した防犯強化を目的とした組織の設立を目指す。また、並行して防犯マップの作製を行い、児童生徒自身の防犯意識向上のための講習等を学校単位で実施していく。		

	KPI		内容（詳細）
R2	－	実績	・防犯マップの作成に向けた準備 ・笛吹警察署と協力し、PTA、学校、自治会との5者による防犯強化の組織化にとりくむ ・防犯講習会の実施
R3	－	実績	・防犯マップの作成に向けた準備 ・笛吹警察署と協力し、PTA、学校、自治会との5者による防犯強化の組織化にとりくむ ・防犯講習会の実施を進める予定であったが、新型コロナウイルス感染防止のため、防犯強化の組織化を進めるための打合せや、防犯講習会を実施することができなかった。
R4	10%	実績	・笛吹警察署と連携し、市内における交通事故、犯罪等の発生場所を地図にまとめ、公開型GIS上で閲覧できるように協議を行う。 ・防犯カメラのネットワーク化に向け、検討、庁内での協議、警察署との協議を行う。 ・防犯講習会の実施を進める予定であったが、新型コロナウイルス感染防止のため、防犯強化の組織化を進めるための打合せや、防犯講習会を実施することができなかった。
R5	50%	実績	笛吹警察署と協議し、令和5年度中に防犯カメラのネットワーク化を完了した。 地域の不審者・事件情報は、山梨県警察本部が「ふじ君安全・安心マップ」として地図情報を公開しているため、市HPにリンクを掲載し、学校や各地区での活用を促していく。 交通事故発生地点の地図情報については、令和6年度中に公開型GISで公開する予定。
R6	90%	実績	・交通事故発生地点の地図情報については、令和6年度に市HPにリンクを掲載し、県警の「交通事故マップ」及び「ふじ君安全・安心マップ」を公開した。
R7	90%	予定	前年度事業の改善・継続

	担当　所見・展望　等	総合戦略委員等　意見・指摘	担当　回答
(R1)		①ボランティアによる登下校時のパトロールや避難家(子どもが逃げ込める家、お店)などをわかりやすいよう大きく表示する等を積極的に行い、地域で子どもを守るという意識をもち、防犯につなげる。 ②警察官などを招き、親子でインターネット犯罪などに巻き込まれないためのノウハウを学ぶ(授業参観や学校行事の前後などで実施)。	①警察、PTA、学校、自治会、行政で連携し防犯強化の取り組みを行っている自治体の事例などを参考に、現在の防犯に対する取り組みを強化できるよう検討。 ②インターネット犯罪については、専門機関の講師を招き、子供対象または親子学習会、PTA学習会といった形での学習会を行っている。
R2	防犯マップの作成に向けた準備は、統合型GIS上に防犯カメラの位置を落とし込むなど、資料準備を行うに留まった。 令和2年度事業で、新規防犯カメラを2基増設するため、設備面での防犯体制の強化は進んだ。 防犯強化の組織化については、これまでに5者による打ち合わせを実施できていない。1校モデルを選定し、体制整備の検討を行っていく。		
R3	防犯強化の組織化については、コロナ禍で5者による打ち合わせを実施できていない。今後もコロナウイルス感染者数によっては、開催自体が困難となることから、別の方法についても検討を行う。		
R4	防犯マップの作成について笛吹警察署と協議を行い、公開型GISでの公開に向け、協議を行う。 また、防犯カメラのネットワーク化について検討、協議し、犯罪が発生した際の画像提供による捜査活動への協力体制の強化に取り組む。	スマホを持つ子供が増え、SNSで子供が犯罪に巻き込まれるケースが目立つので、インターネットやSNSの利用に関する注意点などを学習する機会を、各校において積極的に設けてほしい。	子供の安全安心への意識を高める副読本として、小学4～6年生に(公財)日本公衆電話会の「こども手帳」を、中学1～3年生に(公財)日本公衆電話会の「ネット安全Guidebook」を配布した。次年度以降も教育委員会への提供が決定しているため、授業等での活用を促していく。
R5	笛吹警察署と協議し、令和5年度中に防犯カメラのネットワーク化を完了する予定。 地域の不審者・事件情報は、山梨県警察本部が「ふじ君安全・安心マップ」として地図情報を公開している。 交通事故発生地点の地図情報について、令和6年度中に公開型GISで公開する予定。		
R6	交通事故発生地点の地図情報については、令和6年度に市HPにリンクを掲載し、県警の「交通事故マップ」及び「ふじ君安全・安心マップ」を公開した。		

R7	計画当初、防犯マップの公開を目標としていたが、笛吹警察署との協議の過程で、県警が「交通事故マップ」及び「ふじ君安全・安心マップ」を公開していたため、令和6年度に市HPにリンクを掲載する方針に変更した。		

5-3-2

PDCAシート

テーマ	5　防災・防犯	担当部署	子育て支援課、保育課	KPI	
取組の方向性	3　子育て世代に対する防犯体制・意識の強化			防犯カメラ設置個所数（累計）	
主な取組	2　①保育所等（27か所）及び児童館（6か所）に防犯カメラ設置。 ②保育所及び児童館において定期的に防犯訓練を実施する。			現状値（R1）	5個
				目標値（R7）	33個

現状・課題	①現在、公立保育所では1か所、私立保育園等では4か所。児童館は未設置。 ②現在、保育所等は年1回訓練実施。児童館は未実施。		
具体的な取組内容	事業名	保育所運営事業	既存
	①全所、全館への設置。 ②児童館については、訓練実施に向けた検討を行う。		

	KPI		内容（詳細）
R2	保育所等27個所 （含既設5か所）	実績	防犯カメラ設置。 児童館：訓練内容の検討。
R3	保育所等27個所 （含既設5か所）	実績	保育所等：市内27保育所等において、防犯訓練を企画し、実施又は実施予定。（年1回以上） 児童館：訓練の実施。
R4	33個 （全所、全館済）	実績	訓練の実施について 保育所等：コロナ禍のため定期的な実施は難しいが、保育所内での訓練を計画し、1回実施した。 児童館：前期モニタリングの際、感染対策を講じた訓練が3施設で実施できたことを確認したが、施設管理者の判断で見送った施設も見受けられた。
R5	33個 （全所、全館済）	実績	訓練の実施について 保育所等：防犯訓練については、警察署と連携した訓練の実施や職員と園児での不審者侵入訓練などを、年1回以上実施した。 児童館：前期の指定管理者モニタリングの際に、防犯訓練実施の確認を行った。後期に防犯訓練を予定している児童館もあるため、実施するよう指導した。
R6	33個 （全所、全館済）	実績	訓練の実施について 保育所等：防犯訓練については、警察署と連携した訓練の実施や職員と園児での不審者侵入訓練などを、年1回以上実施した。 児童館：前期の指定管理者モニタリングの際に、防犯訓練実施の確認を行った。後期に防犯訓練を予定している児童館もあるため、実施するよう指導する。
R7	33個 （全所、全館済）	予定	訓練の実施について 保育所等：防犯訓練については、警察署と連携した訓練の実施や職員と園児での不審者侵入訓練などを、1回以上実施した。 児童館：前期の指定管理者モニタリングの際に、防犯訓練実施の確認を行った。後期に防犯訓練を予定している児童館もあるため、実施するよう指導する。

	担当　所見・展望　等	総合戦略委員等　意見・指摘	担当　回答
（R1）		未就学児家庭への安心・安全メールの配信。	保育所でのメール配信であれば、既に実施している。
R2	防犯カメラについては、児童館及び保育所等ともに設置作業は順調に進んでいる。 訓練については、コロナ禍での訓練となることから実施方法等の十分な検討が必要となった。		
R3	保育所等における防犯訓練については、防犯マニュアル等を活用し、実施している。なお、警察署との連携による訓練実施は、コロナ禍のため実施が難しくなっている。		
R4	保育所等：防犯マニュアル等を作成、活用し実施している。警察署と連携した訓練はコロナ禍のため実施が難しくなっているため、訓練方法等の検討が必要となっている。 児童館：前期の指定管理者モニタリングの際に、防犯訓練実施の確認を行った。予定していた時期に感染拡大となったため実施を見送った施設もあったが、後期に向けては、状況を見極め実施に向けて取組むよう指導した。		
R5	保育所等：防犯訓練については、警察署と連携した訓練の実施や職員と園児にて不審者侵入訓練等、年1回以上実施した。 児童館：前期の指定管理者モニタリングの際に、防犯訓練実施の確認を行った。後期に防犯訓練を予定している児童館もあるため、実施できるよう指導する。		
R6	保育所等：防犯訓練については、警察署と連携した訓練の実施や職員と園児にて不審者侵入訓練等、年1回以上実施した。 児童館：前期の指定管理者モニタリングの際に、防犯訓練実施の確認を行った。後期に防犯訓練を予定している児童館もあるため、実施できるよう指導する。		

R7	保育所等：防犯訓練については、警察署と連携した訓練の実施等、1回以上実施した。計画期間の早い段階で全保育所等に防犯カメラを設置することができた。今後も定期的な防犯訓練を実施していく。 児童館：前期の指定管理者モニタリングの際に、防犯訓練実施の確認を行った。後期に防犯訓練を予定している児童館もあるため、実施できるよう指導する。 計画期間の振り返りとしては、計画期間中の早い段階で全保育所等、全児童館に防犯カメラの設置ができた。 保育所では、不審者侵入など具体的な場面を想定しての訓練を行うことで、園児の安全確保、職員の対応力の向上が図れた。 また、繰り返し訓練を行うことで保育所等、児童館ともに全体の防犯意識の向上につながった。□		

6-1-1

PDCAシート

テーマ	6　基盤整備	担当部署	政策課	KPI	
取組の方向性	1　子育て環境を補完する基盤整備			駅周辺の地域活性化施設整備数	
主な取組	1　駅周辺に公園をはじめとした地域活性化施設を整備し、駅周辺地域の振興を図る中で、親子の交流や憩いの場を設ける。			現状値（R1）	1か所
				目標値（R7）	3か所

現状・課題	子育て世代や若者に訴求力のある魅力的なまちとするため、笛吹市の代表的な玄関口である石和温泉駅などを中心に、賑わいの創出を図る必要がある。		
具体的な取組内容	事業名	笛吹みんなの広場整備事業　他	既存
	・駅周辺に公園をはじめとした地域活性化施設を整備し、駅周辺地域の振興を図る中で、親子の交流や憩いの場を提供する。		

	KPI		内容（詳細）
R2	1か所	実績	・石和温泉駅前公園の足湯は、駅利用者の待ち時間などに利用されており、好評を得ている。 ・石和温泉駅と石和温泉街をつなぐ場所にあるNTTのグラウンド跡地を買い上げ、広場の整備を進めている。
R3	2か所	実績	・笛吹みんなの広場が令和3年11月に完成し、オープニングイベントには市内外から約7千人が訪れた。オープン以降、マルシェの定期開催など、各種イベントの会場として活用されている。 主な施設：屋根施設、イベントスペース、芝生広場、防災ヘリ離着陸場、マンホールトイレ、水遊び場、駐車場
R4	2か所	実績	・笛吹みんなの広場は、週末などに各種イベントの会場として活用されており、市内外から集客がある。 ・駅前から徒歩圏内にある笛吹みんなの広場、八田御朱印公園などの子連れに適した公園施設の一体的な周知、活用を検討していく。
R5	2か所	実績	・笛吹みんなの広場は、イベントが開催されている日には市内外から集客があり、夏休みなどの長期休暇には子どもを対象としたイベントも開催されている。 ・イベントのない週末や平日にも、小さな子供を安心して遊ばせられる見通しの良い公園として、子連れの親子が多く訪れている。
R6	2か所	実績	・笛吹みんなの広場では、昨年より多くのイベントが開催され市内外から多くの集客があった。また、イベントへの参加をきっかけに、休日等に公園の利用をする親子も増えている。 ・駅前から徒歩圏内にある笛吹みんなの広場の一体的な周知、活用を検討していく。
R7	2か所	予定	・駅前から徒歩圏内にある笛吹みんなの広場の一体的な周知、活用を検討していく。

	担当 所見・展望 等	総合戦略委員等 意見・指摘	担当 回答
(R1)			
R2	NTTグラウンド跡地については、子育て世代も気軽に訪れることができるよう、安全、安心な施設となるよう整備を進める。		
R3	笛吹みんなの広場は、イベント会場としても好評を集めており、イベントによっては市外から訪れる人も多い。 日中は小さな子を連れた利用者も見受けられる。		
R4	笛吹みんなの広場は、イベント会場として多数の団体等に活用されており、市外や県外から訪れる人も見受けられる。 親子連れが安心して遊べる公園としての認知度も向上してきている。		
R5	笛吹みんなの広場は、屋根施設や清潔なトイレ、水遊び場も併設した平坦な公園であることから、子連れ家族にとっては訪れやすい施設である。今後、場所としての魅力を向上させ、利用者の滞在時間を延長できるような方策を検討していく。		
R6	笛吹みんなの広場に令和6年4月に新たに幼児用複合遊具を整備し、子づれ家族にとってはより訪れやすく魅力ある公園施設として認知度が高まり、利用者が増えている。また、イベントの開催回数や参加人数も増え賑わいを見せている。	山梨新環状道路の工事が進み、5，6年後に開通すると笛吹市には、中央道、中央線、新環状道路と、非常に人の行き来がしやすい場所になると思うので、今から人の流れの変化を想定をしながら、交流や基盤整備の部分でどのように笛吹市の利点を活かしていくかの検討をしてほしい。	市では、笛吹みんなの広場西側にあたる石和郵便局通り（市道1－8号線）の道路改良工事の設計等に着手するなど、早期整備に向け取り組んでいる。また、これまで県に要望してきた、国道20号と中央自動車道笛吹八代インターチェンジを結ぶ新たな県道整備事業の検討が県で進められており、この道路が整備されることにより、国道20号成田交差点から中央道笛吹八代スマートインターチェンジ、さらに新山梨環状道路小石和インターチェンジへのアクセスが向上し、地域経済の活性化及び交通の利便性が図られるものと考えている。
R7	令和7年笛吹みんなの広場では、11月末までに〇件のイベント開催があり、多くの参加者で賑わいを見せている。 計画期間の振り返りとしては、幼児用遊具の設置やエリアを分けてイベントスペースとして貸出、多様なイベントの開催など、遊具やイベントスペースの利用者、イベントへの参加者ともに増え、賑わいを見せている。また、ヘリの離着陸場やマンホールトイレなど防災機能も備えており、R6年11月には、自衛隊と連携し総合防災訓練を行うなど、災害時の活用を想定した取組も行った。		

7-1-1

PDCAシート

テーマ	7　デジタルの活用（令和6年2月追記）	担当部署	政策課	KPI	
取組の方向性	1　人にやさしいデジタル化の推進			「書かない窓口」利用者の満足度 （5段階評価の利用者アンケートで「とても満足」「満足」と回答した人の割合）	
主な取組	1　・市役所窓口での「書かない窓口」導入 ・市役所窓口でのキャッシュレス決済導入 ・証明書コンビニ交付サービスの拡充			現状値（R5）	－
				目標値（R7）	80%

現状・課題	市役所窓口での各種手続き（証明書等の取得や、ライフイベントにおける各種届出など）においては、申請書の作成や内容確認に時間を要し、市民の待ち時間の発生につながっている。	
具体的な取組内容	事業名：窓口業務DX推進事業	既存
	・「書かない窓口」の導入・・・手続きの際、職員がシステム端末を使用して申請書等を作成することで、市民が手書きで記載する必要がなくなり、待ち時間の短縮につながる ・「キャッシュレス決済」の導入・・・現金を持ち歩かない若い世代のニーズに対応する →市役所窓口での手続きの負荷や待ち時間を減らし、子連れの方なども手続きがしやすい市役所を目指す。 ・証明書コンビニ交付サービスの拡充・・・夜間や休日もコンビニエンスストアで取得できる証明書として、従来の住民票、印鑑証明書に戸籍証明書を追加 →共働き世帯など、開庁時間内に市役所を訪れることが難しい方の利便性を向上する。	

	KPI		内容（詳細）
R2		実績	
R3		実績	
R4		実績	
R5	－	実績	・年間を通して証明発行や手続き等の利用者が多い戸籍住民課窓口で、令和5年10月から「キャッシュレス決済」を、令和6年1月から「書かない窓口」を先行して導入した。
R6	96	実績	・令和6年4月以降、税務課、収税課、6支所の窓口でも、「キャッシュレス決済」を導入した。 ・戸籍住民課以外の窓口でも、順次「書かない窓口」の導入を進めている。 ・窓口利用者の満足度向上に向けて、満足度アンケートを実施し、課題の把握と改善に努める。
R7	98	予定	・順次「書かない窓口」の導入を進める。 ・窓口利用者の満足度向上に向けて、満足度アンケートを実施し、課題の把握と改善に努める。

	担当　所見・展望　等	総合戦略委員等　意見・指摘	担当　回答
（R1）			
R2			
R3			
R4			
R5	戸籍住民課で先行導入した「書かない窓口」は、利用した市民からも「待ち時間が約半分になった」と好評を得ており、県内でも先行事例として注目を集めた。 「キャッシュレス決済」は、支払い時の手間がなくなることで、手荷物が多くなりがちな小さな子連れの市民にとってもストレスの軽減と満足度の向上につながっていることを感じている。		
R6	書かない窓口は、「手続きが早くなった」「手続きが簡単になった」と利用した多くの方に好評を得ている。 キャッシュレス決済は、「決済方法の種類が多く便利」「手間なくスムーズにできた」など子連れの方をはじめ多くの窓口利用者の手続きの負荷や待ち時間の短縮につながった。	丁寧なサポートをして、書かない窓口が浸透していけばいいと感じた。 市民サービスの一環として、人的配置を行うと同時に費用面も必要となることから、そこにも注力していただければと思う。	利用者一人一人に丁寧な説明と聞き取りを行い、書かない窓口の対応をしている。このことから、多くの利用者からの好評を得ている。
R7	令和7年11月までに、書かない窓口を戸籍住民課以外にも他8課の窓口に導入し、多くの利用者の利便性と満足度の向上につながった。また、キャッシュレス決済については、支払い時の手間がなくなるほか、正確性の向上・時間短縮・感染症予防・事務負担軽減などの効果を見込んでいるが、利用率が低く、想定した程度の効果を得られていない。まずは、周知方法等の改善を行い、利用率の向上を目指す。 引き続き、利用者の手続きの際の負担軽減や時間短縮を図り、利用しやすい市役所窓口を目指していく。		

○笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議設置条例

令和2年3月27日
条例第4号

(設置)

第1条　まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)を総合的かつ計画的に推進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議(以下「戦略会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条　戦略会議が所掌する事務は、次のとおりとする。

(1)　総合戦略の策定及び変更に関する事項

(2)　総合戦略の検証に関する事項

(3)　その他総合戦略に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条　戦略会議は、委員10人以内をもって組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)　産業界、官公庁、教育機関、金融機関、労働団体及び報道機関に属する者

(2)　学識経験者

(3)　市民

(4)　その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条　委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条　戦略会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条　戦略会議は、会長が招集し、その議長となる。

2　戦略会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3　戦略会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。
4　議長は、必要があると認めるときは、戦略会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
（庶務）
第7条　戦略会議の庶務は、総合政策部政策課において処理する。
（委任）
第8条　この条例に定めるもののほか、戦略会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
（施行期日）
1　この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
2　この条例の施行の際現に廃止前の笛吹市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議設置要綱（平成27年笛吹市告示第78号。以下「旧要綱」という。）第3条第2項の規定により委嘱されている委員は、この条例第3条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。ただし、当該委員の任期は、令和3年3月31日までとする。
3　この条例の施行の際現に旧要綱第5条第2項の規定により定められた会長又は副会長である者は、この条例第5条第1項の規定により会長又は副会長として定められたものとみなす。

別記様式（第5条関係）

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項			令和7年12月10日提出
件　名	笛吹市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定について	部局名	保健福祉部

概要	「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく法定計画で、本市における高齢者福祉施策に関する基本的な事項を定める計画である。また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条第1項の規定に基づく法定計画で、本市の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施等に関する基本的な事項を定める計画である。 両計画は、3年ごとに一体的に策定することが法で定められており、市では、令和6年3月、令和6年度から令和8年度を計画期間とする「笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定した。 今般、現行計画がいずれも令和8年度末に終期を迎えることから、新たに令和9年度から令和11年度までの3年間を計画期間とする「笛吹市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」を策定する。
経過	令和3年3月　笛吹市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画　策定 令和6年3月　笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画　策定
問題・課題	高齢者を取り巻く環境や介護ニーズは、これまで以上に複雑かつ多様化することが予想される。こうした状況の中、高齢者が住み慣れた地域において、長く安心して暮らすことができるよう、市民の生活状況等を把握する中で、適切な施策を実施していく必要がある。
対応策	計画の策定に当たり、高齢者や要介護認定者、介護事業所等にアンケート調査を実施し、市民の意識や実態を分析・把握して計画に反映する。 令和8年度中に、現行計画の進捗状況を検証し、その結果や地域の現状・ニーズ等を踏まえ、介護保険運営協議会において審議した上で計画策定を進めていく。

協議結果	

■市の関連計画との関係

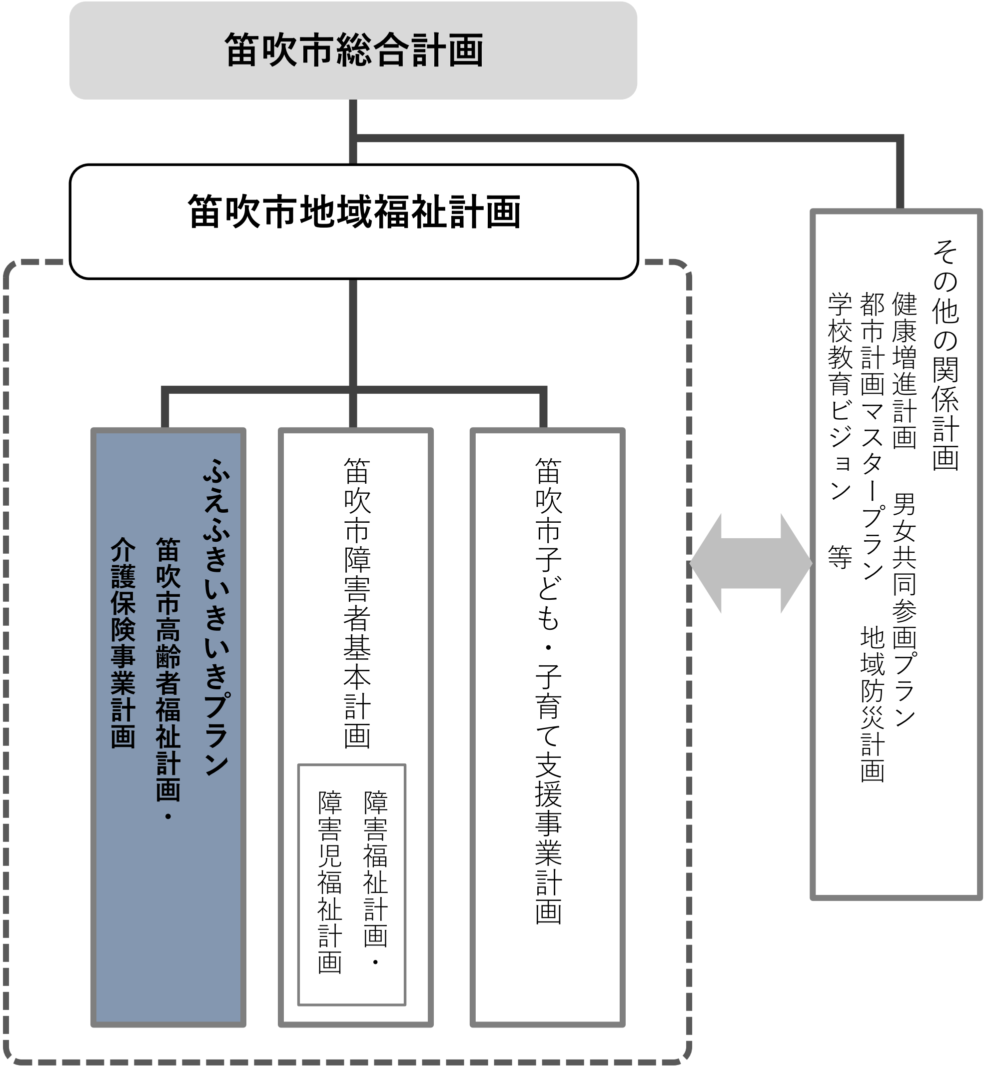

■計画期間

	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
笛吹市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画	第 9 期			**第 10 期**		

笛吹市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画 策定スケジュール

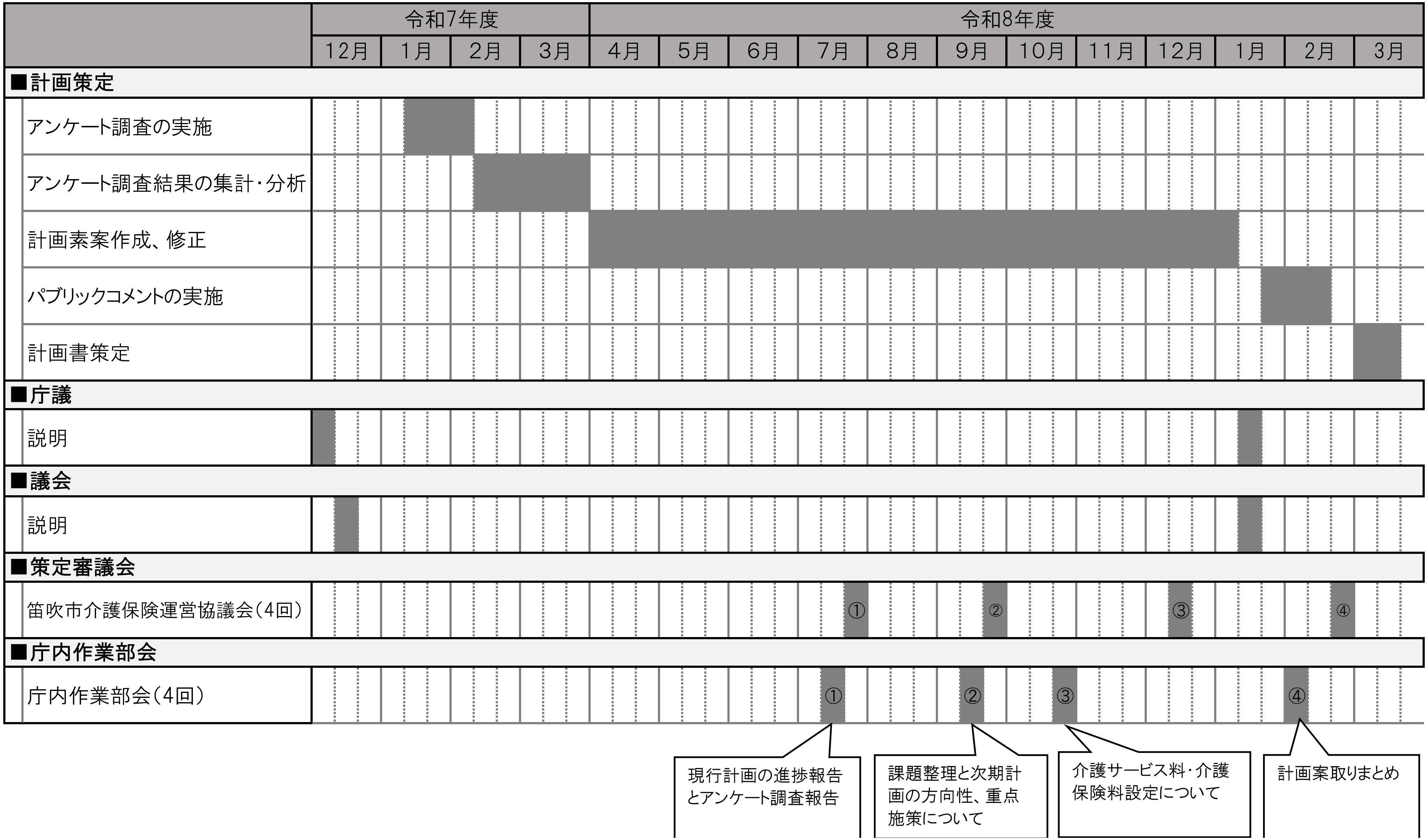

高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画のためのアンケート調査
〈調査概要〉

【調査の目的】

本調査は、「高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」の策定にあたり、計画策定の基礎資料として、高齢者の生活の状況や地域活動に対する意向、要介護認定者の介護状況、介護事業所の実態等を把握し、高齢者の実情を反映した高齢者福祉の推進を図ることを目的とする。

【調査種類及び対象】

1　介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

市内在住の要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者

2,500人（無作為抽出）

2　在宅介護実態調査

市内在住の在宅で生活している要介護認定者

1,000人(無作為抽出)

3　介護サービス事業者調査

市内の介護サービス事業者　　約50事業所

【調査方法】

◆調査期間　:令和8年1月中旬～2月中旬

◆調査方法　:調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族等）
郵送配布・郵送回収による郵送調査、返信用封筒を同封

◆調査内容　:①生活の状況や健康状態、地域活動に対する意向、福祉サービス・介護保険制度の情報入手状況など
②介護サービスの利用状況や満足度、介護者の状況等
③介護事業所の運営やサービスの質の向上への取り組み等

別記様式（第５条関係）

庁議付議事項概要書

協議事項　・　報告事項			令和７年 12 月 10 日提出	
件　名	笛吹市部活動地域展開に関する基本方針の策定について		部局名	教育委員会
概要	令和４年 12 月にスポーツ庁及び文化庁から、少子化や部活動の課題を踏まえ、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続的に親しむ機会を確保するため、新たな地域クラブ活動の整備に関する対応策を示した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が公表された。 本市では、笛吹市立中学校の休日部活動の地域移行に向けた方向性等を検討するため、令和６年１月に笛吹市中学校部活動地域移行検討委員会を設置し、５回の会議を経て、令和７年３月に検討結果が教育委員会に報告された。その後、令和７年７月 18 日開催の懸案協議にその内容を諮り、市としての基本方針を策定するよう指示があった。 これらを踏まえ、市としての取組方針を示した「笛吹市部活動地域展開に関する基本方針」を策定したので報告する。			
経過	令和４年 12 月　スポーツ庁及び文化庁から学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが示される。 令和５年８月　中学校部活動の地域移行への対応について懸案協議に諮る。 令和６年１月　笛吹市中学校部活動地域移行検討委員会を設置。 令和７年１月　中学校部活動の地域移行の方向性について懸案協議に諮る。 令和７年３月　笛吹市中学校部活動地域移行検討委員会より検討結果が示される。 令和７年７月　懸案協議に検討結果を報告し、市としての取組方針策定を指示される。 令和７年 11 月　「笛吹市部活動地域展開に関する基本方針」を策定			
問題・課題	１　部活動地域展開を推進するために検討の場として「部活動地域展開推進協議会」の設置が必要になる。 ２　県から令和８年度には１つの地域クラブ（地域展開）を実施するよう示されている。			
対応策	１　部活動地域展開推進協議会設置要綱を速やかに策定する。 ２　令和８年度地域クラブ実施に向けて実施意向のある競技団体（競技：サッカー）と協議を進める。			

協議結果	

令和７年 12 月 10 日
庁議資料
教育委員会生涯学習課

「笛吹市部活動地域展開に関する基本方針」の策定について

１ 基本方針策定の背景

令和４年 12 月、スポーツ庁・文化庁は少子化の中でも生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しめる機会を確保するため、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を示しました。本市では、笛吹市立中学校の休日部活動を地域移行する方向性を検討するため、令和６年１月に笛吹市中学校部活動地域移行検討委員会を設置し、5 回の会議を経て令和７年３月に検討結果を教育委員会に報告。この結果を踏まえ、部活動の地域展開を円滑に進めるための「笛吹市部活動地域展開に関する基本方針」を策定しました。

２ 基本方針の概要

「笛吹市部活動地域展開に関する基本方針」は、子どもの安全確保と教育的意義を重視し、学校部活動から地域クラブへの円滑な移行を目指すことを目的とする。

【活動環境整備】

安全なスポーツ・文化活動を目指し、地域クラブを整備。学校と連携し、負担軽減と保険加入を義務化。

【教育的意義継承】

自主性や健康促進など学校部活動の教育的意義を地域クラブに継承し、多様な交流と安全な指導体制を確立。

【地域の多様な主体との連携の推進】

学校、保護者、地域団体と連携し「地域の子どもは地域で育てる」を実現。運営体制強化と質の向上策を講じる。

【参加者】

笛吹市の中学生全員が対象。開始時は既存部員を中心とし、未所属者の参加も段階的に促進。

【段階的かつ柔軟な移行】

休日活動を優先し、地域状況に応じて平日移行も検討。月 1〜2 回の活動から始め、学校部活動に準じた運用で柔軟に進める。

本方針により、安全で質の高い地域クラブ活動を推進し、子どもの健やかな成長と地域連携を図る。

３ 地域展開のスケジュール

別紙参照

（別紙）

地域展開のスケジュール

○ 令和 5 年度【地域展開準備期間】
・笛吹市中学校部活動地域移行検討委員会設置
・検討委員会にて地域クラブ活動の取組の方針と方向性について検討

○ 令和 6 年度【地域展開準備期間】
・検討委員会より「地域クラブ活動の取組の方針と方向性」について検討結果が示される

○ 令和 7 年度【地域展開準備期間】
・「笛吹市部活動地域展開に関する基本方針」策定
・地域クラブ実施団体との協議
・笛吹市地域展開推進協議会設置

○ 令和 8 年度【休日地域展開開始期間】
・休日の地域クラブの実施（1 クラブ）
・実施状況の検証・課題整理
・休日部活動の地域展開の推進

○ 令和 9 年度【休日地域展開推進期間】
・休日地域展開の実施状況の見直し
・休日の地域クラブの実施数の拡大
・実施状況の検証・課題整理
・休日部活動の地域展開の推進

○ 令和 10 年度以降【休日地域展開推進期間】

令和 13 年度の休日地域展開完全実施に向けて取り組む

○ 令和 13 年度の休日地域展開完全実施

笛吹市部活動地域展開に関する基本方針

令和７年 11 月

笛吹市教育委員会

目　次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1　国、県の部活動地域移行に関する考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2　笛吹市の部活動の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

3　休日部活動の地域移行に向けた実態調査結果・・・・・・・・・・・・・・・ 3
（1）実態調査結果
（2）実態調査結果の概要

4　笛吹市中学校部活動地域移行検討委員会による検討結果・・・・・・・・・ 9

5　笛吹市部活動地域展開に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある子どもたちが自主的・自発的に参加し、各部活動の顧問の下、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、本市のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、子どもたち同士や子どもたちと教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における子どもたちの自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

しかし、少子化が進行する中、中学校の生徒数も減少し、学校部活動が従前と同様の体制で運営することが難しくなってきており、学校によっては存続が厳しい状況にあります。また、専門性や意思に関わらず教員が務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっている。

子どもたちの豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

そこで、本市としても部活動の地域展開を円滑に進めるため「笛吹市中学校部活動地域移行検討委員会」を立ち上げ、中学校部活動の地域移行に伴う地域クラブ活動の取組の方針と方向性を検討したことを踏まえ、「部活動地域展開に関する基本方針」を次のとおりとする。

1　国、県の部活動地域移行に関する考え方

(1)スポーツ庁及び文化庁の考え方

令和 4 年 12 月に「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定した。

(2)山梨県教育委員会の考え方

令和 5 年 12 月に「やまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定した。

(3)国・県の部活動地域移行の方向性

学校運動部活動の地域移行は、「地域の子ども達は、学校を含めた地域で育てる」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じ、スポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指す、としている。

また、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す、としている。

(4)県の市町村担当者会による支援体制事業等に関する資料について

令和 7 年 5 月 20 日に山梨県教育庁(保健体育課(運動部)及び義務教育課(文化部))及び観光文化・スポーツ部(スポーツ振興課及び文化振興･文化財課)が実施した「第 1 回地域クラブ活動への移行に係る市町村担当者会」資料により、休日部活動の地域移行について、令和 8 年度は全市町村 1 つ以上の地域クラブ活動実施を目指す、としている。

2　笛吹市立中学校部活動の現状

令和 7 年度時点において、中学校 5 校に部活動は計 71 部設置されており、そのうち運動部は 58 部、文化部は 13 部である。また、中学校 5 校における部員数は運動部 1,085 人、文化部 251 人で、合計 1,336 人の生徒が加入し、部活動加入率は、88.1％であった。9 割近い生徒が部活動に取り組んでいる状況から、笛吹市の生徒の部活動への関心は高い状況にある。

一方で、少子化の影響で中学校の生徒数は減少しており、令和 4 年度から令和 7 年度までの間に市内中学校の生徒数が 2.6％減少するとともに、2 つの学校部活動が減少した。今後も生徒数は減少する見込みであり、学校部活動の維持は困難となるおそれがある。

【生徒数、部活動加入者、部活動数の推移】

	生徒数(5/末)	部活動加入者	加入率	部活動数
令和 4 年度	1,557 人	1,426 人	91.6%	73
令和 5 年度	1,551 人	1,358 人	87.6%	73
令和 6 年度	1,558 人	1,370 人	87.9%	72
令和 7 年度	1,516 人	1,336 人	88.1%	71

3　休日部活動の地域移行に向けた実態調査結果と課題

(1)実態調査結果

国の段階的な部活動地域移行を踏まえ、生徒・保護者のニーズや教職員の休日部活動における指導の意向を把握するため、令和 5 年度に休日部活動の地域移行に向けた実態調査を行った。

〇対象者及び笛吹市における回答数

小学校 5・6 年生児童　870　　保護者　400

中学校 1 年生　　　　　407　　保護者　178

小学校・中学校教職員　　309

〇調査結果の分析

アンケートは、小学校 5 年生～中学校 1 年生とその保護者及び小中学校の教職員に実施したが、ここでは、中学校 1 年生とその保護者及び小中学校の教職員の回答を基に分析していく。

ア　中学校１年生の生徒の状況（回答数：407）

①あなたは、休日の部活動の地域移行後、休日のスポーツや文化活動に参加したいですか？

参加したい	115（28%）
時々参加したい	179（44%）
休日は参加しない	113（28%）

②（「参加したい」「時々参加したい」を選んだ人（294））あなたは、どちらの目的で参加したいですか？

競技力や技能の向上を目指す	114（39%）
仲間と楽しみながら	180（61%）

③あなたは、休日の部活動が地域移行したら、休日どのような活動に参加したいと考えていますか？（294）

教育委員会が準備している『地域クラブ活動』に参加したい	88（30%）
県内や地元にすでにあるクラブチームや道場などのスポーツ活動に参加したい	96（33%）
県内や地元で開催するスポーツイベントや教室に参加したい	64（22%）
県内や地元にすでにある音楽団や芸術教室などの文化活動に参加したい	23（8%）
県内や地元で開催する文化イベントや教室に参加したい	18（6%）
その他	5（2%）

④『休日は参加しない』を選んだ理由は何ですか？※複数回答可（あてはまるもの全てえらんでください）（113）

あそぶ時間がほしい	64（27%）	【57%】
習い事などで忙しそう	36（15%）	【32%】
やりたい活動がない	31（13%）	【27%】
お金がかかりそう	28（12%）	【25%】
保護者に負担がかかりそう	26（11%）	【23%】
人間関係	24（10%）	【21%】
身体的な理由	8（3%）	【 7%】
安全面に不安	7（3%）	【 6%】
今何をやろうか考えている	5（2%）	【 4%】
その他	10（4%）	【 9%】

⑤現在、山梨県では教育委員会の開催する大会が、１年間に県大会【春・夏・秋】３回・支部大会(地域レベルの大会)【春・夏・秋】３回の合計最大６大会が行われています。あなたは、１年間６大会の回数についてどう考えますか？

とても多い	14（3%）

多い	65（16%）
今のままでよい	286（70%）
少ない	30（7%）
とても少ない	12（3%）

イ　中学校１年生の保護者の状況（回答数：178）

①あなたは、休日の部活動の地域移行後、お子さまには休日どのように参加させたいと考えていますか？

教育委員会が準備している『地域クラブ活動』に参加させたい	74（42%）
県内や地元に既にあるクラブチームや道場などのスポーツ活動に参加させたい	49（28%）
県内や地元で開催するスポーツイベントや教室に参加させたい	6（3%）
県内や地元にすでにある音楽団や芸術教室などの文化活動に参加させたい	4（2%）
県内や地元で開催する文化イベントや教室に参加させたい	7（4%）
休日は参加させない	25（14%）
その他	12（7%）

②-１お子さまが休日、『教育委員会が準備している「地域クラブ活動」』に参加する場合、活動場所までの移動手段としてどれが望ましいと考えますか？（74）

自転車	67（91%）
保護者送迎	7（9%）

②-２（回答した移動手段について）移動時間はどの程度が適当だと考えますか？（74）

10 分未満	11（15%）
20 分未満	44（59%）
30 分未満	15（20%）
50 分未満	1（1%）
60 分未満	2（3%）
時間は問わない	1（1%）

③『教育委員会が準備している「地域クラブ活動」』に対して、心配することはありますか？
※複数回答可（74）

指導者の人柄や指導の仕方	46（18%）	【62%】
会費などの費用面の負担	44（17%）	【59%】
指導者との人間関係	40（16%）	【54%】
活動場所までの送迎の負担	36（14%）	【49%】
活動時間（長い・短い）や活動日数（多い・少ない）	24（9%）	【32%】
他校の生徒等との人間関係	24（9%）	【32%】
ケガやトラブルへの対応や補償	22（9%）	【30%】

大会や発表会への参加体制　18（7%）【24%】
特になし　4（2%）【 5%】

④『休日は参加させない』を選んだ理由は何ですか？※複数回答可

保護者に負担がかかる	27（30%）	【43%】
習い事などで忙しい	15（17%）	【24%】
子どもが興味をもたない	13（14%）	【21%】
安全面に不安	12（13%）	【19%】
人間関係が心配	8（ 9%）	【13%】
やらせたい活動がない	4（ 4%）	【 6%】
特になし	4（ 4%）	【 6%】
その他	7（ 8%）	【11%】

⑤現在、山梨県では教育委員会の開催する大会が、１年間に県大会【春・夏・秋】３回・支部大会(地域レベルの大会)【春・夏・秋】３回の合計最大６大会が行われています。あなたは、１年間６大会の回数についてどう考えますか？

とても多い	4（2%）
多い	31（17%）
今のままでよい	129（72%）
少ない	11（6%）
とても少ない	3（2%）

ウ　小学校・中学校教職員の状況（回答数：309）

①兼職兼業への意欲

【全体】　309
兼職兼業したい 31（10%）　どちらともいえない 70（23%）　兼職兼業しない 208（67%）

【小学校】　198
兼職兼業したい 5（3%）　どちらともいえない 49（25%）　兼職兼業しない 144（73%）

【中学校】　111
兼職兼業したい 26（23%）　どちらともいえない 21（19%）　兼職兼業しない 64（58%）

②「兼職兼業を申請しない」と回答した方の理由について　※複数回答可 (208)

多忙になるから（多忙化改善のため、自分の時間を大切にしたい）	170（36%）	【82%】
スキル面で指導に不安があるから	118（25%）	【57%】
安全面の指導に不安があるから	68（15%）	【33%】
相当する報酬が望めないから	57（12%）	【27%】
保護者や児童・生徒対応に不安があるから	45（10%）	【22%】
その他	8（ 2%）	【 4%】

③あなたは、今までスポーツ・文化活動を経験（指導含む）してきましたか？

スポーツ・文化活動どちらも	68（22%）
スポーツ活動	161（52%）
文化活動	27（9%）
特に活動していない	53（17%）

④教育委員会が準備を進めている、『地域クラブ活動』の良さ（メリット）はどんなことだと考えますか？　※複数回答可　　(309)

子供達が専門的な技術指導をしてもらえる	230（32%）	【74%】
教員の多忙化が解消される	226（31%）	【73%】
子供の選択の幅が広がる	147（20%）	【48%】
近隣の学校と一緒に活動ができるようになる	109（15%）	【35%】
その他	6（ 1%）	【 2%】

⑤教育委員会が準備を進めている、『地域クラブ活動』の課題（デメリット）はどんなことだと考えますか？　※複数回答可　　(309)

指導者の確保	259（23%）	【84%】
安全面や事故発生時の責任の所在	194（17%）	【63%】
金銭面の負担	146（13%）	【47%】
学校と地域との連携	133（12%）	【43%】
大会運営	127（11%）	【41%】
保護者との連携	106（10%）	【34%】
行き過ぎた指導	88（ 8%）	【28%】
合同チーム編成	46（ 4%）	【15%】
その他	10（ 1%）	【 3%】

(2)実態調査結果の概要

ア　生徒の参加意向

中学生 1 年生の 72%が、休日の地域クラブ活動への参加に意　欲を示しており、特に「仲間と楽しみながら」活動したいという声が多く聞かれた。

イ　保護者の期待

保護者の約 42%が「教育委員会が準備している地域クラブ活動」への参加を希望しており、活動場所までの移動時間については「20 分未満」が適当と考える方が約 59%を占めている。

ウ　保護者の懸念

地域クラブ活動への不安点としては、「指導者の人柄や指導の仕方」（約 62%）、「会費などの費用負担」（約 59%）、「指導者との人間関係」（約 54%）、「送迎の負担」（約 49%）などが上位に挙げられる。

エ　教職員の意向

教職員の約 67%が「兼職兼業しない」と回答しており、その主な理由として「多忙になるから」（約 82%）、「スキル面での指導に不安があるから」（約 57%）が挙げられました。一方で、教職員の多くが地域クラブ活動のメリットとして「専門的な技術指導の実現」（約 74%）や「教員の多忙化解消」（約 73%）を認識している。

この調査結果から、地域クラブ活動へのニーズは高いものの、運営体制や保護者の負担軽減、指導者の確保と質、安全管理などが重要な課題であることが示された。

4　笛吹市中学校部活動地域移行検討委員会による検討結果

本市は、これらの現状と課題を踏まえ令和６年１月に笛吹市中学校部活動地域移行検討委員会（以下「検討委員会」という。）を立ち上げた。

以降、５回の会議を重ね検討委員会から教育委員会に「笛吹市における中学校部活動の地域移行に伴う地域クラブ活動に係る取組の方針と方向性について」(以下「地域クラブの取組と方向性」という。)が提出された。内容については、次のとおりである。

⑴笛吹市における地域クラブ活動について

笛吹市においても全国と同様に少子化が進んでおり、令和元年度から令和５年度までの間に市内中学校の生徒数が 7.8%減少するとともに、３つの学校部活動が減少した。また、今後、令和５年度から令和 15 年度までの間で、更に 10.9%の市内中学校の生徒数が減少する見込みであり、市内中学校においても、学校部活動の維持が困難になるおそれがある。

ついては、将来にわたり笛吹市の子どもたちがスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保し、学校部活動が有する教育的意義を継承するため、「地域の子どもたちは地域で育てる」という考えの下、地域の多様な主体と連携し地域クラブ活動の推進を図る。

※地域クラブ活動･･･学校部活動が担っているスポーツや文化芸術活動に親しむ機会の確保と学校部活動が有する教育的意義を継承し、社会教育の一環として地域の多様な主体が運営する地域クラブの活動のこと。

⑵地域クラブ活動における取組の方針

①地域クラブ活動は、子どもたちが安心してスポーツ・文化芸術に親しむ環境を確保することを目的として整備する。

②地域クラブ活動は、中学校部活動が担っている教育的意義などを継承するものとする。また、体罰、暴力行為や勝利至上主義的な考えを排除する。

③地域クラブ活動は、地域の多様な主体や学校、保護者等が連携し進める。

④地域クラブ活動への移行は、休日の活動から着実に進めることとし、平日については地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すものとする。

(3)地域クラブ活動に係る 9 つの取組の方向性

①新たな地域クラブ活動の在り方

生徒の心身の健全育成とスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保を主な目的として、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下に活動を行う環境を整備する。また、地域クラブ活動への移行は、部員不足などで部活動の維持が困難なスポーツや文化芸術活動などから検討を進めるものとし、あわせて、学校部活動における部活動指導員の充実を図るなど「学校部活動の地域連携」を進めるものとする。

移行開始時は、部員不足などで活動の維持が困難な部活動や地域クラブ活動への移行に係る体制や理解が整った部活動から実施するものとする。

②参加者

原則地域の生徒全てを参加の対象者とする。

移行開始時は、従来の学校部活動に所属している生徒を主な参加の対象者とし、可能な範囲で部活動に所属していない生徒の意向に配慮する。

③運営団体・実施主体等

運営団体・実施主体等は、運営に伴う、

〇運営方針等の決定
〇活動の周知
〇参加者の募集受付
〇活動のマネジメント
〇指導者のマネジメント
〇参加者のマネジメント
〇地域、学校、スポーツ・文化芸術団体等関係団体とのコーデイネート
〇参加者等の満足度を高める工夫

等の業務を行うものとし、運営団体・実施主体等の業務を担う団体は、地域の多様な団体などを想定するものとする。

コーディネーターについては、その役割から、退職教員や関係団体等の中から人選し、地域クラブ活動に関わる多様な団体間の連絡調整等を行うものとする。

協議会は運営団体から提出された各年度の運営方針(案)を検討し承認する。また、報告された運営状況をもとに必要に応じて運営団体に改善を求める。

④指導者

県人材バンクの活用やスポーツ・文化芸術団体、中学校、大学及び民間企業等と連携し、指導報酬を支払う中で指導者を継続的に確保する。

また、生徒への適切な指導力等の質のみならず、生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰･ハラスメントを根絶するための指導者研修などの取組も行うものとする。

移行開始時は、地域のスポーツ・文化芸術における指導者、兼職兼業を希望する部活動の顧問教師と部活動指導員等を中心に指導者の確保を図るものとする。

⑤活動内容

部活動で実施しているスポーツ・文化芸術活動を活動内容とする。併せて、生徒のニーズや実施体制等を考慮するなかで長期休暇中等に開催される体験教室等や障がいの有無にかかわらず参加できる活動も検討する。

また、勝利至上主義に陥ることなく、競技大会志向の活動の他、気軽にスポーツ、文化芸術に親しむ活動など内容の多様化を図る。

移行開始時は、現状、部活動で活動しているスポーツ・文化芸術活動から地域クラブ活動への検討を進めるものとする。

⑥活動回数と適切な休養日等の設定

地域クラブ活動は、まずは、休日の活動から行うものとし、平日については地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すものとする。

活動時間及び休養日は学校部活動の活動時間等に準じたものとする。

移行開始時は、生徒のニーズ及び実施体制等を考慮し、活動回数については、月 1～2 回程度から実施することや、段階的に回数を増やしていくことも可能とする。

⑦活動場所

中学校部活動の活動場所を地域クラブ活動の主な活動場所とする。

複数校や市全域を対象とした地域クラブ活動を行う場合などは必要に応じて、地域の社会体育施設や社会教育施設等も活動場所とする。

⑧会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

運営に必要な費用は受益者負担の考えから、一定の負担を保護者等に求める。また、低廉な会費とするための公費負担のあり方については、先進事例を参考に、検討する。

地域クラブの活動場所については、保護者の送迎面の負担が軽減できるよう実施主体に配慮を求める。

⑨保険の加入

　地域クラブ活動の指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を義務付ける。

　保険料は、受益者負担の考えから、一定の負担を保護者等に求める。なお、低廉な負担額とするための公費負担のあり方については、先進事例を参考に、検討する。

5　笛吹市部活動地域展開に関する基本方針

検討委員会から提出された「地域クラブの取組と方向性」に基づき、「笛吹市部活動地域展開に関する基本方針」を次のとおり定める。

⑴活動環境整備

子どもたちが安全で安心してスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境について、次の点に留意し整備する。

ア　新たな地域クラブ活動のあり方

地域クラブは、生徒の心身の健全育成とスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保を主な目的として、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力のもとに活動を行う環境を整備する。

〇移行の優先順位

部員不足により学校部活動の維持が困難な種目や、地域に既存の指導体制や受け皿がある種目から優先的に地域クラブ活動への移行を進める。

〇学校部活動との連携

地域展開後も、学校部活動との連携を図り、必要に応じて部活動指導員等を活用し、子どもたちの活動機会を確保する。

イ　安全でアクセスしやすい活動場所の確保

〇学校施設の活用

中学校の体育館、武道場、運動場、音楽室など、既存の学校施設を地域クラブ活動の主要な活動場所とする。

〇地域施設の活用

社会体育施設、社会教育施設、公民館、民間施設など、地域内の多様な施設も生徒の移動負担軽減などを視野に入れ活動場所とする。

ウ　会費等の参加者（保護者）の負担軽減・公費支援

〇受益者負担の原則

運営に必要な費用は、原則として参加者（保護者）に負担を求めるが、その設定は、地域クラブごとに負担にならない金額とする。

〇公費支援の検討

低廉な会費設定を可能にするため、運営費、施設使用料、指導者謝金などの運営経費に対する公費支援のあり方について、先進事例を参考に検討する。

〇送迎負担の軽減策

地域クラブの活動場所については、学校施設を基本としつつ、送迎の負担軽減の観点から、社会体育施設、社会教育施設等の活用を視野にいれる。

エ　保険の加入

参加する生徒および指導者全員に対し、活動中の万一の事故に備え、自身の怪我等を補償する傷害保険、および第三者への損害を補償する個人賠償責任保険への加入を義務付ける。

保険料は、原則として受益者負担としますが、保護者の負担軽減のため、公費支援のあり方を先進事例を参考に検討する。

⑵教育的意義の継承

学校部活動が培ってきた教育的意義（自主性・主体性の育成、豊かな人間関係の構築、体力向上・健康増進など）を地域クラブ活動においても継承し、地域における多様な人々との交流を通じて、より豊かな学びの場にする。

体罰、ハラスメント、過度な勝利至上主義を排除し、生徒の尊厳を尊重した指導を行う。

ア　活動内容

〇教育的意義の継承

これまでの学校部活動で行われてきたスポーツ・文化芸術活動を基盤とする。

〇ニーズに応じた展開

生徒のニーズや地域資源を考慮し、競技志向型だけでなく、健康維持、レクリエーション、体験学習など、多様な目的の活動プログラムも検討する。

ィ　生徒の尊厳の尊重

体罰、ハラスメントなどの不祥事の防止のための取組を徹底する。

また、地域クラブの実施状況を注視し、必要に応じて改善を指導する。

⑶地域の多様な主体との連携の推進

学校、保護者、地域住民、地域団体、民間事業者など、多様な主体と連携し、「地域の子

どもは地域で育てる」という意識のもと進める。

ア　運営団体・実施主体等

運営団体・実施主体等は、次の業務を担える体制を構築する。

上記業務を担う団体として、文化活動団体・スポーツ団体など地域の多様な主体の内、実施体制を有する団体とする。

〇運営方針の決定

目的、活動内容、安全管理体制、会計等

〇活動の周知・募集

ウェブサイト、チラシ作成等

〇マネジメント

活動計画、指導者管理(登録・配置・研修)

参加者管理(名簿・出欠・緊急連絡体制)

〇地域連携

学校、関係団体、行政との密な連携。

〇質的向上への工夫:

活動の満足度向上に向けたアンケート等の実施。

〇コーディネーターの配置:

退職教員、地域の文化・競技指導者などから人選し、地域と学校、指導者、保護者間の橋渡し役となる「地域コーディネーター」を配置する。コーディネーターは、活動調整、課題解決、情報共有の中心となる。

〇地域展開推進協議会の設置と役割

地域展開推進協議会は実施主体から提出された運営方針を検討する。また、活動状況を確認し、必要に応じて改善を求め、透明性と質の維持を図る。

協議会のメンバーは次のとおり

①笛吹市立中学校の代表

②笛吹市スポーツ推進員会の代表

③笛吹市スポーツ・文化協会の代表

④笛吹市スポーツ少年団の代表

⑤笛吹市総合型地域スポーツクラブの代表

⑥公益財団法人ふえふき文化・スポーツ振興財団の代表

⑦笛吹市ＰＴＡ連合会の代表

⑧笛吹市スポーツ推進審議会の代表

⑨教育部長
⑩その他教育長が必要と認める者

協議会・運営団体・実施主体の役割（イメージ）

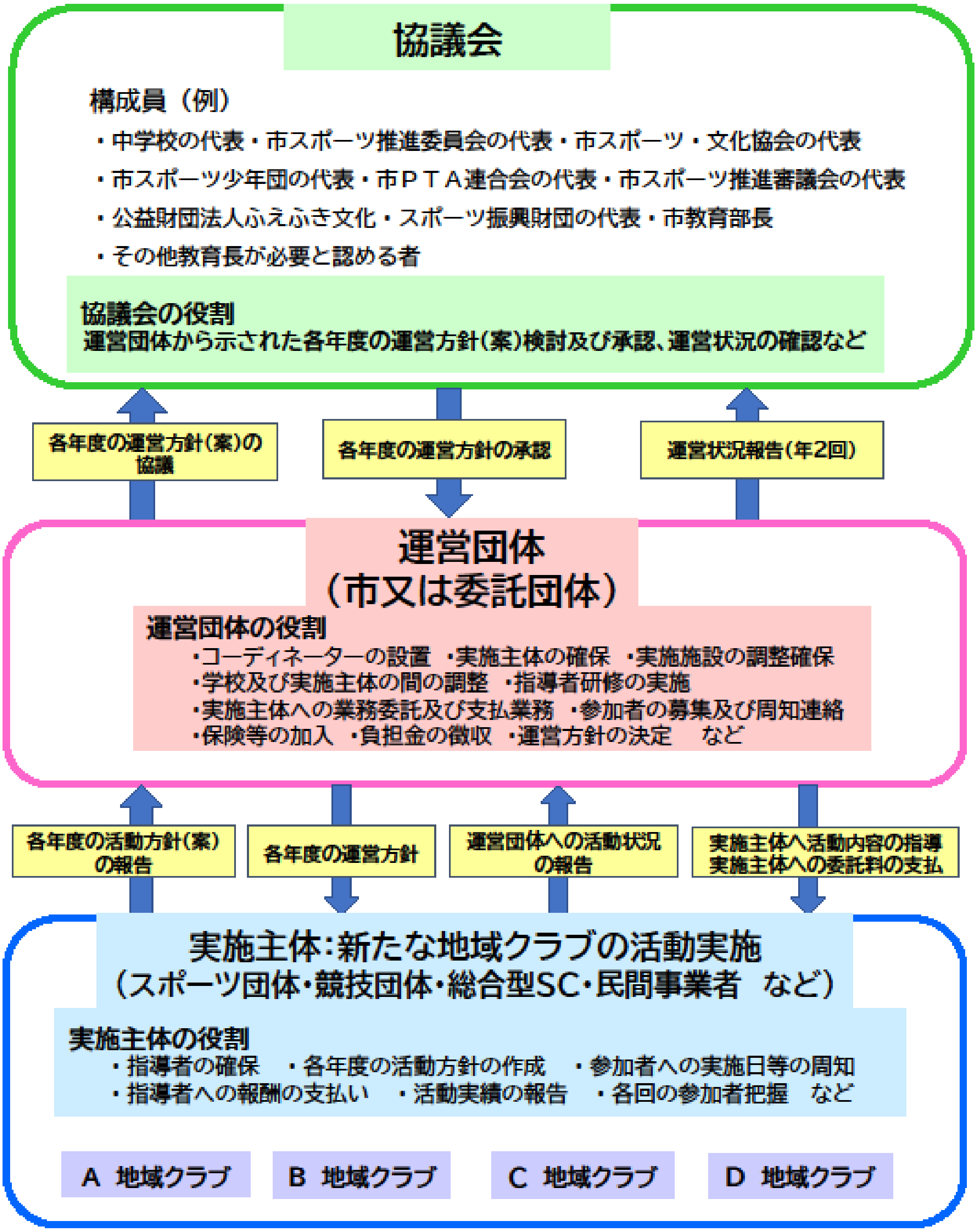

ウ　指導者

〇指導者の確保

県の人材バンクの活用や、スポーツ・文化芸術団体、大学、専門学校、民間企業、学校部活動 OB/OG、地域住民等、幅広い層から指導者を確保する。

〇兼職兼業教員等の活用

兼職兼業を希望する現職教員や部活動指導員、退職教員の活用を促進する。

〇指導者の質の確保と向上

指導技術、安全管理、応急処置、体罰・ハラスメント防止等に関する研修会の参加を義務とする。

〇指導者報酬の支給

指導者の継続的な確保と意欲向上を図るため、指導時間に応じた報酬を支給する。

⑷ 参加者

原則として、笛吹市内に在住・在学する全ての中学生を対象とする。

移行開始時は、従来の学校部活動に所属していた生徒を主な対象としつつ、段階的に部活動に所属していない生徒の意向に配慮する。

⑸段階的かつ柔軟な移行

まずは、休日の部活動から地域クラブ活動への展開を着実に推進し、活動実績や課題を踏まえながら、地域の実情に応じて平日の部活動も地域クラブ活動への~~移行~~展開を~~も~~進める。

ア　活動回数と適切な休養日等の設定

〇段階的移行の原則

まずは、休日(土日祝日)の部活動から地域クラブ活動への展開を推進する。平日の部活動については、地域における実施主体の確保、施設利用、生徒の学習時間等、様々な課題をクリアしながら、段階的な移行を検討する。

〇柔軟な活動形態

移行開始時は、月1～2回程度の活動からスタートし、徐々に回数を増やすなど、柔軟な移行を可能とする。

活動時間及び休養日は学校部活動の活動時間等に準じたものとする。

⑹笛吹市の地域展開スケジュール

○ 令和 5 年度【地域展開準備期間】
・笛吹市中学校部活動地域移行検討委員会設置
・検討委員会にて地域クラブ活動の取組の方針と方向性について検討

↓

○ 令和 6 年度【地域展開準備期間】
・検討委員会より「地域クラブ活動の取組の方針と方向性」について検討結果が示される

↓

○ 令和 7 年度【地域展開準備期間】
・「笛吹市部活動地域展開に関する基本方針」策定
・地域クラブ実施団体との協議
・笛吹市地域展開推進協議会設置

↓

○ 令和 8 年度【休日地域展開開始期間】
・休日の地域クラブの実施（1 クラブ）
・実施状況の検証・課題整理
・休日部活動の地域展開の推進

↓

○ 令和 9 年度【休日地域展開推進期間】
・休日地域展開の実施状況の見直し
・休日の地域クラブの実施数の拡大
・実施状況の検証・課題整理
・休日部活動の地域展開の推進

↓

○ 令和 10 年度以降【休日地域展開推進期間】
・令和 13 年度の休日地域展開完全実施に向けて取り組む

↓